# 能力開発基本調査における 民間競争入札実施要項(案)

厚生労働省人材開発統括官 政策企画室基盤整備係

# 目 次

	本 又 】
1	趣旨 · · · · · · · · · · · · · · 1
2	能力開発基本調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	本調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保さ
	れるべき質に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4	成果物 · · · · · · · · · · · · · · · 28
5	本調査業務実施に当たり確保されるべきサービスの質‥‥‥ 29
6	業務の改善策の作成・提出等・・・・・・・・・・・・・・・30
7	契約の形態及び支払等・・・・・・・・・・・・・・・・・31
8	実施期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・31
9	入札参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・31
10	民間競争入札に参加する者の募集・・・・・・・・・・・・・・・33
11	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法・・・・35
12	能力開発基本調査における従来の実施状況に関する情報の開示・38
13	民間事業者が当省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うため
	に必要な措置その他本調査の適正かつ確実な実施の確保のために
	民間事業者が講ずべき措置等・・・・・・・・・・・・・・・・39
14	本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損
	害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等 ・・・・・・・・・・・・・ 49
15	本調査の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・49
16	その他太業務の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	別	紙	]
--	---	---	---

別紙 1	能力開発基本調査の流れ図・・・・・・・・・・・・・・・・53
別紙 2	調査関係用品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
別紙 3	調査票〔別紙3-1 (企業票)、別紙3-2 (事業所票)、別紙3-3
	(個人票)] · · · · · · · · · · · 58
別紙 4	封筒(送付用 • 返信用 • 督促用)〔送付用封筒:別紙4−1(企
	業調査)、別紙4-2(事業所調査)、別紙4-3(個人調査)、返信
	用封筒:別紙4-4(企業調査)、別紙4-5(事業所調査)、別紙
	4-6 (個人調査)、督促用封筒:別紙4-7 (企業調査)、別紙4-8
	(事業所調査)] · · · · · · · · · · 85
別紙 5	調査協力事前依頼葉書〔別紙5-1(企業調査)、別紙5-2(事業
	所調査)、別紙5-3 (本社一括対応)〕 ·····98
別紙 6	調査協力依頼状〔別紙6-1(企業調査)、別紙6-2(事業所調
	査)、別紙6-3 (個人調査)]104
別紙7	お礼状兼督促葉書〔別紙7-1 (企業調査)、別紙7-2 (事業所調
	査)〕 · · · · · · · · · 110
別紙8	お礼状兼督促状〔別紙8-1(企業調査)、別紙8-2(事業所調
	査)〕 · · · · · · · · · · 114
別紙 9	個人調査の対象者の選定及び調査資材の配付等について・・116
別紙10	送付状兼個人調査実施の方法 ・・・・・・・・・・・・ 118
別紙11	オンライン回答手引・・・・・・・・・・120
別紙12	政府統計の統一ロゴタイプ・・・・・・・・・・・122
別紙13	紛らわしい文字列・・・・・・・・・・・124
別紙14	調査対象名簿〔別紙14-1(企業調査)、別紙14-2(事業所調
	査)〕125
別紙15	進捗確認表·····127
別紙16	調査票点検チェックリスト・・・・・・・・・・・・・144
別紙17	問合せ等対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・152
別紙18	トークスクリプト・・・・・・・171
別紙19	協力依頼メール・・・・・・・・・・・・・・・179
別紙20	工程検査チェックリスト・・・・・・・・・・・ 182
別紙21	集計仕様書・・・・・・・・190

別紙22	委託先に講じさせるべき措置
別紙23	有効回答率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・204
別紙24	誓約書 · · · · · · · · · · · · 205
別紙25	評価項目一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
別紙26	従来の実施状況に関する情報の開示・・・・・・・・・・212
別紙27	通報窓口の周知完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・ 220

#### 能力開発基本調査における民間競争入札実施要項(案)

# 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、厚生労働省(以下「当省」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成28年6月28日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された能力開発基本調査事業について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

#### 2 能力開発基本調査の概要

能力開発基本調査(以下「本調査」という。) は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

本調査は、「企業調査」、「事業所調査」及び「個人調査」で構成され、以下の 各項目に基づき実施することを予定している。

# (1)調査対象

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの。外国公務を除く。)に属する常用労働者 30 人以上の民営企業及び常用労働者 30 人以上の

民営事業所並びに当該事業所に雇用されている常用労働者から一定の方法 により抽出した労働者。

# (2)調査規模

令和3年度において実施した各調査の調査規模数は、以下のとおりである。(調査規模数の変動(10%程度の範囲内での変動)もあり得る。)

- ① 企業調査
  - 約7,300企業(母集団の数 約147,000企業)
- ② 事業所調査 約7,100事業所(母集団の数 約221,000事業所)
- ③ 個人調査

約28,600人(母集団の数 約20,150,000人)

企業調査・事業所調査については、当省より貸与する事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)における企業・事業所を母集団とし、産業、企業・事業所規模を層とする層化無作為抽出により選定する。

個人調査については、事業所を第1次抽出単位、その事業所に雇用されている労働者を第2次抽出単位とし、事業所は事業所調査の調査対象事業所とし、労働者は雇用形態を層とする層化二段無作為抽出により選定する。

# (3)調査時期

① 令和5年度調査

#### 〇調査期日

令和5年10月1日現在。ただし、年間を対象とした項目については令和4年度の一年間とする(以下の提出期限は令和3年度に実施した期日をベースにしたものであり、状況によって変更もあり得る。)。

#### 〇調査実施期間

- ・企業調査 令和5年10月1日(日)~同年10月31日(火)
- 事業所調査 令和5年10月1日(日)~同年10月31日(火)
- ・個人調査 令和5年11月15日(水)~同年12月16日(土)

# ② 令和6年度調査

# 〇調査期日

令和6年10月1日現在。ただし、年間を対象とした項目については令

和5年度の一年間とする。(現段階の予定であり、今後変更することがあり得る。)

〇調査実施期間

令和5年度調査と同時期

- ③ 令和7年度調査
  - 〇調査期日

令和7年10月1日現在。ただし、年間を対象とした項目については令和6年度の一年間とする。(現段階の予定であり、今後変更することがあり得る。)

〇調査実施期間

令和5年度調査と同時期

# (4) 主な調査事項

以下の調査項目は令和3年度調査におけるに調査項目であり、状況によって変更もあり得るが、大幅な増加は想定していない。(毎年8月頃、各年度の調査項目を決定予定。)

- イ 企業調査
  - 〇 企業の概要
  - 〇 OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用
  - 〇 能力開発の考え方
  - 〇 能力開発の実績・見込み
  - 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者
  - 教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況 等
- 口 事業所調査
  - 〇 事業所の概要
  - 〇 教育訓練の実施に関する事項
  - 〇 人材育成
  - 〇 労働者のキャリア形成支援
  - 〇 労働者の職業能力評価
  - 〇 技能の継承 等
- ハ 個人調査
  - 〇 労働者の属性

- 〇 会社を通して受講した教育訓練
- 〇 自己啓発
- 〇 これからの職業生活設計 等

# (5)調査の方法等

① 企業調査(企業票)

当省から民間調査機関(以下「民間事業者」という。)を通じて報告者 (以下「調査対象企業」という。)に対して、企業票を郵送により配付し、 郵送又はオンラインにより回収する方法で行う。なお、オンライン回答 に用いる調査対象企業専用のID及びパスワードについては、企業票を 郵送する際にあわせて通知する。

② 事業所調査(事業所票)

当省から民間事業者を通じて報告者(以下「調査対象事業所」という。) に対して、事業所票を郵送により配付し、郵送又はオンラインにより回 収する方法で行う。なお、オンライン回答に用いる調査対象事業所専用 のID及びパスワードについては、事業所票を郵送する際にあわせて通 知する。

③ 個人調査(個人票)

調査票の配付:イ:事業所票の回収時(オンラインでの回答があった場合も含む)に、常用労働者数から報告者(以下「調査対象労働者」という。)数を算出もしくは聴取し、調査対象事業所へ個人票を郵送する。

ロ:調査対象事業所から、調査対象労働者に個人票を 配付する。

調査票の回収:郵送又はオンラインにより個人票を回収する。なお、 オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパス ワードについては、民間事業者が個人票を調査対象事 業所へ配付する際に通知し、調査対象事業所から調査 対象労働者へ通知する。

※ オンライン調査(全調査共通)

オンライン調査については、報告者が所定の回答用サイト上で調査票に回答する方法で行う。詳細については下記3(10)を参照。

- 3 本調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 質に関する事項
- (1) 本調査は、当省が民間事業者に、次の(2) の業務を委託して行う。

# (2) 委託する業務の内容

本調査業務は、本調査における調査関係用品の印刷、封入・封緘、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査(疑義照会)、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務である(別紙1参照)。各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、特に調査票の督促業務やオンライン調査の促進業務をはじめとした有効回答率向上を目指した取組や、調査対象者からの問合せ対応、調査対象者への疑義照会等に係る業務については、民間事業者の創意工夫を求める。

# (3)業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(令和5年度調査から令和7年度調査)までとする。

# (4) 当省からの貸与物件

貸与物件は以下のとおりとする。当該貸与物件は、本事業のみに用いることとし、作業終了後は、速やかに当省に返却すること。

- ① 調査対象企業名簿
- ② 調査対象事業所名簿
- ③ 厚生労働省人材開発統括官公印印影
- ④ 調査票(企業票、事業所票、個人票)
- ⑤ 政府統計の統一ロゴタイプ

上記①~⑤の資料の開示に当たっては、民間事業者は、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、本調査業務以外に使用及び公表しない旨を記載した誓約書を、契約締結後速やかに当省に提出しなければならない。

#### (5)業務の引継ぎ

① 現行(令和2~4年度委託契約を指す。以下同じ。)の民間事業者から の引継ぎ

当省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者及び次回(令和5~7年度委託契約を指す。以下同じ。)の民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の民間事業者の負担となる。

② 次回の委託期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ 当省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、次回の民間事業者及び 次々回(令和8年度委託契約を指す。以下同じ。)の民間事業者に対して 必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、次回の民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次々回の民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、次回の民間事業者の負担となる。

#### (6)調査関係用品の作成等【調査関係用品一覧は別紙2参照】

① 調査票等の作成、印刷【実施時期:7月から順次】

調査実施に必要な次の書類のうち、調査票(別紙 3-1~3-3 は令和 3 年度調査で使用したもの)については、各年度の調査項目が確定次第、当省が作成し民間事業者に提供するので、印刷すること。

また、調査票以外については、令和3年度調査で使用した様式を基にしたひな形(別紙4~11)であり、これらを基に、民間事業者において作成し、当省の承認を得た上で印刷すること。

- イ 調査票【別紙 3-1~3-3 参照】
- ロ 封筒(送付用・返信用・督促用)【別紙 4-1~4-8 参照】
- ハ 調査協力事前依頼葉書(企業調査・事業所調査・本社一括対応)【別

紙 5-1~5-3 参照】

- 二 調査協力依頼状(企業調査・事業所調査・個人調査)【別紙 6-1~6-3 参照】
- ホ お礼状兼督促葉書(企業調査・事業所調査)【別紙 7-1~7-2 参照】
- へ お礼状兼督促状(企業調査・事業所調査)【別紙8-1~8-2参照】
- ト 個人調査の対象者の選定及び調査資材の配付等について【別紙9参照】
- チ 送付状兼個人調査実施の方法【別紙 10 参照】
- リ オンライン回答手引(※)【別紙 11 参照】
  - ※ 調査客体が回答する際にオンラインで回答する際の手引。当資材の視認性を高め、オンライン回答に誘導するため、他の調査資材とは異なる「白」色で送付すること。
- ② 調査票等の作成に当たっては、記入者負担の軽減、誤記入の防止、回収率の向上、疑義照会への対応、回答済み調査票提出時における安全性や発送及び回収時における効率化の観点から、当省の承認を得て必要な修正を行っても良い。
  - ※ 例:回収率の向上の場合

「アンケート質問数計〇問、アンケート回答の所要時間約〇分」のように、アンケート自体の全体像がイメージできるような記載するなど。

- ③ 印刷部数は、上記2(2)の調査規模数を基数とする。 ただし、住所変更等により、各調査対象に再配付を行う場合や異なる調査対象に配付する場合があるため、それらの分を勘案して余計に印刷を行うこと(別紙2参照)。
- ④ 印刷に当たっての留意点
  - イ 調査票等(上記①イからリまで)は事前に当省の承認を得ること。承 認の申請は、当省が検討する時間を十分確保できるよう、余裕をもって 行わなければならない。
  - ロ 企業調査、事業所調査及び個人調査に使用する調査票等はそれぞれ 若草色、レモン色及び水色又はその同系色を使用すること。
  - ハ 「調査票」、「封筒(送付用・返信用・督促用)」、「調査協力事前依頼 葉書(企業調査・事業所調査・本社一括対応)」、「調査協力依頼状(企 業調査・事業所調査・個人調査)」、「お礼状兼督促葉書」、「お礼状兼督

促状」には、「政府統計の統一ロゴタイプ」(以下「ロゴ」という。別紙 12 参照)を使用しなくてはならない。また、ロゴの下にロゴの説明文 を印字しなければならない(余白の関係上、ロゴの説明文を印字できないものは除く。)。

- ニ ロゴの色は黒とする。
- ホ ロゴの商標権は、総務大臣に帰属する(登録商標第5445026号)。
- へ 民間事業者は、上記ハに掲げる調査票等以外の印刷物にロゴを使用 する場合は、事前に当省の承認を得なければ使用できない。
- ト 民間事業者は、ロゴを使用するに当たり、商標法を遵守し、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- チ ロゴの大きさは、ロゴの目的の達成に資すると認められる場合であって、各調査対象の回答者等が容易に認識できる大きさで使用する限りにおいて、ロゴの大きさを変更することができる。ただし、その場合であっても縦対横の比率は、別紙 12 の図と同様とする。
- リ ロゴの電子ファイルは、落札後、当省が貸与する。民間事業者は、ロゴを使用後、直ちに当省に電子ファイルを返却しなければならない。
- ヌ 「調査協力依頼状」及び「お礼状兼督促状」は、厚生労働省人材開発 統括官名の公文書とし、文書の内容は当省が提示する。

また、同統括官の公印の印影は当省が貸与するものを使用し、印影の色は赤とする。

なお、回収率の向上に繋がるような書類作成の工夫について提案すること。

- ル 各調査対象に送付する封筒等に印刷する実施機関名は、「能力開発基本調査事務局」とする。民間事業者の名称を調査対象企業及び事業所に 送付する印刷物に使用してはならない。
- ヲ 企業調査及び事業所調査については、民間事業者において、調査票に「所在地」、「企業名」又は「事業所名」、「企業ID」又は「事業所ID」、パスワード、産業分類番号、法人番号をあらかじめ印刷し、調査対象企業及び事業所へ送付する。また個人調査については、民間事業者において、調査票に「事業所ID」、「個人ID」及び「パスワード」を印刷し、調査対象事業所経由で調査対象労働者へ送付する

ワ 民間事業者は、企業 I Dとパスワード、事業所 I Dとパスワード、事業所 I D及び個人 I Dとパスワードを決定し、また、各 I Dとパスワードの対応関係をきちんと整理、管理しなければならない。

なお、特段の事情がある場合を除き、紛らわしい文字列(数字、大文字、小文字)をID及びパスワードに使用しないように努めること(別紙13参照)。

- カ 「調査協力事前依頼葉書(企業用調査・事業所用調査・本社一括対応)」 の詳細については、下記3(11)を参照すること。
- ⑤ 民間事業者は、調査票等(上記①イからリまで)の印刷終了後、速やかに各5部ずつ当省に納品する。
- (7) 進捗確認表の作成及び週次報告【実施時期:(作成)7月、(週次報告)10 月から随時実施】

当省は、調査対象企業及び調査対象事業所名簿(以下「調査対象名簿」という。様式は別紙 14 参照 )を契約締結後に貸与する。受託業者は、当省から貸与する調査対象名簿を基に、下記に記載する事項を踏まえて調査対象企業等の進捗状況を確認するための表(以下「進捗確認表」という。様式は別紙 15 参照)を当省と協議の上、作成すること。進捗確認表の作成又は整備の際に使用するソフトウェアは特に指定しないが、納品時の形式はMicrosoft Excel 2016 で読み取り可能な形式(ただし、メーカーサポート外の形式は不可とする。以下同じ。)とすること。

なお、進捗確認表の取扱いは、上記3(4)に規定する調査対象名簿と同 等の扱いとする。

# ① 進捗確認表の内容等

調査対象名簿における全ての企業及び事業所を対象としてデータを作成する。整備項目は、調査対象名簿の項目の他、問合せの記録や各作業工程において得られた情報及び作業の結果等を記録することとし、下記イからへまでの内容を含めることとする。更に、進捗確認表への記録を求められている事項を追加することとし、情報の一元管理を徹底すること。

#### イ 基本情報

調査対象名簿の各項目、事業所担当者情報(所属部署、直通電話番号、 氏名等)、名称・所在地等の変更があった場合の情報、オンライン調査 用ID及び初期パスワード等

#### 口 調査関係情報

調査用品の発送日・再送日、督促日、督促の方法 、調査票受理日、 回答区分(郵送、電子)、一括送付、別住所(所在地とは別の住所に再 送付の依頼があった場合等に記載)、宛先不明での返送日・再送日

#### ハ 疑義照会・問合せ情報

- (イ) 疑義照会(民間事業者→調査対象企業、事業所及び労働者)照会日、回答日、照会・回答内容、照会区分
- (ロ) 問合せ(調査対象企業、事業所及び労働者→民間事業者)問合せ日、回答日、問合せ・回答内容、問合せ区分

#### 二 調査票情報

調査票情報の名称・年次、ファイル数、利用期間(返却期限)、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等

# 木 不適格条件

- (イ) 廃業
- (口) 休業
- (ハ) 業種が調査対象外の産業に変更
- (二) 宛先不明
- (ホ) 規模外
- (^) 合併
- (ト) その他、調査票の記入が不可能と思われる特別な事情がある ※また、不適格企業・事業所及びその補充先企業・事業所に関する情報 へ その他、上記イ~ホの件数集計や日別集計に関する情報等

# ② 進捗確認表の整備等

各作業工程で得た情報等は、作業日や工程ごとに、遅滞なく進捗確認 表へ反映し、作業時における中間生成物や他の納品物に記載された内容 との情報連携を保つこと。また、定期的に件数等の整合性のチェックを 行い、反映漏れ等が生じないよう努めるとともに、データ保全のために 毎日、進捗確認表のバックアップを行い、最低3日分の管理を行うこ と。

なお、データの記録に当たっては、下記イ及び口のとおり調査票の受付時に進捗確認表に記録し、必要に応じて調査対象名簿の該当箇所に反

映するとともに、ハのとおり調査票情報に係る進捗確認表を整備すること。また、二のとおり調査対象企業、事業所及び労働者に対する疑義照会、問合せ対応及び督促状況等を進捗確認表に記録すること。

- イ 調査票が記入済みであることを確認した後、当該調査票の受理日に受付日、回答区分(郵送、電子)を記録する。
- ロ 調査票にプレプリントされた「企業名又は事業所名」、「郵便番号」、「所在地」等が修正されていた場合、進捗確認表に必要な修正を行う。その際、 上書き保存せず、別欄を設けて修正後の情報を記載すること。
- ハ 調査票情報の名称、年次、ファイル数 、利用期間(返却期限)、保管場 所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載する。
- 二 その他、問合せ対応業務や督促業務等、各工程における状況の記録を行う。
- ③ 週次報告

進捗確認表は、1週間ごとに整理し、当省に提出しなければならない。 提出方法は、落札後、当省と民間事業者が協議して決定する。

- (8)調査協力事前依頼葉書の発送及びメールアドレス等の把握(企業調査・事業所調査・本社ー括対応)【実施時期:8月下旬から順次】
  - ① 調査開始前に調査対象企業及び事業所あてに上記3(6)①ハの「調査協力事前依頼葉書」を発送すること。発送後、「廃業」や「宛先不明」等により、葉書が返送され、下記(9)⑥に記載されている【不適格条件】に該当すると判明した場合は、当該調査対象企業及び事業所を不適格とし、【補充方法】に基づき、新たに名簿を補充すること。なお、補充を行った名簿を元に、下記(9)①イ~ハを上記2(3)の調査開始日までに発送する必要があるため、不適格の発見及び名簿の補充は余裕をもって行わなければならない。

なお、本社一括対応については、下記3(11)を参照すること。

- ② 民間事業者は、オンラインによる回答の促進を目的として、調査対象企業及び事業所の担当者のメールアドレス等を把握するため、メールアドレス登録用サイトの二次元バーコード及び URL を「調査協力事前依頼業書」に記載すること。
  - イ 民間事業者は、調査対象企業及び事業所が直接の利用者となるメー

ルアドレス登録用サイトを開設しなければならない。なお、メールアドレス登録用サイトにおける情報セキュリティ等の仕様は、下記3(10)に記載の内容に準ずる。

- ロ メールアドレス登録用サイトでは、次の内容(以下「アドレス情報」という。)が登録できるようにする。また、調査対象企業及び事業所がアドレス情報を登録後、登録したメールアドレスに、登録が完了した旨のメールを配信すること。
  - ① 企業名又は事業所名
  - ② 企業又は事業所の担当者のメールアドレス
- ③ その他、民間事業者が本業務の実施のために必要となる事項 ハ 登録されたアドレス情報について、進捗確認表に管理すること。
- (9)調査票等の封入・発送及び回答専用ホームページの URL 送付【実施時期: 9月下旬から随時】
  - ① 調査対象に送付する調査関係用品【別紙2参照】
    - イ 調査対象企業

オンライン調査手引、調査票、調査協力依頼状、返信用封筒

- 口 調査対象事業所
  - オンライン調査手引、調査票、調査協力依頼状、返信用封筒
- ハ 調査対象労働者 (調査対象事業所経由で送付)
  - (イ) 調査対象事業所へ配布個人調査の対象者の選定及び調査資材の配布等について、送付 状兼個人調査実施の方法
  - (ロ) 調査対象労働者へ配布 オンライン調査手引、調査票、調査協力依頼状、返信用封筒
- ② 民間事業者は、上記2(3)の調査開始日に、調査対象企業及び事業所あてに一斉に郵送する。また、個人調査については、上記2(3)の調査開始日以降に事業所調査が有効回答であった調査対象事業所あてに郵送し、調査対象事業所経由で調査を依頼する。調査票の配付及び回収方法は、下記3(10)~(12)のとおりとする。なお、調査票の実際の配付数は、上記2(2)の調査規模数を確保すること。
- ③ 上記3(8)②によりアドレス情報を把握している調査対象企業及び事

業所については、調査票等の発送に加えて、下記3(10)の回答専用ホームページの URL を送付すること。

なお、配信メールについては、民間事業者が作成し、当省の承認を受けなければならない。

- ④ 調査票は、郵便法(昭和22年法律第165号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)に定義する信書に該当するため、調査対象への送付は、信書便とする。
- ⑤ 調査対象企業、事業所及び労働者に調査票等を配付したときは、調査票の提出状況や督促状況を整理するため、進捗確認表に必要事項を記載する。
- ⑥ 企業情報や事業所情報を含むデータを取り扱うため、情報セキュリティ管理について万全の体制を取るとともに、誤封入が発生しないよう確実に作業を進めること。
- ⑦ 民間事業者は、調査対象企業及び事業所が、調査期間中に次に掲げる不適格条件に該当し、調査の継続が困難となった場合は、進捗確認表にその理由(廃業、休業等)等を記録する。また、【補充方法】に従い、速やかに別の企業又は事業所を調査対象として選定し、当該企業又は事業所に調査票を送付する。民間事業者は、不適格条件に該当する調査対象が判明した場合、
  - ・不適格条件に該当し、調査の継続が困難となったこと、
  - 新たに送付した企業名等又は事業所名等

を進捗確認表により管理すること。

# 【不適格条件】

- イ 廃業
- 口 休業
- ハ 業種が調査対象外の産業に変更
- 二 宛先不明
- ホ 規模外
- へ 合併
- ト その他、調査票の記入が不可能と思われる特別な事情がある

#### 【補充方法】

追加補充用のリストから規模・業種が同じ企業・事業所を抽出し、調査 対象企業及び事業所として補充する。また、抽出に当たっては、可能な限 り同一都道府県内の企業・事業所とすること。

⑧ 調査対象企業及び事業所から調査票の再送付等の依頼を受けたときは 速やかに対応するとともに、進捗確認表に記録すること。

# (10) オンラインによる回答【実施時期:10月から随時】

民間事業者は、紙媒体の調査票による回答に加えて、インターネット上に WEB サイトを開設し、パソコンやスマートフォン等を利用してオンラインに よる調査票の配付・回収等を行うことができるオンライン調査を実施でき るような環境(以下「オンライン調査システム」という。)を構築する。

- ① 民間事業者は、調査対象企業、事業所及び労働者が直接の利用者となるシステム(以下「回答専用ホームページ」)を開設しなければならない。なお、回答専用ホームページには、情報セキュリティの確保等を目的として、最低限次のイからトまでに記載する機能を備えなければならない。
  - イ パソコンの OS は、Windows 及び Mac とする。バージョンは、前者については Windows 10 以降、後者については Mac OS Mojave10.14 以降とする。また、対応 WEB ブラウザを特定の WEB ブラウザのみとせず、主要な WEB ブラウザで回答ができるようにすること。

スマートフォン及びタブレットの OS は、Android 12.0 及び iOS 15.6、ブラウザは前者については Google Chrome 104.0以降、後者については Safari 605.1以降とする。

- ロ 回答者が回答欄以外の部分を編集できない機能や質問、様式が変更されるのを防止する機能を備えること。
- ハ 質問の前後で矛盾する回答を行った場合に注意表示を出す又は回答 を不可能とするなど、回答の途中で矛盾する回答を防止する機能を備 えること。
- 二 回答者が途中まで回答を行い中断した場合、何度でも容易に回答を 再開することができるように、途中までの結果を保存する機能を備え ること。
- ホ オンラインによる回答は1回のみとし、同一回答者が複数回答ができないような機能を備えること。

- へ 回答者がオンライン調査を行うためには、調査対象企業、事業所及び 労働者ごとに発行される個別のID及びIDに対応したパスワードに より認証される必要があることとすること。
- ト 回答者の個別情報保護のために最新の SSL 暗号化通信を用いること。
- ② 同一企業及び事業所又は一人の労働者からオンラインによる回答と紙 媒体の調査票による回答があった場合、疑義照会等で回答者(企業調査及 び事業所調査は、調査対象の担当者、個人調査は、回答した労働者本人。) に両方回答したことを確認の上、どちらの回答を採用するか選択させる。 いずれの回答も行った認識がない場合は、回答者が希望する回答方法 により再回答を求めること。

また、どちらの回答を採用するか選択できない場合は、送付日時(※) が後の回答を採用すること。

なお、送付日時の判別が困難な場合はオンライン調査の回答を優先する。

- ※ 紙媒体の調査票の場合、消印から判断する。
- ③ 調査対象企業、事業所及び労働者が、当省ホームページを経由しても回答専用ホームページに到達できるようにすること。また、回答画面には、「例:アンケート質問数計〇問、アンケート回答の所要時間約〇分」のように、アンケート自体の全体像がイメージできるような記載とし、積極的にオンライン回答をしてもらえるような WEB 環境とすること。加えて、回答専用ホームページには、
  - ・ 当該年度の能力開発基本調査のオンライン回答専用のホームページ である旨
  - 回答方法
  - 質問方法
  - 想定される質問と回答(「Q&A」)
  - ・ 調査の結果は調査目的にのみに使用し、統計以外に使用されること及び個々の回答内容が公表されることは一切ない旨
  - ・ 回答者の個別情報保護のために最新の SSL 暗号化通信を用いている 旨

を分かりやすくかつ明確に記載すること。

④ オンライン調査で用いるサーバ等の電子計算機(以下「電子計算機」と

- いう。)は、個人情報の保護、本調査に関する全ての情報の漏洩、改ざん 又は当該電子計算機の機能停止を防止するため、次のイから二までの措 置は最低限必ず講じること。
- イ 定期的にセキュリティホール対策及びソフトウェア構成の状況を確認、分析し、不適切な状態にある電子計算機及び通信回線装置が確認された場合は、適切に対処を行うべきこと。
- ロ 不正プログラム対策は以下の措置を行わなければならない。
  - (イ) アンチウイルスソフトウェア等の導入。
  - (ロ) 想定される全ての不正プログラムの感染経路にアンチウイルス ソフトウェアを導入するなど不正プログラム対策の実施。
  - (n) 調査票情報等の要保護情報の漏洩防止を図るため、不正プログラムによる情報の漏洩防止対策の実施。
- ハ 電子計算機に対するサービス不能攻撃対策に資するため、以下の対策を講じなければならない。
  - (イ) 電子計算機が装備している機能を活用してサービス不能攻撃対策を行うこと。
  - (ロ) サービス不能攻撃を受けた場合の攻撃への対処を効果的に実施できる手段を確保すること。
- 二 電子計算機及び通信装置の設置場所は、許可された者以外の立入りを禁止するとともに、許可された者以外の者が立ち入ることができないよう物理的に隔離する。また、立入り及び退出を管理するため、次の措置を講じなければならない。
  - (イ) 隔離された区域に立ち入る者が、許可を受けた者であるかを I C カードや生体認証等の方法で確認すること。
  - (ロ) 隔離された区域への立入り及び退出した全ての者の、氏名、所属 及び立入り・退出時間を記録すること。
- ⑤ オンライン調査の運用については、以下のとおりとする。
  - イ オンライン調査システムは、上記2(3)の調査開始日に利用できなければならない。
  - ロ オンライン調査システムは、調査実施中24時間利用可能とする。
  - ハ オンライン調査システムにトラブル等が発生した場合は、速やかに 復旧作業を行うとともに、当省にその旨連絡をすること。

なお、トラブル等が発生した場合は、回答専用ホームページにその旨 掲載するとともに、復旧時間の目途を掲載すること。

- ⑥ 民間事業者は、オンライン調査システムによる回答率向上のための工 夫について提案すること。
- ⑦ ドメインを「go. jp」とする。当該ドメインを使用できない理由がある場合は入札時に当省への説明を行うこと。また、当該ドメインに係る費用負担及び手続きは民間事業者における負担とする。
- ⑧ 直近2年間の調査におけるオンライン回答数及びオンライン回答率は以下のとおりである。

		①有効回答数	②オンライン回答数	③オンライン回答率
		(紙+オンライン)		(2/1)
令和2	企業調査	4, 148	2, 118	51.1%
年度	事業所調査	3, 609	1, 738	48. 2%
調査	個人調査	7, 438	3, 073	41. 3%
令和3	企業調査	3, 788	2, 100	55. 4%
年度	事業所調査	3, 714	2, 075	55. 9%
調査	個人調査	7, 858	3, 591	45. 7%

# (11) 本社一括対応【実施時期:10月から随時】

事業所調査について、全国に多数の支店又は営業所を要する企業傘下の 事業所(以下「本社一括事業所」という。)が、調査対象事業所となるケースが多くある。本社一括事業所については、個別に事業所票を発送するので はなく、本社一括事業所の本社(以下「本社一括企業」という。)へ、事業 所票をまとめて発送すること。

- ① 民間事業者は、調査対象名簿から本社一括対応となり得る企業及び事業所をリストアップし、本社一括企業に対して、本社一括事業所が上記(9)⑦の不適格条件に該当する事業所であるか確認するとともに、住所・名称変更等の有無を確認すること。当該確認を踏まえた本社一括企業及び事業所の一覧を当省へ提出し、協議の上、本社一括対応の対象を決定する。
- ② 上記(8)の調査協力事前依頼葉書の発送について、本社一括対応用 (別紙5-3)を作成し、調査開始前に本社一括企業へ発送すること。
- ③ 本社一括事業所の事業所票をまとめて本社一括企業へ発送し、発送後、

本社一括企業又は本社一括事業所から問合せ等があった場合には、適切に対応すること。

④ 本社一括対応における個人票の発送については、本社一括企業の負担 軽減のため、本社一括企業が希望等する場合は、民間事業者から本社一括 事業所へ個人票を発送すること。

また、個人調査のオンライン回答に必要な事業所ごとのID・パスワードの一覧を作成し、民間事業者から本社一括企業にメール送付するとともに、本社一括企業から本社一括事業所へID・パスワードを配信するよう協力依頼をすること。

⑤ 令和3年度調査における本社一括対応の実績は以下のとおり。

本社一括企業	本社一括事業所
28 企業	249 事業所

- (12) 調査票の回収及び回収した調査票等の内容検査【実施時期:10 月から随時】
  - ① 民間事業者は、調査対象企業及び事業所から調査票を回収した場合は、 当該調査票を厳重に管理する。
  - ② 回収した調査票は、できるだけ早く不備等がないか確認する。不備等を発見した場合は、速やかに調査票を提出した調査対象企業、事業所及び労働者に修正を依頼する。
  - ③ 回収した調査票について、速やかに回答漏れや回答矛盾等の記入不備が無いか確認する。その際、記入不備の有無を検査するための「調査票点検チェックリスト」(別紙 16 参照)を作成し、当省の承認の上、活用すること。

また、受付日等の情報を進捗確認表に記載し、受付状況を逐次管理すること。

なお、「調査票点検チェックリスト」では判別することができない事案 等が生じた場合は、当省と調整の上、対応すること。

④ 調査票等の記入不備等の処理

民間事業者は、上記②の結果、記入不備等がある場合は、調査対象企業、 事業所及び労働者に電話又は電子メールにより確認する。

回答を訂正する場合は、訂正する回答内容を回答者(企業及び事業所に あっては、担当者。個人調査にあっては、回答した労働者本人。)に了解 を得なければならない。

なお、回答内容を訂正する場合には、当初の回答に取り消し線を入れた上で訂正後の回答を記載するなど、当初の回答内容が判別できる方法により行うこと。

また、疑義照会の結果、回答者が不在の場合、複数回電話をかけるなど、確実に連絡を取り、疑義照会を行うこと。

たむ	直近2年間の調査における疑義照会の件数は以下のとお	Ll
'A 10 -	14 2 4 14 10 2 前月 15 10 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	<b>'</b>

	企業調査	事業所調査	個人調査	合計
令和2年度調査	924 件	1, 320 件	514 件	2, 758 件
令和3年度調査	888 件	1,474件	573 件	2,935件

# (13) 問合せ・苦情等への対応【実施時期:10月から随時】

- ① 民間事業者は、調査対象企業、事業所及び労働者からの問合せ・苦情等(以下「問合せ等」という。)に対応するための設備、人員等を確保しなければならない。また、問合せ等の対応業務を行う者に対し、接遇も含め、事前に本調査業務の内容を十分理解させるための研修を行うこと。この研修については、実施方法及び内容等について、事前に当省の承認を得なければならない。
- ② 問合せ等に対応するため、本調査に対する質問及び回答を掲載したマニュアル(以下「マニュアル」という。)(別紙17参照)を当省の承認を得た上で、調査実施前(各種調査票の送付前)に作成し、作成後1週間以内に当省に提出しなければならない。

また、本調査業務の実施過程において、マニュアルにない事項が発生した場合は、その都度マニュアルに追加し、追加分が発生した後1週間以内に提出すること。

マニュアル(追加分も含む。)は、問合せ等対応業務を行う者、本調査 業務に従事する民間事業者社員に配付するとともに、内容を確実に周知 徹底すること。

なお、マニュアル(追加分も含む。)の提出方法は、落札後、当省と民間事業者が協議して決定する。

③ 電話による問合せ等を受付する時間は、平日9時から18時までとする。 ただし、必要に応じて、それ以外の時間にも対応することは差し支えない。 また、調査実施期間中、ファクシミリ、電子メールによる問合せ等は、 休むことなく受け付けること。

なお、回答は受付後速やかに行わなければならず、速やかに回答できない場合は、その旨及び回答に要する時間等を、当該問合せ等を行った者に 速やかに伝えなければならない。

- ④ 上記③の対応時間外の問合せ等に対し、業務時間を案内し、当該時間中に連絡をお願いする旨のメッセージを流すなど利用者の立場に立った適切な措置を講ずること。
- ⑤ 問合せ等の内容及び回答は記録し、問合せ、苦情、その他等に分類し、 進捗確認表に記録しなければならない。

また、当省に問合せ等があった場合は、問合せ等の内容及び回答を民間事業者に連絡するので、進捗確認表に追記すること。

たお	直近2年間の調査における問合せ等の件数は以下のとおり	١,
'd- (1) \	<u>但以る中間の副身における回口で表の下数は以下のこれ。</u>	ソっ

	企業	事業所	個人	分類	合計
	調査	調査	調査	不明	
令和2年度調査	470 件	649 件	188 件	10 件	1,317件
令和3年度調査	475 件	679 件	134 件	14 件	1,302件

# (14) 調査票の到着確認及び督促業務【実施時期:10月から随時】

# <企業調査・事業所調査>

調査票を発送後、2週間以内に調査票の到着確認(調査対象企業及び事業所)及び調査協力依頼(調査対象事業所の場合は個人調査の協力依頼を含む)を電話により実施する。また、その後、一定期間を経ても回答済みの調査票が民間事業者に到着しない調査対象企業及び事業所又はオンラインによる回答が行われない調査対象企業及び事業所に対し、定期的に又は随時に電話、督促状等による督促を行わなければならない。

加えて、上記3(8)②によりアドレス情報の登録が行われているものの、 調査開始後、2週間を経過しても回答済みの調査票が民間事業者に到着し ない調査対象企業及び事業所又はオンライン調査による回答が行われない 調査対象企業及び事業所に対し、督促メールを配信しなければならない。

① 督促の実施は、実施方法の如何によらず、調査票の到着確認を含めて5回以上(督促メールの配信は除く)は必ず行わなければならない。また、調査ごとに設定している1次締切までに調査票の到着確認を含めて2回以上、1次締切後から最終締切までに3回以上の督促を必ず行わなけれ

# ばならない。

なお、令和3年度調査における実績は次のとおり。

# 〇企業調査

内容	期間	件数
1回目(電話(調査票の到着確認))	令和3年10月6日~20日	6,348件
2回目(郵便(葉書))	令和3年10月27日	3, 519 件
3回目(電話)	令和3年11月8日~16日	2, 578 件
4回目(郵便(文書))	令和3年11月29日	1, 334 件
5回目(電話)	令和3年12月13日~17日	1, 210 件

# 〇事業所調査

内容	期間	件数
1回目(電話(調査票の到着確認))	令和3年10月6日~20日	5,991件
2回目(郵便(葉書))	令和3年10月25日~29日	3, 119 件
3回目(電話)	令和3年11月15日	1,897件
4回目(郵便(文書))	令和3年11月29日	1,772件
5回目(電話)	令和3年12月13日~17日	1, 127 件

- ② 民間事業者は、①を踏まえた督促の実施方法及び回数を技術提案書(本調査業務の具体的な実施方法、その質の確保等を企画提案する書類)に明示し、当省に提出しなければならない。
- ③ 調査開始前にトークスクリプト(別紙 18 参照)を作成し、当省の承認を受けなければならない。
- ④ 督促業務を行う者に対し、接遇を含め、事前に本調査業務の内容を十分に理解させるための研修を行うこと。この研修については、実施方法及び内容等について、事前に当省の承認を得なければならない。
- ⑤ 督促メールについては、民間事業者が作成し、当省の承認を受けなければならない。
- ⑥ 督促の方法、督促日などの督促状況を1週間ごとに整理、進捗確認表に 記入した上で、毎週当省に報告すること。
- ⑦ 調査期間中に提出期限の注意喚起を行うことは、民間事業者の裁量とするが、この注意喚起は督促に含まない。
- ⑧ 次に示す事例が判明したときは、民間事業者は速やかに当省にその旨報告し、対応を協議する。

- 調査対象事業所に配付した調査票の回答を当該事業所の本社が行う場合
- ・ 調査対象事業所が調査に協力すること(個人調査も含む。)について、 当該事業所の本社の許可等が必要である場合
- 調査対象事業所が調査に協力すること(個人調査も含む。)を当該事業所の本社が拒否した場合
- ⑨ 督促を行った際、調査対象企業及び事業所が紙媒体の調査票を紛失した旨回答があった場合、速やかに調査票等を再送付するとともに、オンライン調査による回答を積極的に勧めること。
- ⑩ 送付、督促、問合せ等の対応を一元的に管理する観点からデータベース を整備し、当該業務に従事する社員等が本業務の進捗状況等を閲覧でき る仕組みを構築すること。
- ① 民間事業者による督促では効果が得られないような場合は、民間事業者と当省は連携を保ちつつ、民間事業者が把握している電話番号や担当者名などの情報を活用して、当省が直接に督促し調査票提出の協力をお願いすることもあり得る。
- ① 民間事業者は、督促をする際、回収に効果があるような工夫について提案すること。また、電話、督促状による督促以外で回収に効果のある督促方法を工夫して実施すること。

#### <個人調査>

調査対象労働者へ督促を行うため、調査対象事業所に調査票を発送後、下記①に全て該当する調査対象事業所の担当者へ、個人調査の協力依頼メール(以下「協力依頼メール」という。別紙 19 参照)) を配信すること。また、協力依頼メールには、調査対象事業所の担当者から調査対象労働者あてに配信する督促メールのテンプレートを添付すること。

- ① 該当条件(全て該当)
  - ・ 上記3 (11) ②や、回答済みの調査票・オンライン回答により、調査 対象事業所の担当者のメールアドレスを把握していること。
  - 個人調査開始後、2週間以内に調査票を発送していること。
  - ・ 下記③の送付先リスト作成日までに、個人票の返送が O 票であること。
- ② 民間事業所において、協力依頼メール及び督促メールのテンプレート

を作成し、当省の承認を受けなければならない。また、協力依頼メールの 配信日については、民間事業者と当省が協議の上、設定すること。

③ 民間事業者は、協力依頼メールの配信先リストを作成し、協力依頼メールの配信日の3開庁日前までに当省に提出しなければならない。

# (15) 調査票情報等の電磁的記録の作成、提出等【実施時期1月】

- ① 民間事業者は、「政府統計個票レイアウト標準記法」に基づき、データレイアウト及び符号表を作成すること。また、民間事業者は、上記3(11)
  - ③の内容検査が終了した調査結果を以下の方法にしたがい、Windows10で使用可能な固定長テキスト形式及びCSV形式により電磁的記録を作成すること。
  - イ データ入力は、調査票に記載された項目を、データレイアウト及び符 号表に基づき電子化すること。

<令和3年度調査における紙回答数及び調査客体のタイプ数(※)>

	紙回答数	タイプ数
企業調査	1, 688	約 90 タイプ
事業所調査	1, 639	約 270 タイプ
個人調査	4, 267	約 140 タイプ

- ※ 有効回答数のうち、紙での回答があった場合のおよそのタイプ数。 調査項目に関するタイプ数を想定しており、共通事業書番号、ウェイト値等のタイプ数は計上していない。
- ロ 入力を行った全データは、再度打鍵する作業者を変えて入力し、再度 入力作業(ベリファイ)を行い、最初に入力したデータと突合すること。 また、ベリファイの結果については当省に報告すること。

なお、ここでいうベリファイとは、データを再入力することを指し、 目視チェックは含まないこととする。

- ② 民間事業者は、内容検査及び電磁的記録の作成が終了した調査票を、
  - 企業票は都道府県ごとに企業一連番号順に、
  - 事業所票は都道府県ごとに事業所一連番号順に、
  - ・ 個人票は都道府県ごと、事業所一連番号ごとに個人番号順に 揃えること。

また、企業及び事業所名簿の写しを1部作成し、調査票及び進捗確認表 と共に当省に提出すること。上記名簿の写しには、調査の際に、調査対象 企業及び事業所の名称・住所・電話番号等が、当省から受領した名簿と異なることが判明した場合にはその旨記載すること。

# (16) 集計及び調査結果報告書(案)の作成【実施時期:1月】

民間事業者は、回収した調査票を検査した結果、有効な調査票(「調査票 点検チェックリスト」(別紙 16 参照)の基準を満たした調査票)について集 計、分析を行う。

その際、工程検査チェックリスト(別紙 20 参照)を使用し、集計工程において誤ったデータを用いる等、統計調査の結果数値の誤りに繋がる要因を排除すること。また、工程検査チェックリストの確認は民間事業者において必ず複数名の職員で行うこと。

なお、工程検査チェックリストは、技術提案書と併せて当省に提出し、当 省の審査を受けること。また、工程検査チェックリストを変更する場合には、 速やかに当省に提出し、再度承認を得るものとする。

工程検査チェックリストについては、集計開始後1週間ごとに当省に提出しなければならず、当省が説明を求めた場合は、受託業者受託事業者は応じなければならない。

※工程検査チェックリストとは、データ入力、集計、データ処理、報告書作成及び印刷を行うに当たり、複数人のチェックを経ることでプロセス管理を行うためのリスト。

① 契約締結後に当省から貸与する集計仕様書(別紙 21 参照)及び調査計画に基づき、民間事業者は集計要領を作成し、当省の承認を得ること。集計は、集計仕様書、調査計画、集計要領を使用して行うこと。

なお、集計要領には、データチェックを行う際の方法と手順、作業等の 流れ図、チェックプログラムの利用有無等を含めること。

- ② 本調査は産業及び事業所規模別に無作為抽出により行われていることから、ウェイトバック集計が必要となる。データの復元に係る推計方法については、調査設計時の母集団数等の資料を提供するので、調査票の回収率等を踏まえ、適切な推計方法を算出し、当省の承認を得ること。
- ③ 推計方法の算出後、統計表の作成前に、データレイアウトフォームの「復元倍率」の項目に倍率の情報を記載すること。
- ④ 統計表について、各統計表の総数とその内訳が一致するか、各統計表間

で一致するはずの数値にずれがないか、前回調査における同じ統計表の 実数や構成割合の数値を比較するなどの確認を行うこと。

- ⑤ 統計表に入力データ等の異常値等が確認された場合、該当する調査対象企業、事業者及び労働者に必要事項の確認を行うこと。確認の結果、回答済み調査票に修正が生じた際には、該当する回答済み調査票、入力データ等及び統計表等の修正を行うこと。
- ⑥ 統計表は、当省のホームページ及び政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表することを予定しており、統計表は MS-Excel 2016 で読み取り可能な形式で納品すること。また、統計表の作業等手順により作業が行われたことが確認できる書類も併せて提出すること。
- ⑦ 統計表の作成を、プログラムを用いて行う場合、プログラム(調査票データのチェックや集計表の作成のために作成したものでありソースコードを含む。)及びプログラムの内容を第三者が検証できる資料を納品すること。なお、プログラム言語は、可能な限り広く流通している言語とすること。

また、統計表の作成にあたっては、プログラム作成後テストデータを使用し、テスト結果を確認すること。

<プログラムの内容を第三者が検証できる資料>

- ・プログラムの審査・集計要件などが正確に書かれた文書(実装された プログラムの内容と一致しており、かつ、特定のプログラム実行環境に 依存した記載でないもの)、及びどのような環境で実装したかが記載さ れた文書
- ・発注者が再現可能なように、プログラム作成におけるテスト方法とテスト結果が記載された文書
- ⑧ 集計、分析後、速やかに調査結果報告書(案)を作成し、当省に電子媒体を提出し、審査を受けなければならない。調査結果報告書(案)の集計・分析の記述、構成等は、利用しやすく、分かりやすいものとなるようにするとともに、当省の指示に従わなければならない。
- ⑨ 調査結果報告書(案)に対し当省が説明を求めた場合は、民間事業者は 応じなければならない。
- ⑪ 当省が調査結果報告書(案)について修正指示を行った場合は、民間事業者は速やかに応じなければならない。

# (17) 本調査に付随する業務

#### ① 特別集計

本調査に係る公表資料の作成又は政策立案過程等で本調査の結果を利活用する際、既存の集計以外の特別集計が必要となる場合がある。

民間事業者は当省から上記に係る作業依頼があれば、上記3(16)の検査や工程等に準じて速やかに履行し、成果物を当省に納品しなければならない。納品期日については、当省と民間事業者で協議の上、決定するものとする。

なお、令和3年度(令和2年度調査)の実績については以下のとおり。

- 令和3年4月頃(およそ5表程度)
- 令和3年8月頃(およそ10表程度)
- ② 都道府県別、産業別、規模別の有効回答率

民間事業者は、企業調査及び事業所調査の有効回答率について、都 道府県別、産業別、規模別に記録を作成すること。なお、有効回答率 が全体の有効回答率より低い区分については、定例会議において当省 へ報告しなければならない。

#### (18) 情報セキュリティ管理等

① 民間事業者は、本調査業務の実施に当たっては、情報漏洩防止を始め情報セキュリティを確保するための体制を整備(別紙22参照)し、責任者を置くとともに、セキュリティ要領(本調査業務に従事する者向けのセキュリティマニュアルを含む。)を作成して、的確に調査情報の運用管理を行わなければならない(特に、調査票、調査対象企業名簿、調査対象事業所名簿、照会対応状況等の調査対象企業、事業所及び労働者の情報については、細心の注意を払うこと。)。

なお、セキュリティ要領は、技術提案書と併せて当省に提出し、当省の 審査の上、承認を得なければならない。また、セキュリティ要領を変更す る場合には、速やかに当省に提出し、再度承認を得るものとする。

なお、セキュリティ要領には、次のイからトまでに掲げる内容を最低限 含まなければならない。

イ 企業名簿、事業所名簿、調査票その他の調査関係書類は、紛失及び

第三者への漏洩等が生じないように金庫に保管するなど厳重に管理 すること。なお、保管場所は日本国内に設置すること。また、データ (サーバーの設置場所含む)にも適用する。

- ロ 回答済みの調査票その他の調査関係書類の電磁的記録は、第三者に漏洩しないよう、アクセス制限を設けなければならない。また、民間事業者が入居している建物外に持ち出すことを禁止するなど厳重に管理しなければならない。更に、アクセスログを常に取得し、本調査業務実施の属する会計年度の終了後5年間、当省の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存すること。
- ハ 民間事業者は、使用する電子計算機等電子機器の情報漏洩防止策 を講ずること。なお、当該防止策を変更する場合には、速やかに当 省に提出し、再度承認を得るものとする。
- 二 民間事業者、その他本調査業務に従事する全ての者は、本調査業務 上知り得た情報(公知の事実を除く。)を、本調査業務終了後も第三 者に漏洩してはならない。
- ホ 民間事業者は、本調査終了後2週間以内に、企業名簿、事業所名簿等を、その内容が外部に漏れない方法(焼却・溶解等)により、速やかに処分しなければならない。民間事業者は、処分後1週間以内に、その旨を当省に文書にて報告しなければならない。
- へ 民間事業者は、企業名簿、事業所名簿の電磁的記録についても、本 調査終了後2週間以内に消去しなければならない。また、民間事業者 は、消去後、1週間以内にその旨を当省に文書にて報告しなければな らない。
- ト 調査票、企業名簿及び事業所名簿並びにそれらの電磁的記録については、本調査業務以外の目的に使用してはならず、いかなる理由があっても第三者への複写、貸与及び提供を禁止する。
- ② 民間事業者は、本調査業務に従事する全ての者(再委託事業者も含む。) に対し、守秘義務に関する研修を実施しなければならない。また、守秘義務に関する研修内容を、落札後速やかに当省に提出し、承認を受けなければならない。
- ③ 当省は、契約締結後に民間事業者に対して、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及び「厚生労働省情報セキュリティポリ

シー」を貸与する。

- ④ 情報セキュリティに関する事故が発生した場合、民間事業者は、速やかに当省に報告し、今後の対応方針について協議を行う。
- ⑤ 業務の履行状況を確認するため、原則として業務履行開始時(契約後約 1 か月以内)に、民間事業者の作業場所及びデータの保管場所において立ち入り調査を実施する。

#### 4 成果物

民間事業者は、以下の成果物を作成し、当省へ納品すること。なお、成果物の納品に当たっては、当省の指示により、サンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(写真等)を併せて提出すること。

また、検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、民間事業者は直ちに成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、 修正が反映された成果物を全て納品すること。

#### (1)調査結果報告書

調査結果報告書を作成し、当省に納品しなければならない。調査結果報告 書の規格は次のとおりとする。

- ① A4版 300 頁程度
- ② 紙質等

• 表紙用紙: レザック 175kg

·本文用紙:再生上質紙 44.5 kg

- くるみ製本
- 部数 180 部
- ③ 納品期限

令和6年3月29日(金)(予定)

- ※本期日は令和5年度調査における期日であり、令和6年度及び令和7年度については、変更することがあり得る。
- ④ 調査結果報告書の構成については、落札後に、当省が指示する。ただし、 調査報告書には、下記イからホまでの内容を含むことを想定している。
  - イ 調査の概要
  - ロ調査結果の概要
  - ハ 統計表 (集計事項概要を含む)

# 二 各調査票

木 集計項目一覧表

#### (2) 電子ファイル

調査結果報告書は、上記(1)の紙媒体に加え、次の2種類の形式で作成し、CD 等の記録メディアに保存したものを1部当省に提出しなければならない。なお、提出したCD 等が正しく読み込めない場合、その他不適当な入力が発見された場合には、民間事業者は、正しく読み込めるよう、補修又は再入力等を行わなければならない。

- ① OSはWindows 10とし、ソフトウェアは次のいずれかで編集できるファイル形式の電子データ
  - MS-Word (MS-Word2016 で読み取り可能な形式)
  - MS-Excel (MS-Excel 2016 で読み取り可能な形式)
  - MS-PowerPoint (MS-PowerPoint2016 で読み取り可能な形式)
- ② 閲覧に供するために1つのファイルにまとめた PDF 形式の電子データ

# 5 本調査業務実施に当たり確保されるべきサービスの質

本調査業務を実施するに当たって確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、当省は、質の確保状況について、下記 13 (1)に示す報告及び上記 4 に示す成果物により確認 (モニタリング) する。

(1) スケジュールの遵守

本調査業務の実施に当たり、当省と調整の上、スケジュールに沿って確 実に業務を遂行すること。

(2) マニュアルによる対応

問合せ等において、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成したマニュアル(別紙17参照)に沿って対応すること。

(3) 目標とする有効回答率

調査票の有効回答率(「調査票点検チェックリスト」(別紙 16 参照)の基準を満たした調査票数を調査票配付数で除した割合をいう。)は、次の有効回答率を達成しなければならない(本調査の有効回答率の推移は、別紙 23 参照)。

- 企業調査 55%以上
- 事業所調査 55%以上
- 個人調査 45%以上

#### (4)検査・集計・分析、報告期日

上記3(12)に規定する内容に基づき、適切に調査票の検査を行うとともに、当該検査の基準を満たした調査票について、上記3(16)に規定する方法により、集計、分析を行うこと。

また、当該検査、集計及び分析について、それぞれ定められた報告期日までに当省に報告すること。

#### 6 業務の改善策の作成・提出等

(1)民間事業者は、上記5(3)の目標を達成できなかった場合、当該調査年度の有効回答率が確定した後、速やかに要因を分析し、改善策を記載した報告書を当省に提出し、説明しなければならない。

また、民間事業者は、次の①及び②の場合、速やかに業務の改善策(当省への提案を含む)を作成及び提出し、当省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、当省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 当省が下記 13(1)に示す報告や上記4に示す成果物の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

# (2)業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏ま えた改善提案(オンラインによる回答を通じた有効回答率の向上策など)を 当省に対して行う。

- (3) 民間事業者は、上記5(3)の目標を達成した場合であっても、当該有効 回答率に至った要因の分析及びその報告を当省が要求した場合は応じなけ ればならない。
- (4)調査票の配付数は、上記2(2)で定めた調査規模数を、何ら合理的理由 もなく下回ってはならない。下回った場合には、その理由を当省に報告する とともに、上記4(1)の調査結果報告書にその理由を記載しなければなら

ない。

#### 7 契約の形態及び支払等

(1)契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

(2) 契約金額の支払

当省は、3年契約を締結するが、各年度の業務期間終了後、民間事業者から提出される上記4の成果物、業務完了報告書、実施結果報告により検査を行い、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、各年度ごとの契約金額を支払うものとする。

なお、適正な業務がなされていない場合には、当省は民間事業者に対し、 再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求める ものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わ ない。

(3) 法令の変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により、民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害について、①から③に該当する場合は当省が負担し、それ以外の場合は民間事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- ③ 上記①及び②の他、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

# 8 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日(令和5年度調査から令和7年度調査)までとする。

- 9 入札参加資格に関する事項
- (1) 法第15条により準用する第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約

締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA又はB等級に格付けされている者であること。

ただし、下記(16)に記載している共同事業体の構成員については、令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA、B、C又はD等級に格付けされている者であることとする。

- (5) 当省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 本実施要項に記載する事項の業務を実施・完了することができることを 証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定さ れた民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契 約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実 施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 下記16(4) の委員として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提 出期限の直近2年間(①及び⑥については2保険年度)の保険料について 滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険、②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、③船 員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
- (10) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (12) 技術提案書提出時から過去3年間において、上記(1)~(11)以外の 法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施 に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反によ り送検された者ではないこと。
- (13) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるも

のとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者 でないこと。

- (14) 「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC27001 又は日本産業規格JISQ27001 の認証)」又はプライバシーマーク(JISQ15 001)を取得していること。
- (15) 過去に同等規模以上の類似統計業務の実績を有していること。
- (16) 単独で業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記(1)から(15)までに定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、当該共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、入札書類提出期限までに提出すること。

#### 10 民間競争入札に参加する者の募集

- (1) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)
  - ① 入札公告 (令和5年2月下旬)
  - ② 入札説明会 (下記③までに複数回開催)
  - ③ 入札に関する質問期限(令和5年4月上旬)
  - ④ 入札書類提出期限 (令和5年4月中旬)
  - ⑤ 入札書類の評価 (令和5年5月上旬)
  - ⑥ 開札 (令和5年5月中旬)
  - ⑦ 契約の締結 (令和5年7月上旬)
  - ⑧ 業務の引継ぎ (令和5年7月中旬)

#### (2)入札実施手続

① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、当省から入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項 の内容や入札に係る事項について、当省に対して質問を行うことができ る。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当省からの 回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に対し公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と 方法により、当省まで提出すること。

#### イ 入札書

入札金額は、本調達案件に係る本調査業務に関する総価とする。この ため、入札者は、仕様書に定める本調査業務の履行に要する一切の諸経 費を契約金額に見積るものとする。

また、落札決定に当たり、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

#### 口 技術提案書

本調査業務の具体的な実施方法、その質の確保の方法等を企画提案 する書類

- ハ 工程検査チェックリスト(別紙20参照)上記3(16)に規定するもの
- ニ セキュリティ要領 上記3 (18) に規定するもの
- 木 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)に おける資格審査結果通知書の写し

- へ 直近2年間の保険料の領収書(写)
- ト 誓約書(別紙24参照)
- チ 暴力団排除に関する書類 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴

力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

#### ③ 技術提案書の内容

入札参加者が提出する技術提案書には下記11で示す総合評価を受ける ため、次の事項を記載することとする。

- イ 事業実施計画
- ロ 業務体制・従事人員
- ハ 事業実績
- 二 研修
- ホ設備・環境
- へ 情報セキュリティ対策
- ト 実施体制・役割分担
- チ 調査関係用品の印刷
- リ 調査客体の選定・名簿作成
- ヌ 調査票配付方法
- ル 回収・受付
- ヲ 有効回答率向上の取組
- ワ 問い合わせ・苦情対応
- 力 督促
- ヨ オンラインによる回答
- タ 検査・疑義照会
- レ 広報
- ソ データ入力
- ツ 集計、分析、報告書の作成
- ネ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- ナ その他

#### 11 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

落札者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。評価は、入札金額により算出される価格に対する評価点(価格点)と技術提案書に基づく審査を行った上で評価した評価点(技術点)を総合的に評価し、最も評価点の高い者を落札者として決定する。

## (1) 落札決定要件について

落札者の決定に当たっては、入札参加者が次の要件に該当する必要がある。

- ① 入札金額が、予定価格の範囲内であること。
- ② 技術提案書の内容が、「評価項目一覧表」(別紙25参照)の評価項目のうち、「必須」項目の要件を原則全て満たしていること。
- (2) 技術提案書の審査基準

評価項目一覧表に基づき評価する。

評価結果は、当省職員及び外部有識者により構成される「総合評価落札 方式技術審査委員会」の委員(以下「評価者」という。)が、評価項目一 覧表の評価項目ごとに評価した点数の合計点とする。

(3)総合評価及び評価点(価格点・技術点)の算出方法等 (総合評価点は技術点と価格点の合計とする。)

## 総合評価点=技術点+価格点

(4) 価格点及び技術点の得点配分の割合は、価格点1に対し技術点2以内の 割合であり、総得点に対するそれぞれの得点は、次のとおりとする。

#### 【得点配分】

総得点:425点

- 価格点:150点

• 技術点:275点

(5) 価格点の算出方法は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、その値に150点を乗じて得た値とする(小数点1位以下は切り捨てとする。)。計算式は次のとおりである。

価格点= (1-入札価格/予定価格) ×150点

(6)技術点の得点配分は、新規性、創造性、効率性を求め、価格と同等に評価できない項目と価格と同等に評価できる項目とに区分する。得点配分は次のとおりとする。

#### 【得点配分】

新規性、創造性、効率性を求める項目

(価格と同等に評価できない項目) : 110 点

価格と同等に評価できる項目 : 165 点

- (7)技術点の算出方法は、以下のとおりとする。
  - ① 評価の対象とする評価項目及び評価基準は、本調達の目的及び内容に

応じ、本調査業務の遂行上における必要性等の観点から設定している。 この評価項目を「必須」項目と「任意」項目とに区分している。また、 各評価項目に対する得点配分は、その必要度や重要度に応じて定めてい る。

② 「必須」項目に対する得点は基礎点を付与し、「任意」項目に対する 得点は加点を付与する。得点は、この二種類に分かれており、その合計 にて評価点を決定する。

# 技術点=基礎点+加点

また、基礎点と加点の得点配分は、以下のとおりである(満点の場合)。

### 【得点配分】

• 基礎点: 95点

• 加 点:180点

• 合 計:275点

③ 「必須」項目は、「評価基準」の要件を満たした場合に、基礎点5点を付与し、満たさない場合は、0点とする。

同一評価項目に対し過半数の評価者が基礎点の得点をO点と評価した 場合には、失格とし、その後の入札には参加できないこととする。過半 数に満たない場合は、当該評価項目の基礎点は評価者の評価どおりO点 とする。

④ 「任意」項目は、「評価基準」の要件を満たした場合に、評価に応じ 5点を上限に得点を与える。得点は0点から5点の6段階評価とする。

「任意」項目の審査は、効果的な実施が期待されるという観点から、 基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

各評価者は、入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準に基づき各評価項目について 0 点から 5 点を付与し、その合計点を技術点とする (満点200点)。

#### 【審査基準】

5点…非常に優れている 4点…優れている 3点…普通 2点…要努力 1点…劣る 0点…要件不備又は期待できない

- ⑤ 工夫や創造性関連する項目は「×2」としている。
- ⑥ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計

し、それらを<u>平均して技術点</u>を算出する(小数点第1位以下は切り捨て)。この<u>平均して算出した技術点が入札参加者の技術点</u>となる。ただし、上記③において失格となった者の技術点は算出しない。

#### (8) 落札者の決定

次の要件を共に満たしている者のうち、価格点と技術点の合計点が最も 高い者を本入札の落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 評価項目一覧表に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。
- (9) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

当省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全 て満たす入札参加者がなかった場合又は再入札を行ってもなお落札者が決 定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度の入札公告に 付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、当省はその理由を公表すると共に、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

再入札によっても落札者が決定しない場合は、当省が本事業を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

# 12 本調査における従来の実施状況に関する情報の開示

別紙26のとおり本調査における従来の実施状況に関する情報の開示する。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法
- (6) 従来の業務区分

13 民間事業者が当省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本調査の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置等

## (1) 報告等

上記5で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の①~⑥について、当省に報告すること。また、当省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- ① 調査拒否等の報告(随時)
- ② 問合せ・苦情等の対応状況(翌月5日)
- ③ 調査票回収・督促の状況(翌月5日)
- ④ 疑義照会の状況(翌月5日)
- ⑤ 勤務体制(翌月5日)
  - イ 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - ロ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管状況を報告
  - ハ 勤務態勢については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連 絡先を報告
  - ニ 督促・検査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- ⑥ 委託業務実施結果報告書

イ 令和5年度調査:令和6年3月29日

口 令和6年度調査:令和7年3月31日

ハ 令和7年度調査:令和8年3月31日

# (2)調査

当省は、本調査業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めたときは法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26 条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その 身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

- ① 当省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。
- ② 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、既に回収した調査票を適宜選択し、調査客体に当省から不正行為の有無を確認する。

#### (3) 指示

当省は、本調査業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

# (4)秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本調査業務に関して当省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

#### (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 本調査業務の実施に必要な事項は、仕様書に定めるものの他、当省の指示するところによる。
- ② 民間事業者は、統計調査に精通している者を複数名本調査業務の担当者としなければならない。
- ③ 民間事業者は、作業の方針及び計画を明確にするとともに、上記3の 各工程ごとに作業責任者を置き、氏名、所属及び連絡先を当省に提出し なければならない。
- ④ 民間事業者は、本調査業務に従事する全ての者に対し、統計調査における基本的事項、守秘義務及び本調査業務の内容について、十分理解できるような研修を事前に行わなければならない。研修計画及び内容について

は、当省に報告し、事前に承認を得なければならない。

- ⑤ 民間事業者は、本調査関係書類を厳重に管理する環境、電話・ファクシミリ・パソコン等必要な設備及び本調査業務を円滑かつ適切に遂行するのに十分な場所を確保しなければならない。
- ⑥ 本調査業務の開始及び中止
  - イ 民間事業者は、契約締結日に、確実に本調査業務を開始しなければ ならない。
  - ロ 本調査業務は日本国内において実施すること。
  - ハ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本調査業務を中止しようとするときは、あらかじめ当省の承認を受けなければならない。
- ⑦ 民間事業者は、「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」を取得していること。
- ⑧ 民間事業者は過去に本調査と同等規模以上の類似統計業務の実績を 有していること。
- ⑨ 当省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置を採るべきことを命じる。

なお、上記に関わらず、当省が本調査業務の質の低下につながる問題 点を確認した場合は、民間事業者に対して必要な措置を採るべきことを 命じることとする。

- ⑩ 当省は、調査の実施状況を把握するため、民間事業者を指導、監督することができる。
- ① 通報窓口の設置

当省において、民間事業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、下記の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙27「通報窓口の周知完了報告書」により当省に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注 事業者に契約違反などがある場合に、受注事業者の社員等からの 通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結いたしましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場

合がありましたら、次の専用窓口までご連絡ください。 (通報窓口) 厚生労働省大臣会計課会計企画調整室

- (1)書面(郵送)の場合 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛
- (2) FAX の場合 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 03-3595-2121
- (3) メールの場合 keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)
- ① 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

特に、統計法第41条において、業務に関して知り得た調査対象の秘密 は漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講 じること。

- ③ 民間事業者は、個人情報の保護、調査情報の機密保持、調査の一貫性の 確保の観点から、原則再委託を行わないこと。やむを得ず再委託をする場合は、下記の点について留意すること。
  - イ 再委託の業務内容及び事業者等の情報が明示されていること。
  - ロ 民間事業者が実施する個人情報の保護、調査情報の機密保持、調査 の一貫性の確保の観点から行う措置と同じ措置を、再委託先の民間事 業者に対しても行わせること。
  - ハ 民間事業者は契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(乙 の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することを禁止する。
  - 二 民間事業者は契約に係る業務の一部を再委託する場合、当省に対して「再委託に関する承認申請書」を提出すること。
  - ホ 民間事業者は委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂 行管理部部分を再委託してはならない。
  - へ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満 とすること。
  - ト 再委託先が起こしたトラブル等について、最終的な責任は民間事業者が負うこと。

- ④ 民間事業者は、調査の実施に際し、調査対象企業、事業所及び労働者 への威嚇、強要があってはならない。
- ⑤ 調査結果等について、民間事業者は、当省の承諾なく本調査の目的以外に使用してはならない。また、調査結果等の使用、保存及び処分等については、秘密の保持に十分配慮するとともに、当省の指示に従わなければならない。
- ⑤ 本調査によって得られた情報の最終的な所有権、管理権は当省にあり、 民間事業者は私権を設定してはならない。また、民間事業者は、本調査終 了後は全ての情報(上記3(18)①ロのアクセスログを除く。)を消去し、 その旨を当省に文書にて報告しなければならない。
- ① 民間事業者は、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを 問わず、調査票及び調査関係書類を本調査業務以外に使用しない旨を記 載した誓約書を、契約締結後速やかに当省に提出しなければならない。
- ® 本調査業務に従事する全ての者及び再委託事業者は、契約締結後速やかに、以下の内容を記載した誓約書を当省に提出すること。

なお、誓約書提出後に新たに本調査業務に従事することになった者や 再委託事業者を変更した場合は、その都度提出すること。

- イ 個人情報の保護を確保できること。
- ロ 本調査業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、決して第三者に漏洩しないこと。
- ハ 暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- 二 本調査業務遂行上知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないこと。
- ホ 調査票及び他の調査関係書類を本調査業務以外に使用しないこと。
- ⑨ 民間事業者は、本調査業務の年間計画を落札後速やかに当省に提出しなければならない。この年間計画は、本調査業務を実施する際のスケジュール管理に必要なものであるため、できるだけ詳細なものを作成しなければならない。
- ② 契約締結後、当省と民間事業者は定期的に連絡会を開催し、本調査業務の実施内容、進捗状況等に関して打合せを行うものとする。民間事業者は打合せ後1週間以内に議事録を作成し、当省の承認を得ること。この議事録は、当省の承認後、双方が共有する。

なお、打合せの頻度については、落札後当省と民間事業者が協議して決 定するが、概ね1か月に1回開催することを想定している。

- ② 民間事業者は、本調査業務の実施に関し、民間事業者社員、その他本調査業務に従事する全ての者(以下「民間事業者社員等」という。)の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理を受託業者の責任において行うとともに、民間事業者社員等の責めに起因して火災、盗難等の不祥事を発生させ又は第三者に損害を与えたときは、民間事業者の責任及び負担においてその損害の賠償を行うものとする。
- ② 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、仕様書及び契約締結時に 定める事項を確実に行わなければならない。
- ② 民間事業者は、本調査業務に係る収入及び支出の関係を明らかにする会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載しなければならない。また、その支出の内容を証明する書類等を整備して、会計帳簿とともに本調査業務実施の属する会計年度の終了後5年間、当省の要求等があったときはいつでも、閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ② 民間事業者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本調査業務に関 して知り得た個人情報を適正に管理し、その秘密を守るために必要な措 置を講じなければならない。
- ② 民間事業者は、不測の事態により、定められた期日までに本調査業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を当省に連絡し、その指示を受けること。当省の指示後、民間事業者は、困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復できるよう尽力しなければならない。
- ② 民間事業者は、当省と連絡・調整等を行う窓口担当者を1名配置し、その者の氏名、所属及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を、落札後速やかに当省に報告しなければならない。平日の業務時間(9時30分~18時15分)内は、窓口担当者は速やかに当省と連絡・調整等を取れる状態を保たなければならない。

なお、同担当者が休暇等のため不在の場合は、あらかじめ代理の者を指定し、その者の氏名、所属及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス) を、落札後速やかに当省に報告しなければならない。 民間事業者は、窓口担当者及び代理の者を変更した場合は、変更後速や かに当省に報告すること。

- ② 事故や問題が発生した場合、民間事業者は速やかに当省に報告し、その 指示に従わなければならない。
- ② 本調査業務に従事する全ての者(再委託業者を含む。)は、本調査業務に関する自己の感想、考え、印象等を自己の電子メール、ホームページ及びブログ並びにSNS等から発信することにより、
  - ・ 本調査業務の円滑かつ適切な遂行の妨害
  - 調査対象企業、事業所及び労働者の信用の失墜
  - 調査対象労働者の個人情報の暴露

を行ってはならない。

なお、この措置は、電子メール等からの全ての発信を禁止するものではない。

② 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本調査業務において調査対象企業及び事業所と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

- ③ 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、当省との連絡を密に取ることとし、疑義が生じた場合には当省と協議すること。
- ③ 公正な取扱い
  - イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由 なく区別してはならない。
  - ロ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の 利用の有無により区別してはならない。
- ② 金品等の授受の禁止 民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- - イ 本業務の宣伝

民間事業者社員等は、当省や「能力開発基本調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う他の事業の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び自ら行う他の事業

が本調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為 をしてはならない。

ロ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣 伝を行ってはならない。

## ③4 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を 遵守しなくてはならない。

# ③ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### ③6 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、当省にその旨報告しなければならない。

#### ③ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は 一部を第三者に渡してはならない。

#### ③ 権利義務の帰属等

- イ 印刷物の製作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は当省 に帰属する。
- ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当省の承認を受けなければならない。
- ハ 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触すると きは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければ ならない。
- ③ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、当省の許可を得ることなく、自ら行う他の事業又は当省以外の者との契約(当省との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

40 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う他の事業又は当省以外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業において用いてはならない。

#### 41) 委託内容の変更

当省及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他や むを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらか じめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法 第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

#### 42 契約の解除等

当省又は民間事業者は、相手方が本契約に違反したと認めたときは、契約を解除することができる。

また、当省は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

- イ 法令又はこの契約に違反したとき
- ロ 契約書に規定する監査に対する虚偽の報告等が発覚したとき
- ハ この委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めるとき

#### 43 契約解除時の取扱い

#### イ 契約解除時の委託費の支払

当省は、上記⑩の規定により、契約を解除したときは、契約書の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、民間事業者に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

また、契約が解除された場合において、民間事業者は委託業務の残 務処理が完了するまでは、当省と民間事業者の協議によりこれを処理 するものとする。

#### ロ契約解除時の違約金

当省は、上記⑩の規定により契約を解除したときは、違約金として契約金額の 100 分の 20 に相当する金額を民間事業者に請求することができる。

この場合の違約金の請求は、次条に定める損害賠償の請求を妨げる

ものではない。

## ハ 延滞金及び加算金

民間事業者は、契約書の規定による委託費の残額又は預金利息及び 損害賠償金を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払 期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年3.0% の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

民間事業者は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を 隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った 不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」 については、当省の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還を し、更に委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの 日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金 として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」による ものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

当省は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、元本(返還する委託費)及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

#### ニ 契約解除時の損害賠償

民間事業者は、この契約に違反し、又は民間事業者の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害 賠償として国に支払わなければならない。

#### 44 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請け負い事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

#### 45 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当省とが協議する。

14 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に 関して民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 民間事業者に対する求償

当省が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

#### (2) 当省に対する求償

民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

#### (3) その他

- ① 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって当省に損害を与えたときは、民間事業者は、当省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、上記4の成果物に定める納品期限を遅延したときは、遅延金として納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年3.0%の割合で計算した額を当省の指定する期間内に納付しなければならない。

#### 15 本調査の評価に関する事項

#### (1) 実施状況に関する調査の時期

当省は、総務大臣が評価(令和7年7月から9月を予定)を行うに当たり必要な情報を収集するため、令和6年度の業務終了時点における実施状

況を調査するものとする。

#### (2)調査の実施方法

当省は、下記(3)の調査項目について、必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、有効回答率を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

#### (3)調査項目

- ① 有効回答率
- ② 調査票の検査状況 (未記入・誤記入の解消状況等)
- ③ 実施経費 質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。
- ④ 調査拒否等報告
- ⑤ 問合せ・苦情等対応状況
- ⑥ 調査票回収·督促状況
- ⑦ 疑義照会状況
- ⑧ 勤務体制
  - イ 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - ロ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管状況を報告
  - ハ 勤務態勢については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連 絡先を報告
  - 二 督促・検査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- ⑨ 令和6年度委託業務実施結果報告書

#### (4)意見聴取

当省は本業務の実施状況等の必要に応じ、民間事業者(再委託先を含む)及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができる。

## (5) 実施状況等の提出

当省は、本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うため令和7年7月から9月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。 なお、当省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

#### 16 その他本業務の実施に関し必要な事項

(1)対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告 当省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

#### (2) 当省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当者等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記13により行うこととする。

#### (3) 主な民間事業者の責務

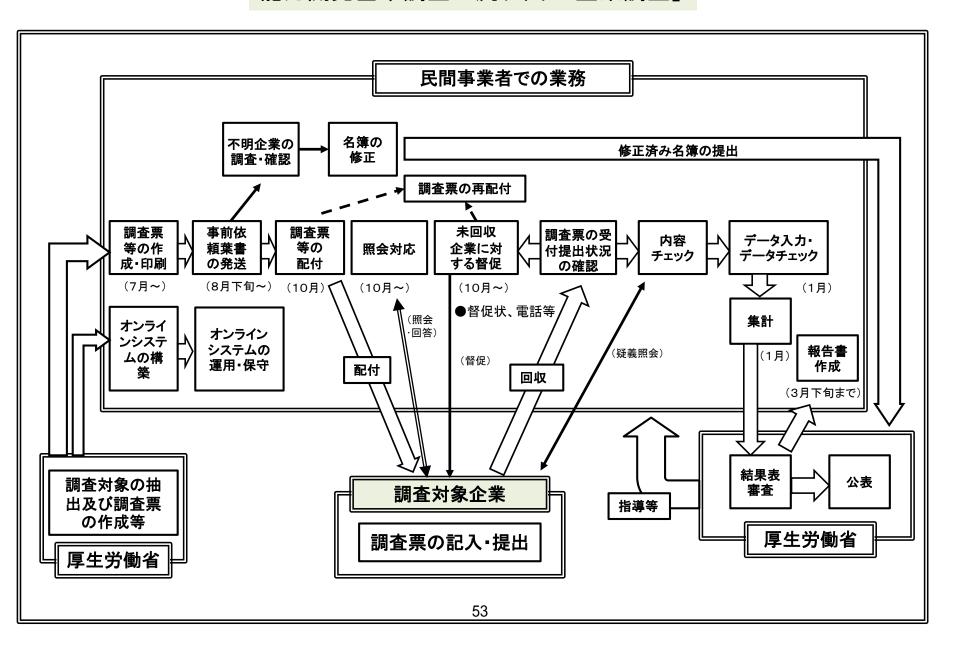
- ① 第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年 法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す る職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、 又は盗用した者は、懲役1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられる他、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措

置を講ずること。

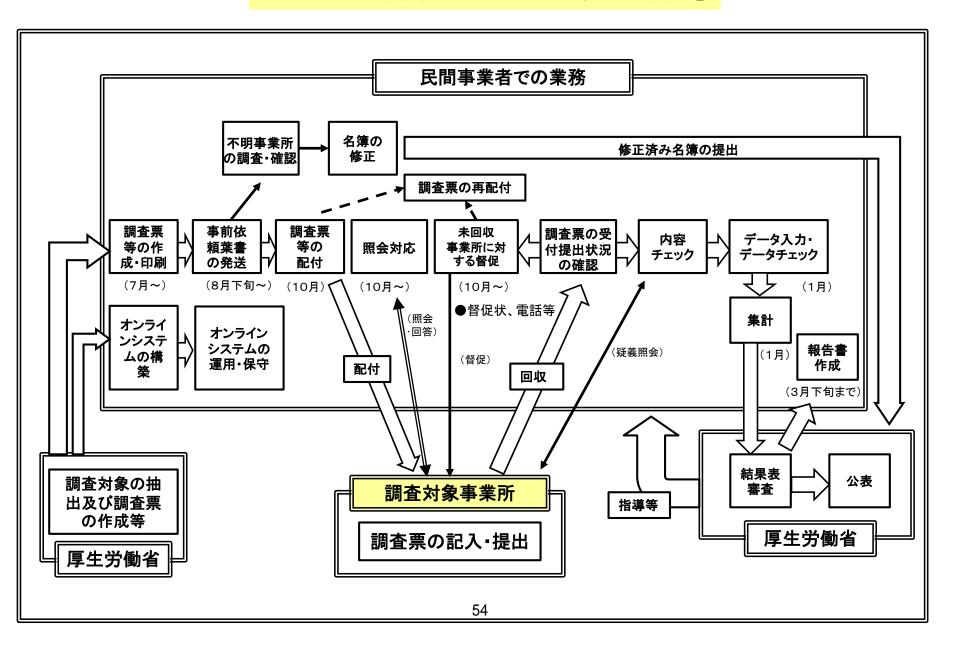
# (4) 評価委員会の開催

当省は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、当省及び外部有識者(2名)を構成員とする評価委員会を開催することとする。

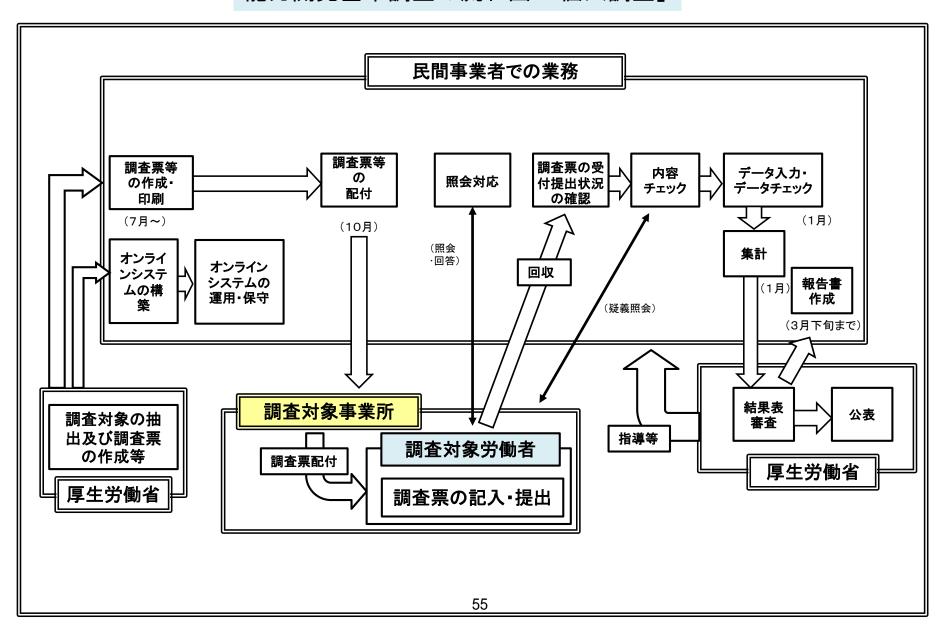
# 能力開発基本調査の流れ図「企業調査」



# 能力開発基本調査の流れ図「事業所調査」



# 能力開発基本調査の流れ図「個人調査」



# 調査関係用品一覧

# 1 調査関係用品一覧

		調査関係用品	部数	(参考)内訳
共	1	オンライン回答手引	55, 500	配布数:34,114
通				予備:21,386
企	2	調査票	9, 250	配布数:7, 322
業				予備:1,928
調	3	調査協力依頼状	9, 250	配布数:7, 322
査				予備:1,928
	4	送付用封筒	9, 250	配布数:7, 322
				予備:1,928
	5	返信用封筒	9, 250	配布数:7, 322
				予備:1,928
	6	お礼状兼督促葉書	3, 519	配布数:3,519
	7	調査協力事前依頼葉書	7, 309	配布数:7,309
	8	お礼状兼督促状	1, 334	配布数:1,334
	9	督促用封筒	1, 334	配布数:1,334
事	10	調査票	8, 875	配布数:7,064
業				予備:1,811
所	11	調査協力依頼状	8, 875	配布数:7,064
調				予備:1,811
査	12	送付用封筒	8, 900	配布数:7,064
				予備:1,836
	13	返信用封筒	8, 900	配布数:7,064
				予備:1,836
	14	お礼状兼督促葉書	1, 897	配布数:1,897
	15	調査協力事前依頼葉書	6, 769	配布数:6,769
	16	本社一括用	28	配布数: 28
		調査協力事前依頼葉書		
	17	お礼状兼督促状	1, 772	配布数:1,772
	18	督促用封筒	1, 772	配布数:1,772

個	19	調査票	30, 500	配布数:19,728
人				予備:10,772
調	20	調査協力依頼状	30, 500	配布数:19,728
査				予備:10,772
	21	送付用封筒	8, 500	配布数:3,599
				予備:4,901
	22	返信用封筒	37, 400	配布数:19,728
				予備:17,672
	23	個人調査の対象者の選定	7, 810	配布数:3,599
		及び調査資材の配布等に		予備:4, 211
		ついて		
	24	送付状兼個人調査実施の	3, 705	配布数:3,599
		方法		予備: 106

※令和3年度調査の実施例であり、部数及び調査用品ともに変動があり得る。 ※予備には再送付・補充・予備・事務局保管用が含まれる。

# 2 送付用封筒・督促用封筒に封入する調査関係用品

	調査関係用品
企	<4送付用封筒>
業	1オンライン回答手引、2調査票、3調査協力依頼状、5返信用封筒
調	<9督促用封筒>
査	8 お礼状兼督促状
事	<12送付用封筒>
業	1 オンライン回答手引、10調査票、11調査協力依頼状、13返信用封筒
所	<18督促用封筒>
調	17お礼状兼督促状
査	
個	<21送付用封筒>
人	1 オンライン回答手引、19調査票、20調査協力依頼状、22返信用封筒、
調	23個人調査の対象者の選定及び調査資材の配布等について、24送付状兼
査	個人調査実施の方法

※個人調査は、調査対象事業所経由で調査対象労働者に個人票を配付する。 ※令和3年度調査の実施例であり、変動があり得る。





# 政府統計

統計法に基づく国の統計 調査です。調査票情報の 秘密の保護に万全を期し ます。

# 令和3(2021)年度能力開発基本調查(企業票)

# |※法人番号欄が未記入の場合、ご記入ください※

- ●国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください(<u>商業登記法に基づく「会社</u> 法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)。
- ●法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、各法人に指定された法人番号 をご記入ください。
- ●マイナンバー(個人番号)を記入しないようご注意ください。
- ●法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入に御協力 お願いいたします。

法人番号※	
パスワード	
企業ID	産業分類番号
企業名	
所在地	

記入担当者	
所属課名	
電話番号	
メールアドレス	
氏名	

宛名の所在地、貴社名、法人番号に誤りがある場合に は赤色ボールペン等でご訂正ください。

この調査は、上記のID、パスワードにて、<u>オンラインでご回答いただくと便利です。</u> アクセス方法などは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

## - 調査にあたって-

- 1 この調査票に記入された事項については、個別企業の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 2 この調査票は、企業を調査単位としております。本社以外に支社、工場、営業所などの事業所があれば、それらも含めてご回答ください。
- 3 特にことわりのないかぎり、**今和3(2021)年10月1日現在**の状況についてご記入ください。
- 4 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 5 文中で数字 (\*1、\*2···) を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 6 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 7 記入が終わりましたら、同封の封筒(切手不要)で**令和3(2021)年10月31日まで**にご返 送ください。
- 8 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ: 厚生労働省能力開発基本調査事務局

TEL: 0 1 2 0 - 9 5 7 - 8 7 3FAX: 0 3 - 6 8 2 6 - 4 7 7 7 $\cancel{>} -\cancel{>} \cancel{>}$ : nouki2021@surece. co. jp

調 査 主 体: 厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室

# I 貴社の概要について

# すべての企業にうかがいます

問1 貴社全体(本社、支社、工場、営業所等を含めた全体)の常用労働者\*1数を正社員\*2、正社員以外\*3に分けてご記入ください(令和3(2021)年10月1日現在)。

(いない場合は「0」をご記入ください。)

	常用労働者数						
正社員							人
正社員以外							人

(注)

貴社に直接雇用されずに、事業所内で就業する者(派遣労働者及び 請負労働者)は含みません。

本調査は令和3(2021)年10月1日現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計)30人以上の企業を対象としています。

30人未満の場合はお手数ですが、事務局までご連絡下さい。

#### \* 1 常用労働者

貴社に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。他社に派遣している派遣労働者も含みます。なお、別企業に出向している者は含めないでください。

#### \* 2 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている正社員・正職員として処遇している者をいいます。

#### \*3 正社員以外

常用労働者のうち、上記正社員以外の者をいいます(「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など)。なお、貴社に直接雇用されない派遣労働者及び請負労働者は含みません。

## Ⅱ OFF- 」 T及び自己啓発支援に支出した費用について

# すべての企業にうかがいます

間 2

(1) 貴社では令和 2 (2020)年度 (令和 2 (2020)年4月1日~令和 3 (2021)年3月31日) に、OFF-JT\*4 又は自己啓発\*<sup>5</sup>支援に費用を支出しましたか。それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	支出した	支出していない
O F F — J T	1	2
自己啓発支援	1	2

└── いずれも「2」の場合は3頁問3へ

## \*4 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)をいい、例えば、社内で実施する教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含みます。

#### \* 5 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)。

# 問2(1)で「1 支出した」に〇をつけた企業にうかがいます

(2) 貴社が令和 2 (2020) 年度に実施した、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した総額はいくらですか。OFF-JT及び自己啓発支援それぞれの総額をご記入ください。



(注

**単位は万円です。**一万円未満は万の位に「0」をご 記入ください。

どちらか一方のみ支出している場合、支出していな いものは記入不要です。

# Ⅲ 能力開発の実績・見込みについて

# すべての企業にうかがいます

- 問3 貴社の労働者一人当たりの教育訓練費として、OFF-JT又は自己啓発支援の費用について、過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)の実績及び今後3年間(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)の見込みについてお答えください。正社員、正社員以外ごとにそれぞれ該当するもの1つに○をつけてください。
  - ●過去 3 年間(平成30(2018) 年度~令和 2(2020) 年度) において、OFF-JT 又は自己啓発支援に費用を支出していない場合は、「4 実績なし」に〇をつけてください。
  - ●過去 3 年間(平成30(2018)年度~令和 2 (2020)年度)を通して正社員/正社員以外が在籍していない場合のみ「5 正社員は在籍していない/正社員以外は在籍していない」に〇をつけてください。
  - ●今後3年間(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)を通して正社員/正社員以外が在籍しない予定の場合のみ「5 正社員は在籍しない予定/正社員以外は在籍しない予定」に○をつけてください。

正社員

正社貝										
		道	過去3年	間		今後3年間				
	増加した	増減なし	減少した	実績なし	正社員は 在籍して いない	増加 させる 予定	増減 なしの 予定	減少 させる 予定	実施 しない 予定	正社員は 在籍しな い予定
ОГГ- ЈТ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4	J	1	2	3	4	3

正社員以外

上社員以外										
		近	過去3年	間		今後3年間				
	増加した	増減なし	減少した	実績なし	正社員 以外は 在籍して いない	増加 させる 予定	増減 なしの 予定	減少 させる 予定	実施 しない 予定	正社員 以外は 在籍しな い予定
О F F — Ј Т	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4	J	1	2	3	4	J

# IV 労働者に求める能力・スキル

# すべての企業にうかがいます

問4 貴社の発展にとって重要と考える労働者の能力・スキルはなんですか。年代別の管理職を除く正社員 および正社員以外それぞれについて、最も重要な能力・スキルを**最大3つ**まで○をつけてください。

	正社員(管理	正社員	
今後、労働者に求める能力・スキル	50歳未満 (最大3 つ)	50歳以上 (最大 3 つ)	以外 (最大3 つ)
ITを使いこなす一般的な知識・能力 (OA・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作など))	1	1	1
専門的な I Tの知識・能力 (システム開発・運用、プログラミング等)	2	2	2
マネジメント能力・リーダーシップ	3	3	3
チームワーク、協調性・周囲との協働力	4	4	4
営業力・接客スキル	5	5	5
課題解決スキル(分析・思考・創造力等)	6	6	6
定型的な事務・業務を効率的にこなすスキル	7	7	7
語学(外国語)力	8	8	8
コミュニケーション能力・説得力	9	9	9
職種に特有の実践的スキル	1 0	1 0	1 0
高度な専門的知識・スキル	1 1	1 1	1 1
読み書き・計算等の基礎的素養	1 2	1 2	1 2
その他の能力・スキル	1 3	1 3	1 3
特に必要な能力・スキルはない	1 4	1 4	1 4

# V 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について

# すべての企業にうかがいます

問 5

(1) 貴社では、事業所において、事業内職業能力開発計画\*6を作成していますか。該当するもの **1つ**に○をつけてください。

すべての事業所において作成している	1	
一部の事業所においては作成している	2	
いずれの事業所においても作成していない	3	→ 問6(1)へ

#### \* 6 事業内職業能力開発計画

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第11条により規定された、「事業主が、その雇用する労働者に 係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するために作成する計画」をいいます。

# 問 5 (1)で「1 すべての事業所において作成している」又は「2 一部の事業所においては作成している」に〇をつけた企業にうかがいます

(2) 貴社における事業内職業能力開発計画の作成方法について、どれに当てはまりますか。該当する もの**1つ**に○をつけてください。

本社が事業内職業能力開発計画を一つ作成し、すべての事業所に適用している	1
すべての事業所について、事業所ごとに事業内職業能力開発計画を作成している	2
本社が作成した事業内職業能力開発計画を適用している事業所と、事業所ごとに作成 している事業所がある	3

## すべての企業にうかがいます

問 6

(1) 貴社では、事業所において、職業能力開発推進者\*<sup>7</sup>を選任していますか。該当するもの **1つ**に○をつけてください。

すべての事業所において選任している	1	
一部の事業所においては選任している	2	
いずれの事業所においても選任していない	3	──▶ 6頁問7(1)へ

## \* 7 職業能力開発推進者

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第12条により規定された者をいい、選任することが事業主の努力義務とされています。具体的な業務は以下のとおりです。

- ・事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務
- ・職業能力開発に関し、その雇用する労働者に対し行う相談、指導等の業務等

# 問 6 (1)で「1 すべての事業所において選任している」又は「2 一部の事業所においては選任している」に〇をつけた企業にうかがいます

(2) 貴社における職業能力開発推進者の選任方法について、どれに当てはまりますか。該当するもの **1つ**に○をつけてください。

本社が職業能力開発推進者を一人選任し、すべての事業所について兼任させている	1
すべての事業所について、事業所ごとに選任している	2
本社が選任した職業能力開発推進者を配置している事業所と、事業所ごとに選任している 事業所がある	3
他の事業所若しくは他の事業主と共同で選任している	4
その他	5

# VI 教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況について

# すべての企業にうかがいます

問 7

(1) 貴社では、教育訓練休暇\*<sup>8</sup>制度を導入していますか。また、導入していない場合、導入する予定はありますか。該当するもの**1つ**に〇をつけてください。

導入している	導入していないが、 導入を予定している	導入していないし、導 入する予定はない
1	2	3

(2) 貴社では、教育訓練短時間勤務\*9制度を導入していますか。また、導入していない場合、導入予定はありますか。 該当するもの**1つ**に○をつけてください。

導入している	導入していないが、 導入を予定している	導入していないし、導 入する予定はない
1	2	3

問7(1)又は(2)において

どちらか一方でも 「3 導入していないし、導入する 予定はない」に <u>Oをつけた場合</u>は **問7(3)へ** 

どちらとも 「3 導入していないし、導入する 予定はない」に<u>Oをつけなかった場合</u>、 **質問は以上となります。** 

#### \*8 教育訓練休暇

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。有給であるか無給であるかは問いません。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。(有給の場合は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除きます。)

#### \* 9 教育訓練短時間勤務

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる短時間 勤務(所定労働時間の短縮措置)をいいます。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用で きる場合も含みます。

## 問7(1)又は(2)で「3 導入していないし、導入する予定はない」に〇をつけた企業にうかがいます

(3) 貴社では、教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入する予定がない理由は何ですか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

制度導入のメリットを感じないため	1
制度自体を知らなかったため	2
制度設計について相談できる窓口がないため	3
労働者からの制度導入の要望がないため	4
有給休暇(一部有給休暇を含む)とした場合、コスト負担が生じるため	5
代替要員の確保が困難であるため	6
その他	7

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。







統計法に基づく国の統計

調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期し

ます。

# 令和3(2021)年度能力開発基本調查(事業所票)

# ※法人番号欄が未記入の場合、ご記入ください※

●国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください(<u>商業登記法に基づく「会社</u> 法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)。

- ●法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、各法人に指定された法人番号 をご記入ください。
- ●マイナンバー(個人番号)を記入しないようご注意ください。
- ●法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入に御協力 お願いいたします。

法人番号※								
パスワード								
事業所ID				産	業分	分類	番	号
事業所名								
所在地								

記入担当者	
所属課名	
電話番号	
メールアドレス	
氏名	

宛名の所在地、貴事業所名、法人番号に誤りがある場合には赤色ボールペン等でご訂正ください。

この調査は、上記のID、パスワードにて、<u>オンラインでご回答いただくと便利です。</u> アクセス方法などは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

#### -調査にあたって-

- 1 この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 2 この調査票は、問1以外は事業所を調査単位としております。本社、支社、工場、 営業所ごとに別の事業所となりますので、問1以外の項目についての回答は、<u>貴事業</u> **所について**ご記入ください。
- 3 特にことわりのないかぎり、今和3(2021)年10月1日現在の状況についてご記入ください。
- 4 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 5 文中で数字 (\* <sup>1</sup>、\* <sup>2</sup>…) を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 6 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 7 記入が終わりましたら、同封の封筒(切手不要)で**令和3(2021)年10月31日まで**に ご返送ください。
- 8 ご返送後は、別途貴事業所の従業員様の調査(個人調査)についてのお願いをいたしますので、併せてご協力の程よろしくお願い申し上げます。
- 9 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ: 厚生労働省能力開発基本調査事務局

TEL: 0 1 2 0 - 9 5 7 - 8 7 3FAX: 0 3 - 6 8 2 6 - 4 7 7 7 $\cancel{>} -\cancel{>} : nouji2021@surece.co.jp$ 

調 查 主 体: 厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室

# I 貴事業所の概要について

# すべての事業所にうかがいます

問1 **貴社全体**(本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体)の常用労働者 $^{*1}$ 数について該当する 区分  $^{1}$ つに $\bigcirc$ をつけてください。

常用労働者数	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1000人~
区分	1	2	3	4	5

(注)

本設問のみ、**貴社全体**(本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体) についてお答え下さい。

これ以降の設問は、貴事業所の状況についてうかがいます。貴事業所の 状況をご回答ください。回答欄が正社員と正社員以外に分かれている設問 は、それぞれの状況を回答欄にご記入ください。

# すべての事業所にうかがいます

問2 貴事業所の常用労働者\*1数を正社員\*2、正社員以外\*3に分けてご記入ください (令和3(2021)年10月1日現在) **(いない場合は「0」をご記入ください。)**。

	常用労働者数			
正社員				人
正社員以外				人

(注

貴社に直接雇用されずに、事業所内で就業する者(派遣労 働者及び請負労働者)は含みません。

本調査は令和3(2021)年10月1日現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計)30人以上の事業所を対象としています。

30人未満の場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。

# \* 1 常用労働者

貴事業所に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。他事業所に派遣している派遣労働者も含みます。なお、別企業に出向している者は含めないでください。

### \* 2 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている正社員・正職員として処遇している者をいいます。

#### \*3 正社員以外

常用労働者のうち、上記正社員以外の者をいいます(「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など)。なお、貴事業所に直接雇用されない派遣労働者及び請負労働者は含みません。

# すべての事業所にうかがいます

問3 貴事業所の令和2(2020)年度(令和2(2020)年4月1日~令和3(2021)年3月31日)の離職者数 (定年退職者を除く。また、更新、再雇用、継続雇用等で貴事業所に再雇用された者を除く。)を 正社員、正社員以外に分けてご記入ください(いない場合は「O」をご記入ください。)。

	離職者数		
正社員		人	
正社員以外		人	

(注)

貴社に直接雇用されずに、事業所内で就業する者 (派遣労働者及び請負労働者) は含みません。 これ以降の設問で、「正社員」、「正社員以外」それぞれの状況をおうかがいしている設問については、貴事業所の状況に応じて以下のようにご回答ください。

- ●令和 3 (2021) 年10月 1 日現在、正社員が「いない」事業所(問2の「正社員」の欄がO人の事業所) → 問4以降の「正社員」の欄への記入は不要です。
- ●令和3 (2021) 年10月1日現在、**正社員以外が「いない」事業所**(問2の「正社員以外」の欄がO人の事業所)
  - → 問4以降の「正社員以外」の欄への記入は不要です。

## Ⅱ 教育訓練の実施に関する事項について

# すべての事業所にうかがいます

間 4

(1) 貴事業所では、令和 2 (2020) 年度に職業能力開発・向上のためのOFF-JT\*<sup>4</sup>を実施しましたか。実施した対象**すべて**に○をつけてください。

	OFF-IT&			
	正社員		工社昌四周	実施していな
新入社員*5	中堅社員*6	管理職層*7	正性貝以外	<b>\</b> \
1		3	4	5

4頁問4(4)へ

#### \*4 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)をいい、例えば、社内で実施する教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含みます。

#### \* 5 新入社員

入社後3年程度までの者をいいます。

#### \*6 中堅社員

管理職層及び新入社員に該当しない者をいいます。

#### \*7 管理職層

管理又は監督の任にある者をいいます。

# 問4(1)で「1 新入社員」~「4 正社員以外」のいずれかに〇をつけた事業所にうかがいます

(2) 貴事業所で令和 2 (2020) 年度にOFF-JTを実施した際、どこが実施主体となっている 教育訓練(教育訓練機関)を利用しましたか。正社員、正社員以外それぞれについて、該当 するもの**すべて**に○をつけてください。

	正社員	正社員以外
自社	1	1
親会社、グループ会社	2	2
民間教育訓練機関(民間教育研修会社、民間企業主催のセミナー等)	3	3
購入した機器、ソフトウエア等の使用方法等を教育訓練する場合の当該機器、ソフトウエア等のメーカー	4	4
商工会、商工会議所、協同組合等の経営者団体	5	5
職業能力開発協会、労働基準協会、公益法人(公益財団法人、公益社団法人、職業訓練法人等)、その他業界団体	6	6
公共職業訓練機関(ポリテクセンター、工業技術センター、試験所等含む)	7	7
専修学校、各種学校	8	8
高等専門学校、大学、大学院	9	9
その他	1 0	1 0

# 問4(1)で「1 新入社員」~「4 正社員以外」のいずれかに〇をつけた事業所にうかがいます

(3) 貴事業所で実施したのはどのようなOFF-JTでしたか。また、今後実施したい(現在 実施しているものも含む)のはどのようなOFF-JTですか。該当するもの**すべて**に○を つけてください

	実施した	今後実施したい
新規採用者など初任層を対象とする研修	1	1
新たに中堅社員となった者を対象とする研修	2	2
新たに管理職となった者を対象とする研修	3	3
ビジネスマナー等のビジネスの基礎知識	4	4
マネジメント(管理・監督能力を高める内容など)	5	5
コミュニケーション能力	6	6
キャリア形成に関する研修	7	7
法務・コンプライアンス	8	8
財務会計	9	9
品質管理	10	1 0
プレゼンテーション・ディベート	11	1 1
語学・国際化対応能力	1 2	1 2
OA・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作)	1 3	1 3
業務を遂行するうえで有益なITリテラシー	1 4	1 4
デジタル技術を利活用して技術革新や生産性向上の提案が出来る能力	1 5	1 5
プログラム、システムを自ら開発または運用できるスキル	16	1 6
工作機械・輸送用機器等の操作	17	1 7
技能の習得	18	1 8
その他	19	1 9

# すべての事業所にうかがいます

(4) 貴事業所では、令和2(2020)年度に職業能力開発・向上のための計画的なOJT\*8 を実施しましたか。実施した対象すべてに○をつけてください。

計画的なOJTを実施した			計画的なOIT	
	正社員		구원무인성	を実施していな
新入社員	中堅社員	管理職層	止性貝以外	٧١
1	2	3	4	5

# \*8 計画的なOJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練(OJT)のうち、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に実施する教育訓練をいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどを含みます。

# Ⅲ 人材育成について

# すべての事業所にうかがいます

問5 貴事業所における労働者の能力開発や人材育成に関して、何か問題点はありますか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

人材を育成しても辞めてしまう	1
款 鍛えがいのある人材が集まらない	2
指導する人材が不足している	3
育成を行うための金銭的余裕がない	4
人材育成を行う時間がない	5
人材育成の方法がわからない	6
適切な教育訓練機関がない	7
技術革新や業務変更が頻繁なため、人材育成が無駄になる	8
その他の問題	9
特に問題はない	1 0

# IV 労働者のキャリア形成支援について

#### すべての事業所にうかがいます

問6

(1) 貴事業所では、キャリアに関する相談(キャリアコンサルティング $^{*9}$ )を行うしくみ(セルフ・キャリアドック $^{*10}$ をはじめ、社内規定などで明確に制度化されているものに限らず、慣行として行われるものなども含みます。)はありますか。正社員、正社員以外それぞれについて、該当するもの**1つ**に〇をつけてください。

	ある	ない
正社員	1	2
正社員以外	1	2

正社員がいない場合は、正社員に係る「ある」「ない」の回答は不要です。 また、正社員以外の常用労働者がいない場合は、正社員以外に係る「ある」 「ない」の回答は不要です。

「2」のみの場合は7頁問6(7)へ

### \*9 キャリアコンサルティング

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第2条第5項に規定するキャリアコンサルティング (労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び 指導を行うこと)をいいます。

### \*10 セルフ・キャリアドック

企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組(しくみ)をいいます。

# 問6(1)で「1 ある」に〇をつけた項目(正社員、正社員以外)について、次の質問にご回答ください 「1 ある」に〇をつけなかった項目(正社員、正社員以外)については回答不要です

(2) 貴事業所では、キャリアに関する相談はいつ行っていますか。正社員、正社員以外それぞれについて、該当するもの**すべて**につをつけてください。

	正社員	正社員以外
労働者から求めがあった時に実施する	1	1
1年に1回、3年に1回など、定期的に実施する	2	2
入社3年目、5年目など、入社から一定の年数が経過した時に実施する	3	3
40歳、50歳など、一定の年齢に到達した時に実施する	4	4
昇進、異動、職場復帰の時など、人事管理の節目に実施する	5	5
人事評価のタイミングに合わせて実施する	6	6
その他	7	7

## 問6(1)で「1 ある」に〇をつけた項目(正社員、正社員以外)について、次の質問にご回答ください 「1 ある」に〇をつけなかった項目(正社員、正社員以外)については回答不要です

(3) 貴事業所では、キャリアに関する相談を行っている目的は何ですか。正社員、正社員以外それ ぞれに該当するもの**すべて**に○をつけてください。

	正社員	正社員以外
労働者の自己啓発*11を促すため	1	1
労働者の主体的な職業生活設計* <sup>12</sup> を支援するため	2	2
労働者の希望等を踏まえ、人事管理制度を的確に運用するため	3	3
社内教育プログラムの運用をより効果的に行うため	4	4
労働者の仕事に対する意識を高め、職場の活性化を図るため	5	5
新入社員・若年労働者の職場定着促進のため	6	6
中高年社員の退職後の生活設計や再就職等の支援のため	7	7
メンタルヘルス上の理由による長期休業等の予防や職場復帰支援のため	8	8
その他	9	9

#### \*11 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるため の活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)。

\*12 職業生活設計 労働者が、その適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組 について計画することをいいます。

## 問6(1)で「1 ある」に〇をつけた項目(正社員、正社員以外)について、次の質問にご回答ください 「1 ある」に〇をつけなかった項目(正社員、正社員以外)については回答不要です

(4) 貴事業所のキャリアに関する相談のしくみは、どのようなことに対して効果がありましたか。 正社員・正社員以外それぞれに該当するものすべてに○をつけてください。

	正社員	正社員以外
自己啓発する労働者が増えた	1	1
労働者が主体的に職業生活設計を行うようになった	2	2
人事管理制度に労働者の希望等を的確に反映して運用できるようになった	3	3
社内教育プログラムへの参加が増加した	4	4
労働者の仕事への意欲が高まった	5	5
新入社員・若年労働者の定着率が向上した	6	6
メンタルヘルス上の理由による長期休業等が減った(または職場復帰が進んだ)	7	7
その他	8	8

## 問6(1)で「1 ある」に〇をつけた項目(正社員、正社員以外)について、次の質問にご回答ください 「1 ある」に〇をつけなかった項目(正社員、正社員以外)については回答不要です

(5) 貴事業所では、キャリアに関する相談を行ううえで、何か問題点はありますか。正社員、正社員以外それぞれについて、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

	正社員	正社員以外
労働者がキャリアに関する相談をする時間を確保することが難しい	1	1
キャリアコンサルティング等のサービスを外部から調達するのにコストが かかる	2	2
キャリアコンサルタント*13等相談を受けることのできる人材を内部で育成することが難しい	3	3
相談を受けることのできる者はいるが、その者の他の業務が多忙のため、 キャリアに関する相談を受ける時間がない	4	4
キャリアに関する相談を行っても、その効果が見えにくい	5	5
労働者からのキャリアに関する相談件数が少ない	6	6
その他の問題	7	7
特に問題はない	8	8

#### \*13キャリアコンサルタント

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の3に規定するキャリアコンサルタント(キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者)をいいます。

## 問6(1)で1つでも「1 ある」に〇をつけた事業所にうかがいます

(6) 貴事業所で相談を受けているのは、キャリアコンサルタントですか。

そうである	そうではない	わからない
1	2	3

#### <u>問6(1)</u>において

「「正社員」、「正社員以外」のいずれも「1 ある」に○をつけた場合は **8頁 問7へ** 「正社員」、「正社員以外」のいずれかは「2 ない」に○をつけた場合は **問6(7)へ** 

## 問6(1)で「2 ない」に〇をつけた項目(正社員、正社員以外)について、次の質問にご回答ください 「2 ない」に〇をつけなかった項目(正社員、正社員以外)については回答不要です

(7) 貴事業所では、キャリアに関する相談を行っていない理由は何ですか。該当するもの**すべて**に ○をつけてください。

	正社員	正社員以外
労働者がキャリアに関する相談をする時間を確保することが難しい	1	1
キャリアコンサルティング等のサービスを外部から調達するのにコスト がかかる	2	2
キャリアコンサルタント* <sup>13</sup> 等相談を受けることのできる人材を内部で 育成することが難しい	3	3
相談を受けるための人員を割くことが難しい	4	4
労働者からの希望がない	5	5
キャリアについての相談を行う必要はない	6	6
その他	7	7

### \*13 キャリアコンサルタント(再掲)

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の3に規定するキャリアコンサルタント(キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者)をいいます。

## すべての事業所にうかがいます

問7 ジョブ・カード\*<sup>14</sup>をご存知ですか。該当するもの1つに○をつけてください。

内容を含めて知ってお り活用している	内容を含めて知ってい るが活用していない	名称(言葉)は 聞いたことがあるが 内容は知らない	名称(言葉)を 聞いたことがなく、 内容も知らない
1	2	3	4

#### \*14 ジョブ・カード

職業能力開発促進法に基づく労働者のキャリアプランに即した自発的な職業能力開発を促進するための「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであり、事業所にとっては主に採用活動や雇用型訓練等の場面で活用されるものです。

## すべての事業所にうかがいます

問8 貴事業所では、労働者の主体的なキャリア形成に向けて、どのような取組を実施しましたか。 また、今後実施したい(現在実施しているものも含む)のはどのようなと考えますか。 該当するもの**すべて**に○をつけてください。

	実施した	今後実施したい
人材育成に関する基本的方針の策定	1	1
経営者や管理職から主体的なキャリア形成の重要性を発信	2	2
職務の遂行に必要なスキル・知識等に関する情報提供	3	3
キャリアコンサルティングの実施	4	4
上司による定期的な面談の実施(1on1ミーティング等)	5	5
社内公募制 <sup>*15</sup> 等の労働者の意向を重視した人員配置	6	6
社内兼務制度 <sup>*16</sup> の導入・実施	7	7
兼業・副業の推進・容認	8	8
自己啓発に対する支援	9	9
労働者の意向や課題に応じて個別最適化したOFF-JTの実施	1 0	1 0
労働者の主体的な取組に対する人事考課における考慮	11	1 1
人材育成に関するPDCAのための労働者に対する調査	1 2	1 2
その他の取組	1 3	1 3
実施していない	1 4	1 4

### \*15 社内公募制

会社が必要とするポストの要件をあらかじめ社内に公開し、応募してきた者の中から人材を選抜する仕組みを いいます。

#### \*16 社内兼務制度

就業時間の一部を、部門の枠を超えて、他部署でも従事するという制度をいいます。

## すべての事業所にうかがいます

問9 貴事業所では、労働者の自己啓発に対してどのような支援を行っていますか。正社員、正社員 以外それぞれについて、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

	正社員	正社員以外
受講料などの金銭的援助	1	1
社内での自主的な勉強会等に対する援助	2	2
教育訓練休暇(有給、無給の両方を含む)の付与	3	3
就業時間の配慮	4	4
教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供	5	5
自己啓発を通じて身に付けることが望まれるスキルや知識の提示	6	6
自己啓発を通して取得した資格等に対する報酬	7	7
自己啓発の取組に対する人事考課における考慮	8	8
その他の支援	9	9
特に支援を行っていない	1 0	1 0

(注) 正社員がいない場合は、 正社員に係る回答は不 要です。また、正社員 以外の常用労働者がい ない場合は、正社員以 外に係る回答は不要で す。

## V 労働者の職業能力評価について

## すべての事業所にうかがいます

間10

(1) 貴事業所では、職業能力評価 $^{*17}$ を行っていますか。正社員、正社員以外のそれぞれについて、該当するもの**1つ**に〇をつけてください。

	行っている	行っていない
正社員	1	2
正社員以外	1	2

(注) 正社員がいない場合は、正社員に係る回答は不要です。また、正社員以外の常用労働者がいない場合は、正社員以外に係る回答は不要です。

「2」のみの場合は 11頁問11 (1) へ

## \*17 職業能力評価

職業に必要となる技能や能力の評価のうち、厚生労働省が作成した「職業能力評価基準」に準拠した 評価基準、会社が独自に作成した評価基準や業界団体で作成した評価基準、あるいは、 既存の各種検 定・資格に基づいて評価が行われているものをいいます。

#### 問10(1)で1つでも「1 行っている」に〇をつけた事業所にうかがいます

(2) 貴事業所では、職業能力評価を行う際、検定・資格を利用していますか。該当するもの**すべて** に○をつけてください。

正社員について検定・資格	正社員以外について検定・	正社員・正社員以外ともに
を利用している	資格を利用している	利用していない
1	2	3

→ 10頁問10(5)へ

## 問10(2)で「1 正社員について検定・資格を利用している」又は「2 正社員以外について検定・資格を利用 している」に〇をつけた事業所にうかがいます

(3) 貴事業所では、職業能力評価を行う際、既存のどのような検定・資格を利用していますか。 該当するもの**すべて**に〇をつけてください。

技能検定*18	1
国家検定・資格*19 (技能検定を除く) 又は公的検定・資格*20	2
民間団体が認定する民間検定・資格	3
事業主等が認定する社内検定・資格	4
その他	5

#### \*18 技能検定

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公 証する国家検定をいいます。

\*19 **国家検定・資格** 法令等に基づいて国が実施・認定する検定・資格をいいます。

国の基準等に基づいて公益法人等が実施、国が認定する検定・資格をいいます。

## 問10(2)で「1 正社員について検定・資格を利用している」又は「2 正社員以外について検定・資格を利用 している」に〇をつけた事業所にうかがいます

(4) 貴事業所では、職業能力評価のための検定・資格について、労働者に対して取得に必要な費用 補助を行っていますか。また、費用補助を行っている場合は、どの程度補助していますか。該当 するもの**すべて**に○をつけてください。

費用補助を行っている	費用の全部を補助している検定・資格がある	1
	費用の一部を補助している検定・資格がある	2
費用補助を行っていない		3

### 問10(1)で1つでも「1(職業能力評価を)行っている」に〇をつけた事業所にうかがいます

(5) 貴事業所では、職業能力評価をどのようなことに活用していますか。該当するもの**すべて**に○ をつけてください。

人材の採用	1
人材配置の適正化	2
人材戦略・計画の策定	3
人事考課(賞与、給与、昇格・降格、異動・配置転換等)の判断基準	4
労働者に必要な能力開発の目標	5
技能継承のための手段	6
その他	7

### 問10(1)で1つでも「1 (職業能力評価を)行っている」に〇をつけた事業所にうかがいます

(6) 貴事業所では、現行の職業能力評価に係る取組において、問題であると感じた点は何ですか。 該当するもの**すべて**に〇をつけてください。

評価項目に対して労働者のコンセンサスが得られない	1
全部門・職種で公平な評価項目の設定が難しい	2
業界共通の職業能力評価基準や試験が十分に整備されていない	3
評価者の負担が大きい	4
評価者が評価基準を把握していないなど、評価内容にばらつきが見られる	5
その他の問題	6
特に問題はない	7

### VI 技能検定について

## すべての事業所にうかがいます

問11

(1) 技能検定\*18をご存知ですか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

知っている	ó	知ら	ない		
1			2		
				<b>→</b>	12頁問12へ

#### \*18 技能検定(再掲)

職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定をいいます。

## 問11(1)で「1 知っている」に〇をつけた事業所にうかがいます

(2) 技能検定の利点は何ですか。また、技能検定をどのように活用していますか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ	1
採用、配置転換、昇進などに活用できる	2
資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している	3
技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある	4
その他	5
特に利点を感じない	6

## 問11(1)で「1 知っている」に〇をつけた事業所にうかがいます

(3) 技能検定の問題点は何ですか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない	1
受検資格が厳しい	2
技能検定の試験実施回数や試験地が限られている	3
受検に必要な費用が高い	4
試験の準備や受検する時間等の労働者の拘束時間が長い	5
その他	6
特に問題はない	7

## VII 技能の継承について

## すべての事業所にうかがいます

問12 貴事業所では、技能継承への対応としてどのような取組を行っていますか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

退職者の中から必要な者を選抜して雇用延長、嘱託による再雇用を行い、指導者として活用している	1
新規学卒者の採用を増やしている	2
中途採用を増やしている	3
不足している技能を補うために契約社員、派遣社員を活用している	4
事業所外への外注を活用している	5
技能継承のための特別な教育訓練により、若年・中堅層に対する技能・ノウハウ等 伝承している	6
退職予定者の伝承すべき技能・ノウハウ等を文書化、データベース化、マニュアル 化している	7
高度な技能・ノウハウ等が不要なように仕事のやり方、設計等を変更している	8
伝承すべき技能・ノウハウ等を絞り込んで伝承している	9
その他の取り組み	1 0
特に何の取組も行っていない	1 1

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



政府統計 統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

## 令和3(2021)年度能力開発基本調查(個人票)

事業所ID	
個人ID	
パスワード	

この調査は、上記のID、パスワードにて、<u>スマートフォン、PC等オンラインでご回答いただくと便利です。</u> アクセス方法などは同封の 「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

所属課名	
電話番号	
メールアドレス	
氏名	

ご連絡先、お名前のご記入は任意です。回答内容によっては後日照会のためご連絡を差し上げる場合がございますので、差し支えなければご記入ください。

#### -調査にあたって<sup>-</sup>

- 1 この調査票に記入された事項については、個人の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 2 特にことわりのないかぎり、**今和3 (2021) 年10月1日現在の状況**についてご記入くだ さい。
- 3 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 4 文中で数字 (\*1、\*2…) を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 5 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 6 記入が終わりましたら同封の封筒(切手不要)で**令和3(2021)年12月16日まで**にご返送ください。
- 7 複数の会社に勤務されている方は本調査票が渡された会社についてお答えください。
- 8 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ: 厚生労働省能力開発基本調査事務局

TEL: 0120-957-873FAX: 03-6826-47773-1: nouko2021@surece.co. ip

調 査 主 体: 厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室

#### I あなた御自身について

## すべての方にうかがいます

問1 あなた御自身のことについて、それぞれ該当するもの1つに○をつけてください。

#### (1)性别

男性	女性
1	2

#### (2) 年齢 (令和3(2021)年10月1日現在 満年齢)

	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
I	1	2	3	4	5	6

### (3) 就業状態

主に仕事*1	通学のかたわらに仕事*2	家事などのかたわらに仕事*3
1	2	3

#### 問 1

#### (3) 就業状態

#### \* 1 主に仕事

主に勤め先で仕事をしている場合をいいます。

#### \*2 通学のかたわらに仕事

主に通学していて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

#### \*3 家事などのかたわらに仕事

主に家事(育児、介護、看護などを含む)などをしていて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

#### (5) 雇用形態

#### \* 4 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている正社員・正職員として処遇されている者をいいます。

#### \* 5 嘱託

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者をいいます。

#### \* 6 契約社員

常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがある者であって、嘱託以外の者をいいます。

#### \*7 パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」、「契約社員」以外の者をいいます。

#### \*8 その他

常用労働者のうち、上記「正社員」、「嘱託」、「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の者をいいます。

#### (7)業務

#### \* 9 管理的な仕事

課(課相当を含む)以上の組織の管理的な仕事をいいます。

#### \*10 専門的・技術的な仕事

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事をいいます。

#### \*11 事務的な仕事

一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械を操作する仕事をいいます。

#### \*12 販売の仕事

商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事をいいます。

#### \*13 サービスの仕事

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事をいいます。

#### \*14 保安の仕事

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事をいいます。

#### \*15 生産工程の仕事

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の仕事、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事をいいます。

#### \*16 輸送・機械運転の仕事

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事をいいます。

### \*17 建設・採掘の仕事

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・ 採掘・採取・選鉱の仕事をいいます(ただし、建設機械を操作する仕事は、上記「\*16」になります。)。

## \*18 運搬・清掃・包装等の仕事

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事をいいます。

#### (8) 役職

#### \*19 部長相当職

事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなるもの、又はその構成員が20名以上(部(局)長を含む。)のものの長をいいます。

#### \*20 課長相当職

事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなるもの、又はその構成員が10人以上(課長を含む。)のものの長をいいます。

#### \*21 係長、主任、職長相当職

構成員の人数にかかわらず、通常「係長」、「主任」と呼ばれている者をいいます。また、建設業、製造業等において名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる「職長」を含みます。

## (4) 最終学歴(中退者又は在学者は、その前の学歴とします。)

中学・高等学校・中等教育学校	1
専修学校・短大・高専	2
大学(文系)	3
大学 (理系)	4
大学院(文系)	5
大学院 (理系)	6
その他	7

## (5) 雇用形態

<b>工</b> 払 昌 * 4	正社員以外				
正社員*4	嘱託 <sup>* 5</sup>	契約社員*6	パートタイム労働者* <sup>7</sup>	その他 <sup>*8</sup>	
1	2	3	4	5	

## (6) 現在勤務している会社での勤続年数 (グループ会社等への出向期間も含めてください。 令和 3 (2021) 年10月1日現在)

1年未満	1 年以上 3 年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
1	2	3	4	5	6	7

## (7)業務

管理的な仕事*9	1
専門的・技術的な仕事*10	2
事務的な仕事*11	3
販売の仕事*12	4
サービスの仕事 <sup>*13</sup>	5
保安の仕事 <sup>*14</sup>	6
生産工程の仕事* <sup>15</sup>	7
輸送・機械運転の仕事*16	8
建設・採掘の仕事 <sup>*17</sup>	9
運搬・清掃・包装等の仕事*18	10
その他の仕事	11

## (8) 役職

部長相当職*19	1
課長相当職*20	2
係長、主任、職長相当職* <sup>21</sup>	3
役職は特になし	4

## (9) 1週間の就業時間(ふだん残業している場合はそれも含めてください。)

30時間	30時間以上	35時間以上	40時間以上	45時間以上	50時間以上	55時間以上	60時間
未満	35時間未満	40時間未満	45時間未満	50時間未満	55時間未満	60時間未満	以上
1	2	3	4	5	6	7	8

#### Ⅱ あなたの能力・スキルについて

### すべての方にうかがいます

問2 あなたが仕事をする上で自信のある能力・スキルは何ですか。該当するもの**3つまで**に○をつけてください。また今後、向上させたい能力・スキルは何ですか。該当するもの**3つまで**に○をつけてください。

	自信がある (3つまで)	向上させたい (3つまで)
ITを使いこなす一般的な知識・能力 (OA・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作など))	1	1
専門的な I T の知識・能力 (システム開発・運用、プログラミング等)	2	2
マネジメント能力・リーダーシップ	3	3
チームワーク、協調性・周囲との協働力	4	4
営業力・接客スキル	5	5
課題解決スキル(分析・思考・創造力等)	6	6
定型的な事務・業務を効率的にこなすスキル	7	7
語学(外国語)力	8	8
コミュニケーション能力・説得力	9	9
職種に特有の実践的スキル	1 0	1 0
高度な専門的知識・スキル	1 1	1 1
読み書き・計算等の基礎的素養	1 2	1 2
その他の能力・スキル	1 3	1 3
特に該当する能力・スキルがない	1 4	1 4

## Ⅲ 会社を通して受講した教育訓練について

#### すべての方にうかがいます

- 問3 令和2 (2020)年度 (令和2 (2020)年4月1日~令和3 (2021)年3月31日) に受講した OFF-JT\* $^{22}$ についてうかがいます。
- (1) あなたはOFF-JTを受講しましたか。該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

受講した	受講していない
1	2

→ 5頁問4(1)へ

### \*22 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)をいい、例えば、社内で実施する教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含みます。

#### 問3(1)で「1 受講した」に〇をつけた方にうかがいます

(2) 受講したOFF-JTの延べ受講時間について該当するもの1つに○をつけて下さい。

5 時間未満	5 時間以上 10時間未満	10時間以上 15時間未満	15時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上
1	2	3	4	5	6	7	8

#### 問3(1)で「1 受講した」に〇をつけた方にうかがいます

(3) OFF-JTによって得られた技能・知識などは、業務に役立ちましたか。該当するもの **1つ**に○をつけてください。

役に立った	1
どちらかというと役に立った	2
どちらかというと役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

#### すべての方にうかがいます

#### 問4

(1) あなたは令和2(2020)年度に部下、同僚、仕事仲間に対して、仕事上の能力の向上を考えて、 どの程度指導やアドバイスをしましたか。また、上司、同僚、仕事仲間は令和2年度にどの程度、 指導やアドバイスをしてくれましたか。それぞれ該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

		よくした (よくしてくれた)	ある程度した (ある程度してくれ た)	あまりしなかった (あまりしてくれな かった)	しなかった (してくれなかっ た)
	あなたが部下、同僚、仕事 仲間に対して行った指導や アドバイスについて		2	3	4
2	あなたが上司、同僚、仕事 仲間から受けた指導やアド バイスについて		2	3	4

②で「4 してくれなかった」

## に〇をつけた方は問5(1)へ

## 問4(1)②で「1」~「3」に〇をつけた方にうかがいます

(2) あなたが上司、同僚、仕事仲間から受けた指導やアドバイスなどによって得られた技能・知識 などは、業務に役立ちましたか。該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

役に立った	1
どちらかというと役に立った	2
どちらかというと役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

#### IV 自己啓発について

## すべての方にうかがいます

- 問5 令和2(2020)年度に行った自己啓発についてうかがいます。
- (1) あなたは自己啓発 $^{*23}$ を行いましたか。該当するもの**1つ**に〇をつけて下さい。

行った	行わなかった
1	2

### →7頁問6へ

#### \*23 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)。

## |問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」に〇をつけた方にうかがいます。

(2) どのような自己啓発を行いましたか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

専修学校、各種学校の講座の受講	1
高等専門学校、大学、大学院の講座の受講	2
民間教育訓練機関(民間企業、公益法人、各種団体)の講習会、セミナーへの参加	3
公共職業能力開発施設* <sup>24</sup> の講座の受講	4
社内の自主的な勉強会、研究会への参加	5
社外の勉強会、研究会への参加	6
通信教育の受講	7
ラジオ、テレビ、専門書等による自学、自習	8
e ラーニング (インターネット) による学習	9
その他	1 0

#### \*24 公共職業能力開発施設

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)、職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ)、都道府 県立職業能力開発校等をいいます。

## 問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」に〇をつけた方にうかがいます

(3) あなたが行った自己啓発の実施時間、自己負担した費用について、それぞれ該当するもの 1つに○をつけてください。(令和2(2020)年度1年間の総計)

#### 実施時間

5 時間	5 時間以上	10時間以上	20時間以上	30時間以上	50時間以上	100時間以上	150時間以上	200時間以上
未満	10時間未満	20時間未満	30時間未満	50時間未満	100時間未満	150時間未満	200時間未満	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

## 自己負担した費用

	0円	1 円以上 1 千円未満	1 千円以上 1 万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円以上
ſ	1	2	3	4	5	6	7	8	9

## 問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」に〇をつけた方にうかがいます

(4) 自己啓発をするにあたり、費用の補助を受けましたか。受けた場合は、該当するもの**すべて** に○をつけてください。また、そのうち最も補助の大きなもの**1つ**に○をつけて下さい。

		受けて			
	勤務先の会社	国の教育訓練 給付金制度	労働組合	その他	いない
該当 (すべて)	1	2	3	4	<b>ت</b>
最も補助が大き いもの(1つ)	1	2	3	4	5

問5(6)へ

## 問5(4)で「1 勤務先の会社」~「4 その他」に〇をつけた方にうかがいます

(5) 補助を受けた額について該当するもの**1つ**に○をつけて下さい。

1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円 以上	わからない
1	2	3	4	5	6	7	8

### 問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」にOをつけた方にうかがいます

(6) 自己啓発を行った理由は何ですか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。また、最も 重要な理由に該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	理由	最も重要な理由
現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため	1	1
将来の仕事やキャリアアップに備えて	2	2
昇進・昇格に備えて	3	3
配置転換・出向に備えて	4	4
資格取得のため	5	5
転職や独立のため	6	6
海外勤務に備えて	7	7
退職後に備えるため	8	8
その他	9	9

## 問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」に〇をつけた方にうかがいます

(7) 自己啓発によって得られた技能·知識などは、業務に役立ちましたか。該当するもの**1つ**に〇をつけてください。

役に立った	1
どちらかというと役に立った	2
どちらかというと役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

#### 問5(1)で「1 (自己啓発を)行った」に〇をつけた方にうかがいます

(8) あなたが社外で自己啓発を行うことについて、職場は協力的でしたか。下記の区分でそれぞれ該当するもの**1つ**に○をつけてください。

	協力的	やや協力的	あまり協力的 ではない	協力的では ない	わからない、 あてはまる人 がいない
会社の方針	1	2	3	4	5
上司	1	2	3	4	5
職場の先輩・同僚	1	2	3	4	5

## すべての方にうかがいます

問6 自己啓発にあたって、どのような問題点を感じますか。該当するもの**すべて**に○をつけてください。

仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	1
家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない	2
休暇取得・定時退社・早退・短時間勤務の選択等が会社の都合でできない	3
適当な教育訓練機関が見つからない	4
費用がかかりすぎる	5
コース等の情報が得にくい	6
コース受講や資格取得の効果が定かでない	7
自己啓発の結果が社内で評価されない	8
どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なのかわからない	9
自分の目指すべきキャリアがわからない	1 0
その他の問題	1 1
特に問題はない	1 2

### V これからの職業生活設計について

## すべての方にうかがいます

問7 あなたは、自分自身の職業生活設計\*<sup>25</sup>について、どのように考えていますか。該当するもの **1つ**に○をつけてください。

自分で職業生活設計を考えていきたい	1
どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい	2
どちらかといえば、会社で職業生活設計を提示してほしい	3
会社で職業生活設計を提示してほしい	4
その他の考え	5
わからない	6

#### \* 25 職業生活設計

ここでは、労働者本人の適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組について計画し、まとめたものをいいます。

## すべての方にうかがいます

問8

(1) あなたは、令和 2 (2020) 年度中にキャリアに関する相談をした(キャリアコンサルティング\*<sup>26</sup>を受けた)ことがありますか。該当するもの **1つ**に○をつけてください(会社の制度に基づくものであるかどうかにかかわらずお答えください。また、身近な上司や人事担当者のほか、社外の方などに相談した場合であっても「ある」に○をつけてください。)。

ある	ない
1	2

——▶ 8頁問8(4)へ

## \*26 キャリアコンサルティング

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第2条第5項に規定するキャリアコンサルティング(労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと)をいいます。

### 問8(1)で「1 ある」に〇をつけた方にうかがいます

(2) あなたはキャリアに関する相談を誰にしましたか。該当するもの**3つまで**○をつけてください。

	相談をした相手 (3つまで)
企業内の人事部	1
企業内の人事部以外の組織またはキャリアに関する専門家 (キャリアコンサルタント* <sup>27</sup> )	2
職場の上司・管理者	3
企業外の独立したキャリアコンサルタント	4
企業外の機関等(再就職支援会社、キャリアコンサルティングサービス機関等)	5
その他	6

#### \*27 キャリアコンサルタント

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の3に規定するキャリアコンサルタント(キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者)をいいます

## 問8(1)で「1 ある」にOをつけた方にうかがいます

(3) キャリアに関する相談をしたことは、どのように役に立ちましたか。該当するもの**すべて**に○ をつけてください。

自分の目指すべきキャリアが明確になった	1
自己啓発を行うきっかけになった	2
適切な職業能力開発の方法がわかった	3
仕事に対する意識が高まった	4
現在の会社で働き続ける意欲が湧いた	5
上司・部下との意思疎通が円滑になった	6
再就職につながった	7
その他の役に立った	8
役に立たなかった	9

## すべての方にうかがいます

(4) キャリアコンサルタントによる相談を利用できるとすれば、利用したいと思いますか。 現在の利用状況に関わらず、該当するもの**1つ**に○をつけてください。

費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい	1	
費用を負担することなく、社外で利用できるのであれば、利用したい	2	
社外で、費用を負担してでも利用したい	3	
利用するつもりはない	4	Π
わからない	5	$\prod$

9頁問9へ

## 問8(4)で「1 費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい」~「3 社外で、 費用を負担してでも利用したい」に〇をつけた方にうかがいます

(5) 今後、キャリアコンサルタントに相談したい内容は何ですか。該当するもの**3つまで**○をつけてください。

	相談したい内容 (3つまで)
将来のキャリアプラン	1
仕事に対するモチベーションの向上	2
仕事に対する適性・適職 (職業の向き不向き)	3
適切な職業能力開発の方法(資格取得、効果的な自己啓発の方法等)	4
仕事の内容、賃金、労働時間などの労働条件・労働環境	5
昇進・昇格や異動(配置転換、出向等)	6
退職や転職	7
定年や早期退職後の再雇用・再就職	8
職場の人間関係	9
傷病・疾病の治療に伴う入院・通院、休職などと就労の折り合い	1 0
出産・育児、介護などの生活面での課題と就労の折り合い	1 1
その他	1 2

## すべての方にうかがいます

問9 あなたは、令和 2(2020) 年度中に教育訓練休暇 \*28 や教育訓練短時間勤務 \*29 といった制度を利用したことがありますか。また、今後、利用したいですか。 それぞれについて該当するもの 1 つに $\bigcirc$  をつけてください。

令和2(2020年度)について	教育訓練 休暇	教育訓練短 時間勤務
勤務している事業所に制度があり、利用したことがある	1	1
勤務している事業所に制度はあるが、利用したことはない	2	2
勤務している事業所に制度がない	3	3
勤務している事業所に制度があるか分からない	4	4

今後について	利用したい	利用したくない	どちらでもよい
教育訓練休暇	1	2	3
教育訓練短時間勤務	1	2	3

#### \*28 教育訓練休暇

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。有給であるか無給であるかは問いません。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。(有給の場合は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除きます。)

#### \*29 教育訓練短時間勤務

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる短時間勤務(所定労働時間の短縮措置)をいいます。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



## 重要書類



### 政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

表示窓



# オンライン回答が 便利です

能力開発基本調査



## 厚生労働省「能力開発基本調査」 調査票在中

- ※調査票は、令和3年10月31日(日)までに下記方法でご回答ください。
  - ①オンライン回答が便利です。
  - ②同封の返信用封筒(若草色・切手不要)に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。

本調査は令和3年10月1日(金)現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計) 30人以上の企業を対象としています。

30 人未満の場合、または移転や統合などにより事業形態に変更がある場合は、お手数ですが、下記事務局までお知らせください。

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

## 能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

フリータ イヤル : O 1 2 O — 9 5 7 — 8 7 3 メールアト レス : nouk i 2021@surece. co. jp

	_	<b>A</b> 1.4.					
一調査			お願	しい	しま	ま す	_
○ 能力開発基			生 事業所	及び労働	大の能:	カ閉発の	
この調査(態を総合的)			 				

(別紙 4-1) 送付用封筒(企業調査)-裏-

いします。



## 重要書類



### 政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

表示窓



# オンライン回答が 便利です

能力開発基本調査



## 厚生労働省「能力開発基本調査」 調査票在中

- ※調査票は、令和3年10月31日(日)までに下記方法でご回答ください。
  - ①オンライン回答が便利です。
  - ②同封の返信用封筒 (レモン色・切手不要) に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。

本調査は令和3年10月1日(金)現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計) 30人以上の事業所を対象としています。

30 人未満の場合、または移転や統合などにより事業形態に変更がある場合は、お手数ですが、下記事務局までお知らせください。

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

## 能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

フリータ イヤル : O 1 2 O — 9 5 7 — 8 7 3 メールアト レス : nouji2021@surece.co.jp

_

(別紙 4-2) 送付用封筒(事業所調査)-裏-

いします。



## 重要書類



以付税計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査である ことを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保 護に万全を期すことをお約束するものです。



# オンライン回答が 便利です

能力開発基本調査

ρ,

## 厚生労働省「能力開発基本調査」 個人調査票在中

- ※調査票は、令和3年12月16日(木)までに下記方法でご回答ください。
  - ①オンライン回答が便利です。
  - ②同封の返信用封筒(水色・切手不要)に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

## 能力開発基本調查事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

フリータ イヤル : O 1 2 O — 9 5 7 — 8 7 3 メールアト レス : nouko2021@surece.co. jp

(別紙 4-3)	送付用封筒	(個人調査)	-裏-

## 一調査へのご協力をお願いします一

## ○ 能力開発基本調査へのご協力をお願いします

この調査は、我が国の主要産業における企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を総合的に調査し、人材開発行政に役立てることを目的として、10月1日現在の状況について、常用労働者数30人以上の事業所に属する常用労働者を対象に実施しています。

調査対象に選ばれた企業、事業所及び労働者の皆様は、正確な統計を作成するための、企業、事業所及び労働者の代表となりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

## (別紙 4-4) 返信用封筒(企業調査)

企業返信用 若草色

文字:1色

料金受取人払郵便

神田郵便 局 承認

**-**|8||7| 9

差出有効期間 令和4年4月 30日まで (切手不要)



#### 政府統計



企業調査票在中

神田郵便局私書箱159号

能

力

開

発基本調査事

務

行

バーコード貼り付け

## (別紙 4-5) 返信用封筒 (事業所調査)

事業所返信用

料金受取人払郵便

神田郵便 局 承認

0||1|-|8||7|

レモン色 文字:1色

差出有効期間 令和4年4月 30日まで (切手不要)



#### 政府統計



能 力開 発基本調査事務 局 行

神田郵便局私書箱159号

9

事業所調査票在中

バーコード貼り付け

## (別紙 4-6) 返信用封筒 (個人調査)

個人返信用

水色

文字:1色

料金受取人払郵便

神田郵便 局 承認

8 7 9

差出有効期間 令和4年4月 30日まで (切手不要)



#### 政府統計

・ヘイコ がり直! このマークは、統計法に基づ く国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査で 情報の秘密の保護に万全を期 すっとをお約束するもので す。



個

人調査票在中

発基本調査事務

能

力

開

行

局

神田郵便局私書箱159号

バーコード貼り付け



## 重要書類



### 政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。



# オンライン回答が 便利です

能力開発基本調査

0

## 厚生労働省「能力開発基本調査」 調査協力依頼状在中

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

## 能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

フリーダイヤル : 0 1 2 0 - 9 5 7 - 8 7 3

メールアト・レス: nouki2021@surece.co.jp

- 調査へ	のご協	力をお願	いします	· _
〇 能力開発基本調査	へのご協力をお願い	<u> </u>	い し ま す なび労働者の能力開発の	

(別紙 4-7) 督促用封筒(企業調査)-裏-

いします。

調査対象に選ばれた企業、事業所及び労働者の皆様は、正確な統計を作成するための、企業、事業所及び労働者の代表となりますので、ご協力のほどよろしくお願



## 重要書類



### 政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査である ことを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の係 護に万全を期すことをお約束するものです。



# オンライン回答が 便利です

能力開発基本調査

## 0

## 厚生労働省「能力開発基本調査」 調査協力依頼状在中

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

## 能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

フリーダイヤル : 0 1 2 0 - 9 5 7 - 8 7 3

メールアト・レス: nouji2021@surece.co.jp

<b>請</b>				お	願	い	L	ま	す	_

(別紙 4-8) 督促用封筒(事業所調査)-裏-

いします。

表面	(宛名印字面	1
衣叫	(夗石印子咀	ı

## 厚生労働省「令和3年度 能力開発基本調査 (企業調査)」への回答ご協力のお願い

お手数ですが裏面にご案内がありますのでご覧ください。

・能力開発基本調査について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html

この調査はインターネットでも回答いただけます



## 令和3年度 能力開発基本調査 (企業調査) へのご協力のお願い



時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、我が国の能力開発の実態を把握し、 各種行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年「能力開 発基本調査」を実施しておりますが、今年度調査について回 答をお願いしたく、本状をお送りしました。

つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、 後日下記のとおり調査票をお送りしますので、ご回答にご協力くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年9月

厚生労働省 人材開発統括官

#### 【調査について】

- ●調査票は、<u>令和3年10月上旬頃</u>に厚生労働省が委託する事務局から郵送でお届けします。
  - ◆◇本調査は、オンライン回答が可能です◇◆



■ オンラインでの回答をご希望の方は、左記の二次元パーコード 又は下記URLよりメールアドレスをご登録ください。

10月上旬頃にオンライン回答サイトのURLを配信します。

#### オンライン回答用メールアドレス登録URL

- ●本調査は、令和3年10月1日現在で、常用労働者数30人 以上の企業が調査対象となります。移転や統合などにより事業 形態に変更がある場合は、お手数ですが、下記事務局までお知 らせください。
- ●ご回答いただいた内容は、本統計調査のためのみに使用され、 他の目的で使用することはございません。

【本調査に関するお問い合わせ先(厚生労働省委託)】

能力開発基本調查事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3 - 1 3 - 5

KDX日本橋313ビル 5階

TEL: 0120-957-873 (平日9時 $\sim$ 18時) FAX: 03-6826-4777

FAX: 0.3-6.8.2.6-4.7.7 $\cancel{A}-\cancel{V}$ : nouki2021@surece.co.jp

表面	(宛名印	之而)
4X IIII	(2014D H)	T IIII /

## 厚生労働省「令和3年度 能力開発基本調査 (事業所調査)」への回答ご協力のお願い

お手数ですが裏面にご案内がありますのでご覧ください。

・能力開発基本調査について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html

この調査はインターネットでも回答いただけます



## 令和3年度 能力開発基本調査 (事業所調査) へのご協力のお願い



時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、我が国の能力開発の実態を把握し、 各種行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年「能力開 発基本調査」を実施しておりますが、今年度調査について回 答をお願いしたく、本状をお送りしました。

つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、 後日下記のとおり調査票をお送りしますので、ご回答にご協力くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年9月

厚生労働省 人材開発統括官

#### 【調査について】

- ●調査票は、<u>令和3年10月上旬頃</u>に厚生労働省が委託する事務 局から郵送でお届けします。
  - ◆◇本調査は、オンライン回答が可能です◇◆



オンラインでの回答をご希望の方は、左記の二次元パーコード 又は下記URLよりメールアドレスをご登録ください。

10月上旬頃にオンライン回答サイトのURLを配信します。

#### オンライン回答用メールアドレス登録URL

- ●本調査は、令和3年10月1日現在で、常用労働者数30人 以上の事業所が調査対象となります。移転や統合などにより事 業形態に変更がある場合は、お手数ですが、下記事務局までお 知らせください。
- ●ご回答いただいた内容は、本統計調査のためのみに使用され、 他の目的で使用することはございません。

【本調査に関するお問い合わせ先(厚生労働省委託)】

能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-5

KDX日本橋313ビル 5階

TEL: 0120-957-873 (平日9時 $\sim$ 18時) FAX: 03-6826-4777

FAX: 0.3-6.8.2.6-4.7.7.7×- $/\nu$ : nouki2021@surece.co.jp

#### 表面(宛名印字面)

## 厚生労働省「令和3年度 能力開発基本調査 (企業·事業所調査)」への回答ご協力のお願い

お手数ですが裏面にご案内がありますのでご覧ください。

・能力開発基本調査について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html

この調査はインターネットでも回答いただけます



## 令和3年度 能力開発基本調査 (企業・事業所調査) へのご協力のお願い



時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、我が国の能力開発の実態を把握し、 各種行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年「能力開 発基本調査」を実施しております。、今年度調査について貴社 におかれましては各事業所への調査も含め、本社にて一括回 答をお願いしたく、本状をお送りしました。

つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、 後日下記のとおり調査票をお送りしますので、ご回答にご協 力くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年9月

厚生労働省 人材開発統括官

#### 【調査について】

- ●調査票は、令和3年10月上旬頃に厚生労働省が委託する事務 局から郵送でお届けします。
  - **◆◇本調査は、オンライン回答が可能です◇◆**



■ オンラインでの回答をご希望の方は、左記の二次元パーコード 又は下記URLよりメールアドレスをご登録ください。 10月上旬頃にオンライン回答サイトのURLを配信します。

TUガエの場になった。 オンライン回答用メールアドレス登録URL

- ●本調査は、令和3年10月1日現在で、常用労働者数30人 以上の事業所が調査対象となります。移転や統合などにより事 業形態に変更がある場合は、お手数ですが、下記事務局までお 知らせください。
- ●ご回答いただいた内容は、本統計調査のためのみに使用され、 他の目的で使用することはございません。

【本調査に関するお問い合わせ先(厚生労働省委託)】

能力開発基本調査事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-5

KDX日本橋313ビル 5階

TEL: 0120-957-873 (平日9時~18時)

FAX: 03-6826-4777 $\forall -\nu$ : nou<u>ki2021@surece.co.jp</u>





## 「令和3年度能力開発基本調査(企業調査)」 ご協力のお願い

人事・総務ご担当者各位

#### 謹 啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび<u>厚生労働省では、令和3年10月1日現在で常用労働者数30人以上の企</u>業を対象に「令和3年度能力開発基本調査(企業調査)」を実施いたします。

この調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を把握することを目的としており、その結果は厚生労働行政のみならず、広く他の行政、研究機関等の分野における基礎資料として極めて重要なものと考えております。

この調査にご協力いただく企業は、統計理論に基づき選定されており、本年度、調査対象企業として、本調査のご協力をお願いする次第となりました。

つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解の上、何卒ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、選定の結果、近年調査にご協力いただいた企業におかれましても、再度選定されている場合がございますが、是非ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本調査でお答えいただいた内容は、統計以外の目的には一切使用することはございません。

謹 白

## 厚生労働省人材開発統括官

#### 【能力開発基本調査事務局】



本調査は令和3年10月1日(金)現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計) 30人以上の企業を対象としています。実際には30人未満である場合、または移転や 統合、規模・業種等、事業形態に大きな変更がある場合は、お手数ですが、上記の事 務局までお知らせください。

\*本調査は、<u>令和3年10月31日(日)まで</u>に下記方法でご回答ください。 ①オンライン回答が便利です。



同封の「オンライン回答のご案内」をご参考にしてください。 左記二次元バーコードからもアクセス可能です。

能力開発基本調査

検索

②同封の返信用封筒(若草色・切手不要)に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。





#### 令和 3 年度能力開発基本調査 調査票回答にあたって 能力開発基本調查事務局

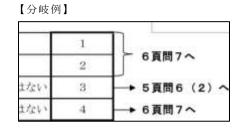
令和3年度能力開発基本調査の調査票(以下「調査票」といいます。)のご回答 を始める前にご一読くださいますようよろしくお願い申し上げます。

## オンライン回答が便利です! 詳しくは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

調査の結果は集計を行った後、統計表にまとめて利用するもので、個々の調査票を統計以外の目的に利用することはありません。 国の統計調査で集められた個人情報については、統計法等に基づき適切かつ厳重な取扱い・管理が行われていますのでありのままを記入してください。

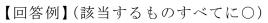
#### 般 的 な 注意 事 項

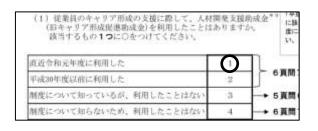
- 記入は、必ず黒のインクまたはボールペンを使用し、鉛筆や赤インク等は使用 しないでください。
- 設問の分岐を確認しながらお答えください。



- 回答の種類は2種類あります。 ・回答欄が (網掛け)の場合は、該当する番号をすべて○で囲んでください。
  - の場合は、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。 回答欄が

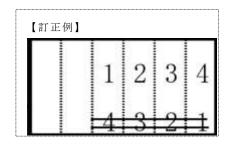
時間的函数がないため、労働者に訓練をさせていない	
会裁的条案がないため、労働者に訓練をさせていない	2
副練対象者がいない。日々の実践でキャリアアップが回れる等から、訓練を行う必要がなく、労働者に訓練を否せていないため	
子続い面倒えは制度がおかりにくいため	4:
既故中が低いため	- 5
助政の要件に当てはまらないため	8.
÷nt.	7

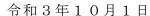




【回答例】(該当するもの1つに○)

数値記入欄は、1、2、3・・・のように算用 数字を用い、右詰めで1マスに1字記入してくだ さい。なお、数字を訂正する場合は、右【訂正例】 のように修正液は使わず、その欄のすべての数字 を二重線で抹消し、その上に訂正した数字を記入 し、訂正印は押さないでください。









## 「令和3年度能力開発基本調査(事業所調査)」 ご協力のお願い

人事・総務ご担当者各位

#### 謹啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび<u>厚生労働省では、令和3年10月1日現在で常用労働者数30人以上の事</u>業所を対象に「令和3年度能力開発基本調査(事業所調査)」を実施いたします。

この調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を把握することを目的 としており、その結果は厚生労働行政のみならず、広く他の行政、研究機関等の分野にお ける基礎資料として極めて重要なものと考えております。

この調査にご協力いただく事業所は、統計理論に基づき選定されており、本年度、調査対象事業所として、本調査のご協力をお願いする次第となりました。

つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解の上、何卒ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、選定の結果、近年調査にご協力いただいた事業所におかれましても、再度選定されている場合がございますが、是非ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本調査でお答えいただいた内容は、統計以外の目的には一切使用することはございません。

謹白

厚生労働省人材開発統括官

#### 【能力開発基本調査事務局】



本調査は令和3年10月1日(金)現在で常用労働者数(正社員、正社員以外の合計) 30人以上の事業所を対象としています。実際には30人未満である場合、または移転 や統合、規模・業種等、事業形態に大きな変更がある場合は、お手数ですが、上記の 事務局までお知らせください。

\*本調査は、<u>令和3年10月31日(日)まで</u>に下記方法でご回答ください。<br/>
①オンライン回答が便利です。



同封の「オンライン回答のご案内」をご参考にしてください。 左記二次元バーコードからもアクセス可能です。

能力開発基本調査

検索

②同封の返信用封筒(レモン色・切手不要)に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。



#### 令和 3 年度能力開発基本調査 調査票回答にあたって 能力開発基本調查事務

令和3年度能力開発基本調査の調査票(以下「調査票」といいます。)のご回答 を始める前にご一読くださいますようよろしくお願い申し上げます。

## オンライン回答が便利です! 詳しくは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

調査の結果は集計を行った後、統計表にまとめて利用するもので、個々の調査票を統計以外の目的に利用することはありません。 国の統計調査で集められた個人情報については、統計法等に基づき適切かつ厳重な取扱い・管理が行われていますのでありのままを記入してください。

1 2 <sub>~-ÿ</sub> 事業所調査

#### 般 的 な 注意 事 項

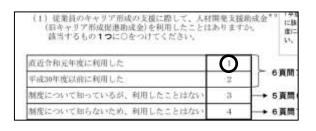
- 記入は、必ず黒のインクまたはボールペンを使用し、鉛筆や赤インク等は使用 しないでください。
- 設問の分岐を確認しながらお答えください。



- 回答の種類は2種類あります。 ・回答欄が (網掛け)の場合は、該当する番号をすべて○で囲んでください。
  - 回答欄が の場合は、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

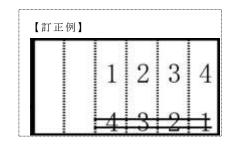
時間的糸板がないため、労働者に訓練をさせていない	(1)
金銭的金客がないため、労働者に回接をさせていない	2
副練刘象者がいない。日々の鬼器でキャリアアップが回れる等から、訓練を行う必要がなく、労働者に訓練を否せていないため	
子続が衝倒えは制度がおがりにくいため	4:
現故中が低いため	- 8
助政の要件に当てはまらないため	11.
₹ntt	7

【回答例】(該当するものすべてに○)



【回答例】(該当するもの1つに○)

数値記入欄は、1、2、3・・・のように算用 数字を用い、右詰めで1マスに1字記入してくだ さい。なお、数字を訂正する場合は、右【訂正例】 のように修正液は使わず、その欄のすべての数字 を二重線で抹消し、その上に訂正した数字を記入 し、訂正印は押さないでください。







## 「令和3年度能力開発基本調査(個人調査)」 ご協力のお願い

各位

#### 謹啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび<u>厚生労働省では、「令和3年度能力開発基本調査(個人調査)」を実施</u>いたします。

この調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を把握することを目的 としており、その結果は厚生労働行政のみならず、広く他の行政、研究機関等の分野にお ける基礎資料として極めて重要なものと考えております。

このたび、貴事業所の従業員の皆様の中から正社員・正社員以外問わず無作為に選定した結果、貴殿に個人調査のご協力をお願い申し上げる次第です。

つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解の上、何卒ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、選定の結果、近年調査にご協力いただいた方におかれましても、再度選定されている場合がございますが、是非ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本調査でお答えいただいた内容は、統計以外の目的には一切使用することはございません。

謹白

厚生労働省人材開発統括官

### 【能力開発基本調查事務局】

## 【回答方法】

- \*本調査は、<u>令和3年12月16日(木)まで</u>に下記いずれかの方法でご回答 ください。
  - ①オンライン回答が便利です。



同封の「オンライン回答のご案内」をご参考にしてください。 左記二次元バーコードからもアクセス可能です。

能力開発基本調査



②同封の返信用封筒 (水色・切手不要)に入れて、 ポストにご投函いただくこともできます。



#### 令和 3 年度能力開発基本調査 調査票回答にあたって 能力開発基本調查事務局

令和3年度能力開発基本調査の調査票(以下「調査票」といいます。)のご回答 を始める前にご一読くださいますようよろしくお願い申し上げます。

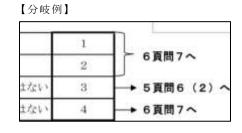
## オンライン回答が便利です! 詳しくは同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

調査の結果は集計を行った後、統計表にまとめて利用するもので、個々の調査票を統計以外の目的に利用することはありません。 国の統計調査で集められた個人情報については、統計法等に基づき適切かつ厳重な取扱い・管理が行われていますのでありのままを記入してください。

個人調査

#### 般 的 な 注意 事 項

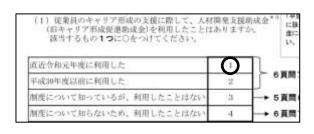
- 記入は、必ず黒のインクまたはボールペンを使用し、鉛筆や赤インク等は使用 しないでください。
- 設問の分岐を確認しながらお答えください。



- 回答の種類は2種類あります
  - 2個類のリより。 【網掛け)の場合は、該当する番号をすべて○で囲んでください。 】 の場合は、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。 回答欄が
  - 回答欄が

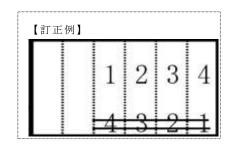
時間的会務がないため、気	働者に訓練を正せていない。	. 1
会務的条案がないため、名	無者に訓練をさせていない	2
訓練対象者がいない。日本 要がなく、労働者に訓練を	の集務でキャリアアップが囲れる等から、訓練を行う必 させていないため	C
手続が衝倒式は制度がおる	りにくいため	4
集成率が低いため		- 5
形成の挙行に当て仕まらる	(APW)	- 11

【回答例】(	該当するも	のすべてに○)
--------	-------	---------



【回答例】(該当するもの1つに○)

数値記入欄は、1、2、3・・・のように算用 数字を用い、右詰めで1マスに1字記入してくだ 数子を用い、右品のCTマスにT子記入して、た さい。なお、数字を訂正する場合は、右【訂正例】 のように修正液は使わず、その欄のすべての数字 を二重線で抹消し、その上に訂正した数字を記入 し、訂正印は押さないでください。



## (別紙 7-1) お礼状兼督促葉書(企業調査)-表-

表面(宛名印字面)



郵便はがき

## 厚生労働省「令和3年度 能力開発基本調査 (企業調査)」への回答ご協力のお願い

お手数ですが裏面にご案内がありますのでご覧ください。

・能力開発基本調査について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html





## 「令和3年度 能力開発基本調査(企業調査)」 ~ ご協力のお願い ~

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

度重なるご連絡で大変恐縮でございます。先日、お送りいた しました「令和3年度能力開発基本調査(企業調査)」は、厚生 労働省が実施する重要な統計調査となっております。本調査の 趣旨をご理解の上、是非ご協力をいただきたいと存じます。

つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、

10月31日(日)までに先にお送りしました調査票にご記入の上、お早めにご返送くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

調査票がお手元に届いていない場合や紛失された場合には再 送いたしますので、下記事務局までご連絡ください。

なお、本状と行き違いでご提出いただいていた場合はご容赦 くださいますようお願い申し上げます。

> 令和3年10月 厚生労働省 人材開発統括官

【本調査に関するお問い合わせ先 (厚生労働省委託)】

能力開発基本調查事務局

TEL: 0120-957-873FAX: 03-6826-4777 $\cancel{3}$ — $\cancel{1}$ : nouki2021@surece.co.jp

## (別紙 7-2) お礼状兼督促葉書(事業所調査)-表-

## 表面(宛名印字面)



郵便はがき

## 厚生労働省「令和3年度 能力開発基本調査 (事業所調査)」への回答ご協力のお願い

お手数ですが裏面にご案内がありますのでご覧ください。

・能力開発基本調査について(厚生労働省ホームページ)https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html



## (別紙 7-2) お礼状兼督促葉書(事業所調査)-裏-



## 令和3年度 能力開発基本調査 (事業所調査)」 ~ ご協力のお願い ~

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

度重なるご連絡で大変恐縮でございます。先日、お送りいた しました「令和3年度能力開発基本調査(事業所調査)」は、厚 生労働省が実施する重要な統計調査となっております。本調査 の趣旨をご理解の上、是非ご協力をいただきたいと存じます。 つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、

10月31日(日)までに先にお送りしました調査票にご記入の上、お早めにご返送くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

調査票がお手元に届いていない場合や紛失された場合には再 送いたしますので、下記事務局までご連絡ください。

なお、本状と行き違いでご提出いただいていた場合はご容赦 くださいますようお願い申し上げます。

> 令和3年10月 厚生労働省 人材開発統括官

【本調査に関するお問い合わせ先(厚生労働省委託)】 能力開発基本調査事務局

TEL: 0120-957-873FAX: 03-6826-4777 $\cancel{3}$ — $\cancel{1}$ : nouji2021@surece.co.jp

#### (別紙8-1) お礼状兼督促状(企業調査)

人事・総務ご担当者各位

厚生労働省 人材開発統括官

### 令和3年度能力開発基本調査へのご協力のお願い

平素から厚生労働省が実施しております各種統計調査にご理解賜り、まことにありがと うございます。

当省では、企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにするため、令和3年度能力開発基本調査を令和3年10月1日より実施しております。

本調査は、統計法に基づき国が行う重要な調査であり、企業、事業所及び常用労働者の方が調査対象となっております。

既に調査票(企業票)の記入をお願いしておりますが、本状送付時点において、未だご提 出の確認が取れておりません。

本調査の結果は、国及び都道府県で実施される各種行政施策の基礎資料として幅広く活用されるとともに、事業者の皆様方にも経営の参考資料として役立つものとして、調査結果の正確かつ迅速な公表が各方面から要望されております。

ご多用の折まことに恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査票に所 定事項を記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

また、ご提出いただきました調査票は統計作成以外の目的(例えば税務関係など)に使用 されることは禁じられており、個々の企業・団体の秘密は統計法に基づき厳重に守られてお ります。

本状と行き違いで既に調査票をご提出いただいた場合は、何卒ご容赦願います。

#### 【本調査に関するお問い合わせ先 (厚生労働省委託)】

能力開発基本調査事務局

TEL: 0120-957-873 (平日9時~18時)

FAX: 03-6826-4777

メール: nouki2021@surece.co. ip

※ご提出の際は調査票に同封した返信用封筒(切手不要)をご利用ください。また、オンライン回答をご利用いただくと便利です。同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

令和3年11月

人事・総務ご担当者各位

厚生労働省 人材開発統括官

### 令和3年度能力開発基本調査へのご協力のお願い

平素から厚生労働省が実施しております各種統計調査にご理解賜り、まことにありがと うございます。

当省では、企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにするため、令和3年度能力開発基本調査を令和3年10月1日より実施しております。

本調査は、統計法に基づき国が行う重要な調査であり、企業、事業所及び常用労働者の方が調査対象となっております。

既に調査票(事業所票)の記入をお願いしておりますが、本状送付時点において、未だご 提出の確認が取れておりません。

本調査の結果は、国及び都道府県で実施される各種行政施策の基礎資料として幅広く活用されるとともに、事業者の皆様方にも経営の参考資料として役立つものとして、調査結果の正確かつ迅速な公表が各方面から要望されております。

ご多用の折まことに恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査票に所 定事項を記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

また、ご提出いただきました調査票は統計作成以外の目的(例えば税務関係など)に使用 されることは禁じられており、個々の事業所の秘密は統計法に基づき厳重に守られており ます。

本状と行き違いで既に調査票をご提出いただいた場合は、何卒ご容赦願います。

#### 【本調査に関するお問い合わせ先 (厚生労働省委託)】

能力開発基本調査事務局

TEL: 0120-957-873 (平日9時~18時)

FAX: 03-6826-4777

メール: nou i i 2021@surece. co. ip

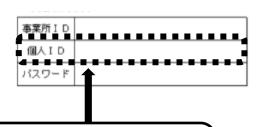
※ご提出の際は調査票に同封した返信用封筒(切手不要)をご利用ください。また、オンライン回答をご利用いただくと便利です。同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

## 令和3年度能力開発基本調査 個人調査の対象者の選定及び調査資材の配付等について

本調査では、事業所の労働者個人に対する調査も実施しております。ご多用の折まこと に恐縮ではございますが、個人調査の実施(対象の選定、個人用調査票の配付)にご協力 いただきますようお願い申し上げます。

## 1 調査対象者

正社員、正社員以外の方それぞれを調査対象と しており、調査票も分かれております。表紙の「個 人 I D」 欄の 1 桁目を確認してからお配りくださ 11



**正社員の方**には  $\rightarrow$ 「A」から始まる票をお配りください。 **正社員以外の方**には  $\rightarrow$   $(\mathbf{B})$  から始まる票をお配りください。



■ 正社員、正社員以外の票のお配り間違えにご注意ください。

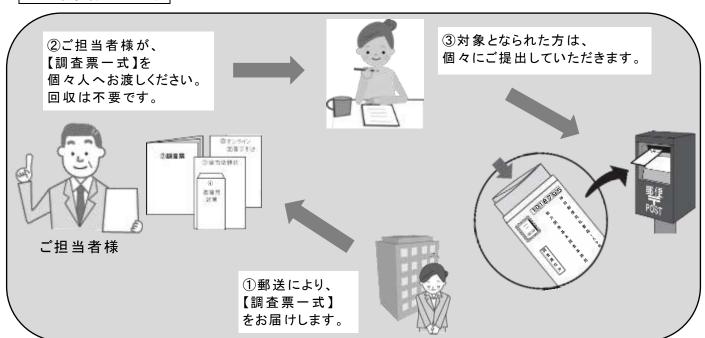
## 調査対象労働者数

調査対象労働者数【「正社員(A)」「正社員以外(B)」】は、同封されている調査票の 件数です。

## 対象者の抽出方法

性別・年齢・役職・部署などに偏りのないよう、裏面の例を参考に、無作為(ランダ ム)に選定してください。

#### |4 対象者への配付|



本調査は、パソコン、タブレット、スマートフォン等オンラインでもご回答いただけます。 在宅勤務等により、直接お渡しすることが難しい場合は、社内メール等をご活用いただき、 調査票に印字されている個人IDとパスワードを配布いただけますと幸甚です。

## 参考資料

#### § 対象者の抽出の方法について §

対象者の抽出は、正社員・正社員以外それぞれについて、性別・年齢・役職・部署など に偏りのないよう、以下の例を参考に、無作為(ランダム)に選定してください。

【例1 単純無作為法】:正社員・正社員以外それぞれの分のくじを作り、対象者数分くじを引いて選定します。

## 【例2 等間隔無作為法】:以下の①から④の手順で抽出します。

## ①該当人数の確定

正社員、正社員以外がそれぞれ掲載されている労働者名簿に、それぞれの一連の番号を付けてリストとします。一連の番号の最後の数が正社員・正社員以外の「該当人数」になります。

#### ②抽出間隔の確定

上記①で確定した正社員・正社員以外のそれぞれの「該当人数」を、「調査対象労働者数」(表面の2参照)で除した数が貴事業所の抽出間隔になります。

- (例) 正社員の「該当人数」が140人、「調査対象労働者数」が3人 正社員以外の「該当人数」が87人、「調査対象労働者数」が2人
- 正社員の折め「該当人数」が67人、「調査対象分割有数」が2
   ⇒ 正社員の抽出間隔は140÷3 = 46.7 → 46人
- 正社員以外の抽出間隔は87÷2 = 43.5 → 43人

#### ③スタート番号の選定

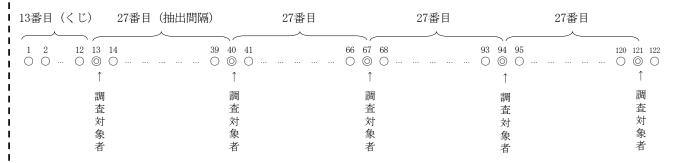
抽出間隔よりも小さい数のくじを作り、くじを引いて選定します。

#### ④対象者の決定

①のリスト上で、③で決めたスタート番号の人が1人目の対象者となります。以降、②で算出した抽出間隔ごとに、2人目、3人目という具合に、正社員・正社員以外それぞれについて対象者数に至るまで繰り返すことで対象者を決定します。

#### (例) スタート番号が13、抽出間隔が27の場合

次の図のように、通し番号が13番の人からはじめて、27番目ごとの13、40、67、94、…番目の人が調査対象となります。



なお、調査対象として選ばれた方の調査への協力が不可能な場合(出張中など)は、 通し番号が前後のいずれかの方を代わりの対象者としてください。

能力開発基本調查事務局

## 令和3年度能力開発基本調査へのご協力のお願い

## 謹啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび厚生労働省が実施する「令和3年度能力開発基本調査」にご協力賜りまことにありがとうございます。

この調査は、事業所及び従業員の方お一人おひとりにおかれます人材育成への取組や課題をお伺いし、今後の人材開発行政の基礎資料とすることを目的として実施しております。

ご回答いただいた内容につきましては、統計的に処理いたしますので、貴事業所及び従業員個人のお名前やご意見等が外部に出ることは一切ございません。また、本調査内容を目的外に使用したり、転用したりすることも一切ございませんので、ありのままのご意見をお聞かせ下さい。

ご多用の折まことに恐縮ではございますが、本調査の趣旨をお汲み取りいただき、何卒 ご協力賜りますようお願い申し上げます。

先達てご連絡をさせていただきましたとおり、貴事業所におかれます従業員様への調査 用紙をご送付いたします。

お手数ではございますが、性別・役職・年齢等に偏らないようにお配りいただければ幸甚です。個々人でご回答いただいた用紙は、返信用封筒(切手不要)にてご返送下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

正社員の方用(A)(調査票・依頼状・返信用封筒・オンライン回答の手引き)

部

正社員以外の方用(B)(調査票・依頼状・返信用封筒・オンライン回答の手引き)

部

以上

【お問い合わせ先】

能力開発基本調查事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階

TEL: 0120-957-873

FAX : 03-6826-4777

メール : nouki2021@surece.co.jp

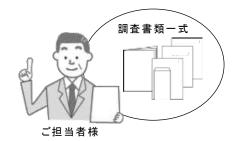
## ●○● 個人調査の実施方法について ●○●

本調査では、貴事業所への「事業所調査」のほか、貴事業所の従業員様個人に対する「個人調査」も実施しております。ご多用の折まことに恐縮ではございますが、下記の要領で個人調査への実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。



## 1 能力開発基本調査事務局から個人調査書類一式の郵送配付

事業所票の問2に記載いただいた貴事業所の人数に応じて、個人調査の対象数を正社員・正社員以外別に算出し、個人調査書類一式を同封・郵送いたしました。



## 2 対象者の選定及び個人調査資材の配付のお願い

貴事業所内の従業員様の中から、正社員・正社員以外別に個人調査の対象者の選定をお願いいたします。選定された対象 者様に、同封の個人調査書類一式を1部ずつお渡しください。



## 3 各対象者様による個人票への回答方法

個人調査書類一式を受け取った各対象者様は、オンラインまたは個人調査票へ直接ご記入いただく、いずれかの方法でご回答ください。



## 4 調査票の提出方法 個人票回答期日:令和3年12月16日

下記いずれかの方法でご提出いただくようご案内ください。

- ①各対象者様より、スマートフォン又はパソコンからの オンライン回答。
- ②各対象者様より、<u>返信用封筒に入れて、直接ポストに</u> 投函。

#### 【ご記入者個人の連絡先情報の記入欄について】

ご返送いただいた調査票に不明点等があった場合、ご記入者様本人もしくは配付いただいたご担当者様を通じて確認のご連絡を差し上げる場合がございます。その場合に備え、個人票の表紙にはご記入者様個人の連絡先情報の記入欄を設けています。個人情報のご記入は必須ではございませんが、個人情報の取り扱いは厳重にいたしておりますので、ご協力いただきますようお伝えください。(回答結果は、集計結果のみ公表の対象とし、回答者様本人の個人情報をはじめ個別の情報が他に漏れることはございません。)

(別紙 11)

オンライン回答手引

## **▶ オンライン回答のご案内 ◀**



<u>本調査は、パソコンの他</u>、タブレット、スマートフォンからオンラ イン回答が可能です。下記いずれかの方法でアクセスしてください。

## (1) QRコードを利用

(1) 右記のQRコードを読み込み、アクセス (https://en.surece.co.jp/2110nouryoku/)

## (2)調査用ホームページを検索



簡単・便利なオンライン回答を ぜひご利用ください! パソコン、タブレット、 スマートフォンから回答可能です!

① 検索ワードに「能力開発基本調査」と入力し、検索を実行

能力開発基本調査

 $\circ$ 

② 「お知らせ」の中の「「令和3年度能力開発基本調査」の実施について」をクリックしてアクセス

## (3)厚生労働省ホームページからのアクセス方法|

① 厚生労働省ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/)

厚牛労働省

 $\circ$ 

**②** 「テーマ別に探す」→「キーワードで探す」の中の 「能力開発基本調査」をクリックしてアクセス



## [1]調査用ホームページからオンライン回答画面へ

右図に示します「オンラインで回答される方はこちら へ」をクリックしていただくと、調査票種類の選択画 面に移ります。

※実際のHP画面は、右記画像と異なる場合がございます。



## [2]対象となる調査票種類を選択

企業票・事業所票・個人票の3種類のボタンがありま す。お手元の調査票の種類(色)を確認いただき、 該当するボタンをクリックしてください。

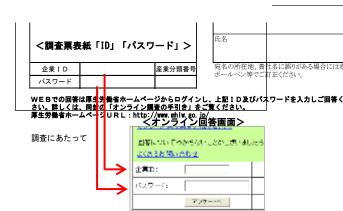
※違うボタンをクリックすると、次画面で「ID」と「パスワー ド」が認証されず、回答画面に進めませんのでご注意ください。

## [3]オンライン回答用「ID」と「パスワード」の入力

調査票の表紙に記載されている「ID」と「パスワー ド」を入力し、「アンケートへ」ボタンをクリックし てください。

裏面にオンライン回答に関するご注意と よくお寄せいただく質問・回答を掲載しています。







## オンライン回答に関するご注意

- ●回答は、調査票(紙)かオンライン回答(Web)のいずれかになります。重複しての回答が無いようにご注意ください。
- ●オンライン回答は途中保存が可能です。 (「次ページへ」ボタンをクリックしたページ内容までが自動的に保存されます。) 再開する際は、再びログインしてください。
- ●オンラインでの回答送信は1回限りです。回答を送信されるとその後の修正はできません。



## オンライン回答に関して、よくお寄せいただくご質問

### 所要時間についてのお問合わせ

#### Q1 オンライン回答には、どのくらい時間がかかりますか。

A1 調査の種類によって異なります。以下の時間を目安としてお考えください。(あくまで 平均的な所要時間ですので、回答される方によって増減する可能性があります。) 【所要時間(目安)】企業調査:10分程度、事業所調査:15分程度、個人調査:7分程度

#### ログイン時のお問合わせ

#### Q2 「ID」と「パスワード」を入力しても、エラーになってしまうのですが。

A 2 回答する調査票を今一度ご確認ください。オンライン回答画面に入る前にお選びいただいた調査の種類(色)は、お手元の調査票の種類(色)とお間違いないでしょうか。 【調査票の色】企業調査:若草色、事業所調査:レモン色、個人調査:水色

また、調査の種類(色)に間違いが無い場合は、「ID」、「パスワード」を半角・小文字で入力いただいているかご確認ください。特に英字が大文字になっていないかご確認ください。

## Q3 使っているパソコンが古いのですが、それでもオンライン回答はできますか。

A3 本調査のオンライン回答システムは、個人情報保護の観点から使用する利用推奨環境 を定めております。利用推奨環境については、オンライン回答画面に記載しております のでご確認ください。利用推奨環境外のパソコンを使用されている方は、同封している 紙の調査票にて回答していただくことをお勧めいたします。

#### 回答中のお問合わせ

## Q4 「法人番号」がわからないのですが。

A4 国税庁の法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) 上で検索いただくことが可能です。ご不明な場合は空欄のままで構いません。

#### **Q5 実数の入力項目に数字を入力しても、エラーになってしまうのですが。**

A 5 半角で入力されているか、今一度ご確認ください。

#### Q6 選択肢はいくつまで選択できるのですか。

A 6 各設問に、特にことわりがない場合はひとつだけ回答をお選びください。ただし設問 文に(複数回答)の表示がある場合は、複数お選びいただけます。 なお、選択肢のチェックボックスが「 □ 」の場合はひとつだけ回答、「 □ 」の場合

は複数回答です。

### Q7 選択できないボタンがあるのですが。

A 7 前の設問でお答えいただいた内容によって、その後回答できない選択肢があります。 前の設問をご確認ください。

## **Q8** 途中で回答を中断したい場合や中断した回答を再開したい場合はどのようにすれば良いですか。

A8 「次ページへ」ボタンをクリックしたページ内容までが自動的に保存されます。再開する際は、再びログインしてください。

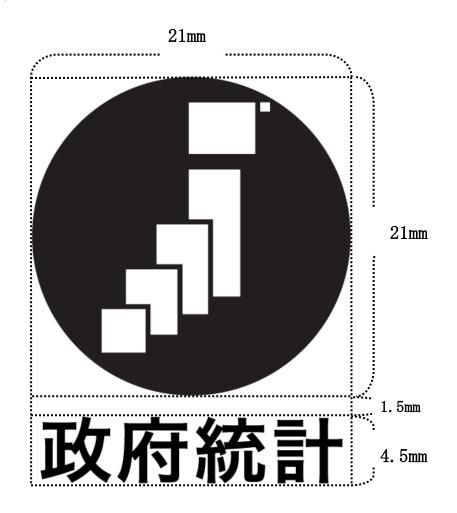
#### 回答方法のお問合わせ

#### **Q9** タブレット、スマートフォンでの回答は可能ですか。

A 9 回答可能です。画面は、パソコンでの回答との差異をなくすため、パソコンで回答する際と同じものが縮小されて表示されます。

## 政府統計の統一ロゴタイプ

1. ロゴのデザインと大きさ ロゴのデザインと大きさは、以下のとおりとする。(点線部はロゴに含まないものとす る。)

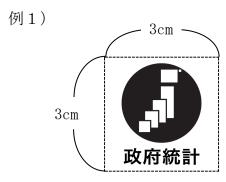


※ 使用者は、ロゴの目的の達成に資すると認められる場合であって、報告者等が容易に認識できる大きさで使用する限りにおいて、ロゴの大きさを変更できることとする。ただし、その場合であっても縦:横の比率は、上記の図同様とする。

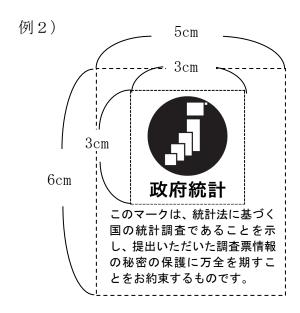
### 2. ロゴの説明文

使用者は、できる限りロゴに説明文を付すこととし、当該説明文には以下に掲げる内容を含めるものとする。

- ① 統計法に基づく国の統計調査であること。
- ② 調査票情報の秘密の保護に万全を期すこと。 当該説明文の例は以下のとおりである。



統計法に基づく国の 統計調査です。調査票 情報の秘密の保護に 万全を期します。



## 紛らわしい文字列

数字	大文字	小文字
0	0	0
1	I	I
2	Z	Z
6		b
9		g
	С	С
	К	k
	Р	р
	S	S
	U	u
	V	V
	W	w
	X	Х
	Υ	у

## 令和〇年度能力開発基本調査対象企業名簿

都道府県 99 (漢字)	[ 標本用 / 追加補充用 ]		999 枚中	999 枚目
		冶豆粉		

一連番号	産業分類	事業派	企業	抽 出 率	市区	調査区	事業所	事	業	所	名	所	在	地	常原	<b>星数</b>	調査	不能	備考
<b>建</b> 留力	番 号	見規模	規模	分母	町 村	番号	番号	<b>₹</b>	未	721	和	DI	111	(電話)	会社全体	事業所 (形態別)	理	由	VIII 45
								(フリガナ)				<b>₹ 999-9999</b>				(正社員)	休	産	
99999	х99		9	999	999	9999	9999	(漢字) (フリガナ)							999999	99999	廃重	規	
								(漢字)				(漢字) (漢字)		999999 (9999) 9999		(非正社員) 99999	里   合	他	
			+					(1)				T		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(正社員)	休	産	
																	廃		
																(非正社員)	重	規	
																	合	他	
												₸				(正社員)	休	産	
															<u> </u> -		廃	規	
																(非正社員)	重		
	+	+	$\dashv$									   <del> </del>				(正社員)	合休	他 産	
																(正任貞)	廃		
																(非正社員)	重	規	
																	合	他	
												₸				(正社員)	休	産	
																ļ	廃	規	
																(非正社員)	重		
		+	+									 				(元払昌)	合	他	
																(正社員)	休廃	産	
															-	(非正社員)	重	規	
																	合	他	
												₸				(正社員)	休	産	
																ļ	廃	規	
																(非正社員)	重		
	1	+	$\dashv$									  -			-	(オギロ)	合	他	
												₸				(正社員)	休廃	産	
																(非正社員)	重	規	
																	合	他	
												₸				(正社員)	休	産	
															]	ļ	廃	規	
																(非正社員)	重		
			$\dashv$													/	合	他	
												₸				(正社員)	休彦	産	
															-	(非正社員)	廃重	規	
																(万五山泉)	合	他	

注1) 事業所規模 **1**:30~49人 **2**:50~99人 **3**:100~299人 **4**:300~999人 **5**:1000人以上

注2) 企業規模 **1**:30~49人 **2**:50~99人 **3**:100~299人 **4**:300~999人 **5**:1000人以上

注3) 調査不能理由 休:休業 廃:廃止 重:重複 合:合併 産:産業外 規:規模外 他:その他

## 令和〇年度能力開発基本調査対象事業所名簿

都道府県 99 (漢字)		[標本用/追加補充用]		999	枚中	999 枚目

14 亚口	産業分	事業	企業	抽出率	市区	調査区	事業所	+	게 <b>소</b>		h	=		lile	常原	星数	個人調査	個人調査	本	調査不	能	/#b	<del>-1</del> 7.
一連番号	番	号 規模	規模	平 分 母	区 町 村	番 号	事業所番 号	事	業	所	名	所	在	地 (電話)	計	形態別	個人調査抽 出 率	対象数	文別	理	由	備	考
								(フリガナ)				〒 999-9999					正社員)	ا مم	# )		奎		
99999	X99	9 9		999	999	9999	9999	(漢字) (フリガナ)				(漢字) (漢字)			99999	99999 (#	1/999 :正社員)	99	(漢字)	廃 煮	見		
								(漢字)				(漢字)		999999 (9999) 9999		99999		99		<del>当</del>   合 ((	h,		
												₸					正社員)				奎		
																		<u> </u>	_	廃 #	見		
																(非 I	正社員)	ı		里			
												   <del> </del>				(-	<b>プ</b> 1. 早 \		-	合化			
												T				( <u> </u>	正社員)	I		休 産			
																【 ! ( 非	正社員)	I	-	重	見		
																				合作	也		
												₸				(	正社員)			休	至		
												 						<u> </u>	-	廃	見		
																 	正社員)	ĺ		里			
												   <del> </del>				(-	正社員)		+	合 他	企 奎		
																				宓			
																(非	正社員)	J	1	重	見		
																				合 化			
												₸				(]	正社員)	ı		休屋	至		
												 				15)	正社員)	<u> </u>	-	廃 煮	見		
																(7)	·亚牡貝/	I		<u>単</u>   合 ((	HI I		
												Ŧ				(	正社員)	<u> </u>	+	休産	_		
																				廃业	見		
																	正社員)			里			
																/-	-ti -D.)		╄	合 化	_		
												₸				( <sub>-</sub>	正社員)	I		休 産	生		
																 (非	正社員)	L	-	重	見		
																				_ <del>_</del> 合	也		
												₸				(	正社員)				<b>奎</b>		
																		<u> </u>	_	廃	見		
																(判 	正社員)	Ī		重			
												   <del> </del>				(-	正社員)		+	合 低 休 選			
																(-	止江只/	I		盛			
																 (	正社員)	J	1	重	見		
																				合化	也		

注1) 事業所規模 **1**:30~49人 **2**:50~99人 **3**:100~299人 **4**:300~999人 **5**:1000人以上

注2) 企業規模 **1**:30~49人 **2**:50~99人 **3**:100~299人 **4**:300~999人 **5**:1000人以上

注3) 調査不能理由 休:休業 廃:廃止 重:重複 合:合併 産:産業外 規:規模外 他:その他

厚生労働省人材開発統括官

# 進捗確認表

# 基本情報•調査関係情報(企業調査)

道 <b>庇</b> 但来					担当者情報			17	ノイン調宜用	登送口 ────			首化(人乙)				2万   一括洋社		<u> </u>	・明の場合
道府県番号	一連番号 産業分類	企業名	所在地	所属部署 直通電話番·	号 氏名	メールアドレス	備考(※1)	ID	初期パスワード	(再送日) 177/11-11	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目 果督促時期督促方法 <mark>督促結果</mark>	受理日 (郵送	/電   一括医的	備考(※3)	宛先不明 返送日	再送
.,					7 20 1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		10	122741. 12 ( )	督促時期	<u> </u>	督促方法  督促結果  督仏	時期督促方法督促結果	<u>  督促時期  督促方法  督促結:</u>	果督促時期 督促方法 督促結果		) 17/11/			13.2
																				-
																				,
											+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +					
											<del>                                     </del>			+						_
											+ +			+ + +						_
								<u> </u>												
								1												
								+							+ + -					
																				+
																				-
														<del>                                     </del>						
																				_
																				_
											<del>                                     </del>			+						
															+ +					_
								-												
								+			<del>                                     </del>									_
											+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + +					+
								1						+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ + + -					+
								1												
								+			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +									
								+			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +			+ + + - +	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +					
								1						+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +						+
								1												
								+			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	<del>                                     </del>					
																•				

<sup>※1</sup> 企業名・所在地等の変更があった場合に記入してください。 ※2 5回以上督促を行った場合は、適宜欄を追加し記入してください。 ※3 所在地とは別の住所に再送付の依頼があった場合等に記載してください。

# 基本情報・調査関係情報(事業所調査)

和法中自亚				担当者情報			オンラ	イン調査用	36.14 □			督促(※2)			回答区分	) + <del>+</del> · <del>+</del> · + · + · + · · ·		宛先不明	明の場合
都道府県番 号	一連番号 産業分類 事業所名	所在地	所属部署 直通電話番号	氏名	メールアドレス	備考(※1)	ID	初期パスワード	第5日 (再送日) <del>数据出</del> 期	1回目	2回目	3回目	4回目 果 <mark>督促時期</mark> 督促方法 <mark>督促結</mark> 第	5回目	受理日 (郵送/電	· 一括达付   · 有無	備考(※3)	宛先不明 返送日	再送日
<u> </u>									<mark>首促時期</mark>	<mark>省促力法</mark> 省促結果 <mark>省促時期</mark>	首促力法 <mark>省促結果</mark> 首促	<del>哼期<mark>曾促力法</mark>曾促結。</del>	<u> </u>	<mark>管促時期</mark> 管促力法 <mark>管促結果</mark>	士)	10100			
																		+	
																		+	+
																			-
																		+	
																			-
																			+
																		+	
																			_
																		+	
																			-
						1													
						+													
						+												-	
																			1
·	 	\$ L																	

<sup>※1</sup> 事業所名・所在地等の変更があった場合に記入してください。 ※2 5回以上督促を行った場合は、適宜欄を追加し記入してください。 ※3 所在地とは別の住所に再送付の依頼があった場合等に記載してください。

# 基本情報•調査関係情報(個人調査)

属事業所情報	첫								オンライ	ン調査用	<b>—</b>	発送日		回答区 (郵送/ 子)
道府県番号		産業分類	事業所名	所在地	=======================================	担当者情報 直通電話番号	T 22	備考(※)	ID	初期パスワード	個人ID	発送日 (再送日)	受理日	(郵送/
					所属部署	<u> </u>	氏名	<b>11.0 2</b> (1.10)				(12,211)		十 子)
														+
		+												+
														1
		1												1
														_
														-
					1									+
														-
														+
+		+							-					+
		+												+
+		+ +							<del> </del>					+
		+			1									+
+		†												†
		1												
														<b>†</b>
														4
		+												-
														+
														+
		+												+
														1
														1
					-									-
														-
+		+							-					+
+		+												+
		+												+
		+ +												1
		+												+
		†							1			1		†
		†							1			1		†
+		†												†
		1												1
														T

<sup>※</sup> 所属事業名・所在地等の変更があった場合に記入してください。

令和〇年度調査 疑義照会 ※「照会者」:1企業、2事業所、3個人、4その他

<b>令和〇年</b> No.	度調査 吳	<b>是義照会</b>			※「照会者」:1企業、2事業所、3f 回答内容	固人、4その他
No.	照会者	照会日	回答日	照会内容	回答内容	照会区分
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
10						
19						
20						
21			1			
22			<u> </u>			
23			<b></b>			
24			1			
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34 35						
36						
37						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52			1			
53						
54						
55						
56			-			
56 57						
57			1			
58 50			1			
59			<u> </u>			
60						
61						
62			ļ			
63			<u> </u>			
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70			1			
71						
72			1			
73						
13						
74						
74 75 76						

令和〇年月	<b>度調査 調査票情報</b> 名称·年次					
	名称·年次	ファイル数	利用期間(返却期限)	保管場所	調査票情報を取り扱う者の範囲	管理責任者
1 2						
3						
4						
5 6						
7						
8						
9						
10 11						
12						
13						
14						
15 16						
17						
18						
19 20						
21						
22						
23						
24 25						
26						
27						
28 29						
30						
31						
32						
33 34						
35						
36						
37 38						
39						
40						
41						
42 43						
44						
45						
46 47						
48						
49						
50						
51 52		-				
53						
54						
55 56						
56 57						
58						
59						
60 61		-				
62						
63						
64						
65 66						
67						
68						
69 76						
76		I				

## 令和〇年度調査 不適格条件(企業調査)

ጉ ጥ	1〇年度調査	1	(止未调宜)	 対象数				(	②不適格内訓	7		
者	『道府県名	当初発送 数	② 不適格	③ 補充	①-②+③ 現対象数		②-2 休業	対象外業種	②-4 宛先不明	· ②-5 規模外	②-6 合併	②-7 その他
1	北海道		0		0							
2	青森県		0		0							
3	岩手県		0		0							
4	宮城県		0		0							
5	秋田県		0		0							
6	山形県		0		0							
7	福島県		0		0							
8	茨城県		0		0							
9	栃木県		0		0							
10	群馬県		0		0							
11	埼玉県		0		0							
12	千葉県		0		0							
	東京都		0		0							
14	神奈川県		0		0							
	新潟県		0		0							
	富山県		0		0							
17	石川県		0		0							
18	福井県		0		0							
19	山梨県		0		0							
20	長野県		0		0							
	岐阜県		0		0							
	静岡県		0		0							
	愛知県		0		0							
	三重県		0		0							
	滋賀県		0		0							
	京都府		0		0							
	大阪府		0		0							
	兵庫県		0		0							
	奈良県		0		0							
	和歌山県		0		0							
	鳥取県		0		0							
	島根県		0		0							
	岡山県		0		0							
	広島県		0		0							
	山口県		0		0							
	徳島県		0		0							
	香川県		0		0							
	愛媛県		0		0							
	高知県		0		0							
	福岡県		0		0							
	佐賀県		0		0							
	長崎県		0		0							
	熊本県		0		0							
	大分県		0		0							
	宮崎県		0		0							
	鹿児島県		0		0							
47	沖縄県		0		0							
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

令和〇年度調査 不適格条件(企業調査) 別紙\_不適格企業・補充企業

令和〇年度調査         不適格条件(企業調査)         別紙_不適格企業・補充企業           不適格企業         補充企業											
都道府 県	一連 番号	産業分類	規模	企業名	都道府 県	一連 番号	産業 分類	規模	企業名		
_											

## 令和〇年度調査 不適格条件(事業所調査)

令和〇年度調査		- (争耒川調省					,	<b>○ -</b> ' <del>+</del> + <del>-</del>			
都道府県名	① 当初発送	<u> </u>	対象数				-	②不適格内訓			
即但的 东口	数	② 不適格	③ 補充	①-②+③ 現対象数	②-1 廃業	②-2 休業	対象外業 種	②-4 宛先不明	②-5 規模外	②-6 合併	②-7 その他
1 北海道		0		0							
2 青森県		0		0							
3 岩手県		0		0							
4 宮城県		0		0							
5 秋田県		0		0							
6 山形県		0		0							
7 福島県		0		0							
8 茨城県		0		0							
9 栃木県		0		0							
10 群馬県		0		0							
11 埼玉県		0		0							
12 千葉県		0		0							
13 東京都		0		0							
14 神奈川県		0		0							
15 新潟県		0		0							
16 富山県		0		0							
17 石川県		0		0							
18 福井県		0		0							
19 山梨県		0		0							
20 長野県		0		0							
21 岐阜県		0		0							
22 静岡県		0		0							
23 愛知県		0		0							
24 三重県		0		0							
25 滋賀県		0		0							
26 京都府		0		0							
27 大阪府		0		0							
28 兵庫県		0		0							
29 奈良県		0		0							
30 和歌山県		0		0							
31 鳥取県		0		0							
32 島根県		0		0							
33 岡山県		0		0							
34 広島県		0		0							
35 山口県		0		0							
36 徳島県		0		0							
37 香川県		0		0							
38 愛媛県		0		0							
39 高知県		0		0							
40 福岡県		0		0							
41 佐賀県		0		0							
42 長崎県		0		0							
43 熊本県		0		0							
44 大分県		0		0							
45 宮崎県		0		0							
46 鹿児島県		0		0							
47 沖縄県		0		0							
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
нн		٦	0	ı	0	U	L	ı	L	ı	L

令和〇年度調査 不適格条件(事業所調査) 別紙\_不適格事業所・補充事業所

令和〇年度調査     不適格条件(事業所調査)     別紙_不適格事業所・補充事業所       不適格事業所     補充事業所       都道府 一連 産業 分類 果 所名 県 番号 分類 財模 事業所名     お道府 一連 産業 分類 規模 事業所名												
都道府 県	一連番号	産業分類	規模	事業所名	産業分類	規模	事業所名					

1. 企業調査

<u> </u>		
	実数	率
標本数	0	
回収数	0	
<u>有効回答数</u> (オンライン)	0	_
(オンライン)	0	_
(紙)	0	

2. 事業所調査

_ <u> / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>	<u> </u>		
		実数	率
	標本数	0	
	回収数	0	l
有効	回答数	0	
(オン	ライン)	0	_
	(紙)	0	

3. 個人調査

	実数	率
発送数 回収数	0	
回収数	0	_
有効回答数	0	_
(オンライン)	0	_
(紙)	0	_

3-1. 正社員

	実数	率
発送数	0	
回収数	0	_
有効回答数	0	
(オンライン)	0	_
(紙)	0	

3-2. 正社員以外

	実数	率
発送数	0	
回収数	0	_
有効回答数	0	_
(オンライン)	0	_
(紙)	0	_

## 令和〇年度調査 回収状況(企業調査)

↑和〇年度調査 ☑収状況(企業調査)    A現対象数				B回収数=C+D C有効回答数 [						D無効数									
	1)		対象数		回収数		⑤オンライ	有効回答数		⑦オンライ	無効数			8紙	•			⑨オンライン	
都道府県名	当初発送数	②不適格	③補充	現対象数 ①-②+③	4+5	<b>4</b> 紙	シップラブ	6+7	<b>⑥紙</b>	ン	**************************************	計	不適格 (規模外)	白票	拒否	その他	計	不適格 (規模外)	その他
1 北海道				0				0			0	0					0		
2 青森県				0	ŭ			0			0	0					0		<u> </u>
3 岩手県				0	0			0			0	0					0		
4 宮城県				0	0			0			0	0					0		<u> </u>
5 秋田県				0	0			0			0	0					0		
6 山形県				0	ŭ			0			0	0					0		
7福島県				0	Ŭ			0			0	0					0		
茨城県				0	ŭ			0			0	0					0		
9 栃木県				0	0			0			0	0					0		
群馬県				0	0			0			0	0					0		
埼玉県				0	0			0			0	0					0		
1 千葉県				0	0			0			0	0					0		
東京都				0	0			0			0	0					0		
神奈川県				0	0			0			0	0					0		
新潟県				0	ŭ			0			0	0					0		
富山県				0	0			0			0	0					0		
石川県				0	0			0			0	0					0		
福井県				0	0			0			0	0					0		
山梨県				0	0			0			0	0					0		
長野県				0	0			0			0	0					0		
岐阜県				0	0			0			0	0					0		
静岡県				0	0			0			0	0					0		
愛知県				0	0			0			0	0					0		
三重県				0	0			0			0	0					0		
滋賀県				0	0			0			0	0					0		
京都府				0	0			0			0	0					0		
大阪府				0	0			0			0	0					0		
兵庫県				0	0			0			0	0					0		
奈良県				0	0			0			0	0					0		
和歌山県				0	0			0			0	0					0		
鳥取県				0	0			0			0	0					0		
島根県				0	0			0			0	0					0		
岡山県				0	0			0			0	0					0		
広島県				0	0			0			0	0					0		
山口県				0				0			0	0					0		
徳島県				0				0			0	0					0		
香川県				0				0			0	0					0		
愛媛県				0	0			0			0	0					0		
高知県				0				0			0	0					0		
福岡県				0	1			0			0	0					0		
佐賀県	1			0				0			0	0					0		
長崎県	†			0	1			0			0	0					0		
熊本県	1			0	†			0		1	0	0		1	1		0		
大分県	1			0				0			0	0					0		
宮崎県	1			0	1			0			0	0		1	<del> </del>		0		
鹿児島県				0				0			0	0					0		<b>†</b>
沖縄県	+			0				0		<del> </del>	0	0		<del> </del>	<del> </del>		0		1

収状況(事業所	<u> </u>	A現対象数			B回収数=C+D				C有効回答数			D無効数								
都道府県名	1)		対象数		回収数		⑤オンライ	有効回答数	0.11	②su ⑦オンライ	無効数		8紙			⑨オンライン				
	当初発送数	②不適格	③補充	現対象数 1-2+3	4+5	<b>④</b> 紙	)     	6+7	<b>⑥紙</b>	ングン	8+9	計	不適格 (規模外)	白票	拒否	その他	計	不適格 (規模外)	その他	
北海道				0				0			0	0					0			
青森県				0	0			0			0	0					0			
岩手県				0	0			0			0	0					0			
1 宮城県				0	0			0			0	0					0			
秋田県				0	0			0			0	0					0			
山形県				0	0			0			0	0					0			
福島県				0	0			0			0	0					0			
3 茨城県				0	0			0			0	0					0			
栃木県				0	0			0			0	0					0			
7 群馬県				0	0			0			0	0					0			
1 埼玉県				0	0			0			0	0					0			
2 千葉県				0	0			0			0	0					0			
3 東京都				0	0			0			0	0					0			
4 神奈川県				0	0			0			0	0					0			
5 新潟県				0	0			0			0	0					0			
富山県				0	0			0			0	0					0			
7 石川県				0				0			0	0					0			
福井県				0	0			0			0	0					0			
山梨県				0				0			0	0					0			
長野県				0				0			0	0					0			
1 岐阜県				0				0			0	0					0			
2 静岡県				0				0			0	0					0			
3 愛知県				0	0			0			0	0					0			
4 三重県				0				0			0	0					0			
5 滋賀県				0	0			0			0	0					0			
6 京都府				0				0			0	0					0			
7 大阪府				0	, ,			0			0	0					0			
8 兵庫県				0		+		0			0	0					0			
奈良県				0	0			0			0	0					0			
和歌山県				0				0			0	0					0			
1 鳥取県				0				0			0	0					0			
2島根県				0	_			0			0	0					0			
3 岡山県				0				0			0	0					0			
4 広島県				0				0			0	0					0			
5 山口県				0				0			0	0					0		<u> </u>	
6 徳島県				0				0			0	0					0		<u> </u>	
7 香川県	<del> </del>			0			+	0			0	0					0			
愛媛県				0				0			0	0					0		<b></b>	
高知県				0	·	<del></del>	+	0			0	0					0			
福岡県佐賀県	<del> </del>			0	·		+	0			0	0					0			
佐貝県   医岐	<del>                                     </del>			0	·		+	0		<del>                                     </del>	0	0					0			
長崎県	<del>                                     </del>			0				0			0	0					0		<del>                                     </del>	
熊本県 1 大分県				0				0			0	0					0			
カガゲ	<del>                                     </del>			0			+	0		<del>                                     </del>	0	0					0			
宮崎県	<u> </u>			0				0			0	0					0		<del>                                     </del>	
鹿児島県 沖縄県	<del>                                     </del>			0	_			0			0	0					0		<b></b>	
																			•	

## 令和〇年度調査 同収状況(個人調査) A個人 三配布数

回収状況(個人調査)	A個人票配	<b>市数</b>		B回収数=	=C+D						C有効回答	数						D無効数						
都道府県名	配布数	①正社員	②正社員	回収数		③正社員		(4	正社員以		有効回答数		⑤正社員		(6	正社員以		無効数		⑦正社員		(8	8)正社員以	
	1)+2	山正社貝	以外	3+4	計	紙	オンライン	計	紙	オンライン	5+6	計	紙	オンライン	計	紙	オンライン	7+8	計	紙	オンライン	計	紙	オンライ
1 北海道	0			0	C	)		0			0	0			0			0	0	0	0	0	0	
2 青森県	0			0	C			0			0	0			0			0	0	0	0	0	0	
3 岩手県	0			0				0			0	0			0			0	0	0	0	0	0	
4 宮城県	0			0				0			0	0			0			0	0	0	0	0	0	
5 秋田県	0			0				0			0	0			0			0	0	0	0	0	· ·	
6 山形県	0			0				0			0	0			0			0	0	0	0	0		
7福島県	0			0				0			0	0			0		ļ	0	0	0	0	0		
8 茨城県	0			0		_		0			0	0			0			0	0	0	0	0		
9 栃木県	0			0			<b></b>	0		-	0	0			0		ļ	0	0	0		0	+	
10 群馬県	0			0			<b></b>	0		-	0	0			0		ļ	0	0	0	_ <u> </u>	0	+	
11 埼玉県	0			0			$\vdash$	0		-	0	0	<del>                                     </del>		0		ļ	0	0	0	0	0		
12 千葉県	0			0	0		<b> </b>	0			0	0	<del>                                     </del>		0		ļ	0	0	0	0	0		
13 東京都	0			0			<del>                                     </del>	0		1	0	0			0			0	0	0		0		
14 神奈川県	0			0			<del>                                     </del>	0		1	0	0			0			0	0	0		0		
15 新潟県	0			0			<del>                                     </del>	0			0	0			0			0	0	0	0	0		
16 富山県	0			0			<del>                                     </del>	0			0	0		<del>                                     </del>	0	-		0	0	0	0	0	+	
17 石川県	0			0		_	-	0			0	0			0		1	•	0	0		0		
18 福井県	0			0			-	<u> </u>		+	0	0	<del> </del>	-	0		1	0	0	0		0	+	+
19 山梨県				0			-	<u> </u>			0	0			0		1	0		0	0	0		
20 長野県 21 岐阜県	0			0			<del>                                     </del>	<u> </u>		+	0	0			0		<del> </del>	0	0	0	0	0	· ·	
211 <u>岐阜宗</u> 22 静岡県	0			0			<del>                                     </del>	<u> </u>		+	0	0		<del>                                     </del>	0		<del> </del>	0	0	0	0	0 0		
23 愛知県	0			0			<del>                                     </del>	0			0	0			0	-	1	0	0	0	0	0	_	
24 三重県	0			0			<del>                                     </del>	<u> </u>			0	0			0			0	0	0	0	0	_	_
25 滋賀県	0			0			<del>                                     </del>	0			0	0			0		1	0	0	0	0	0		
26 京都府	0			0				0			0	0			0			0	0	0	<del> </del>	0		_
27 大阪府	0			0				0		1	0	0			0	-	1	0	0	0		0		+
28 兵庫県	0			0				0		1	0	0	<del>                                     </del>		0		1	0	0	0	0	0		
29 奈良県	0			0				0		1	0	0	<del>                                     </del>		0		1	0	0	0	0	0		
30 和歌山県	0			0		_		0			0	0		1	0		1	0	0	0	0	0	+	
31 鳥取県	0			0				0			0	0			0		1	0	0	0	0	0		+
32 島根県	0			0				0			0	0			0		1	0	0	0		0		
33 岡山県	0			0				0			0	0			0		1	0				0		
34 広島県	0			0				0			0	0	+		0			0	0	0		0		+
35 山口県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		_
36 徳島県	0			0				0			0	0		<del>                                     </del>	0			0	0	0		0		-
37 香川県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
38 愛媛県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
39 高知県	0			0				0			0	0	+		0			0	0	0		0		-
40 福岡県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		_
41 佐賀県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
42 長崎県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
43 熊本県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0	+	T
44 大分県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		-
45 宮崎県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
46 鹿児島県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0	0	1
47 沖縄県	0			0				0			0	0			0			0	0	0		0		
合計	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0		

令和〇年度調査 回収状況(日別)

	n33		企業			事業所			個人		FB = 1
日付	曜日	郵送	オンライン	小計	郵送	オンライン	小計	郵送	オンライン	小計	累計
発送数											0
10月1日	金			0			0			0	0
10月2日	±			0			0			0	0
10月3日	日			0			0			0	0
10月4日	月			0			0			0	0
10月5日	火			0			0			0	0
10月6日	水			0			0			0	0
10月7日	木	_	_	0	_	_	0	_	_	0	0
累計	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回収率									1		
10月8日	金-			0			0			0	0
10月9日	<u>+</u>			0			0			0	0
10月10日	口口			0			0			0	0
10月11日	月			0			0			0	0
10月12日 10月13日	火			0			0			0	0
10月13日	水木			0			0			0	0
累計	小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回収率	絃	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
10月15日	金			0			0		I	0	0
10月16日	土			0			0			0	0
10月17日	自			0			0			0	0
10月18日	月			0			0			0	0
10月19日	火			0			0			0	0
10月20日	水			0			0			0	0
10月21日	木			0			0			0	0
累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回収率	<u>κ</u>										
10月22日	金			0			0			0	0
10月23日	土			0			0			0	0
10月24日	日			0			0			0	0
10月25日	月			0			0			0	0
10月26日	火			0			0			0	0
10月27日	水			0			0			0	0
10月28日	木			0			0	_^		0	0
累計	<del></del>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回収置							^				^
10月22日	金			0			0			0	0
10月23日 10月24日	пΗ			0			0			0	0
10月24日	<u>日</u> 月			0			0			0	0
10月25日	火			0			0			0	0
10月20日	水			0			0			0	0
10月27日	木			0			0			0	0
累計	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回収率	絃	U	U	U	U	U	U	U	Į U	U	U
四水-	_										

令和〇年度調査 督促状況(令和〇年〇月〇日現在)

予和〇年	一泛训	1 目促认沉		月〇日現在	<u>/</u>			
		ts /5 /4 5	企業調査					
		督促結果	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	_
			電話	葉書	電話	文書	電話	メール
電話 未通	通話	1コールのみ		Λ		\		\
		2 留守電		\		\		
		3不通				\		\
通記		4 廃業		\		\		\
(不	適格)	5休業		\		\		\
		6 対象外業種		\		\ \		\
		7 宛先不明		\		\		\
		8規模外		\		\		\
		9合併		\		\		\
		10その他事情		\		\		\
		11担当者不在		\		\		\
		12返送済み		\		\		\
		13返送了承		\		\		\
		14返送未定		\		\		\
		15再送付		\		\		\
		16調査拒否		\		\		\
		17その他		\		\		\
葉書・文	7書	18送付						· \
メール	<b>\</b>	19配信			$\overline{}$			
7 //	合 <sup>·</sup>		0	0	0	0	0	0
	Н	н	事業所調査	<u> </u>	<u> </u>	U	Ŭ	Ü
		督促結果	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	_
			電話	葉書	電話	文書	電話	メール
電話	<b>番話</b>	1コールのみ	电叩	<u> </u>	电叫	ヘ目	电叫	7 10
	- HI	1 /V 0/				١		1
		2四中重		1		\		\
1 1		2 留守電				$\setminus$		
	£	3不通						
通記		3 不通 4 廃業						
	話適格)	3 不通 4 廃業 5 休業						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外 9 合併						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外 9 合併 10 その他事情						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外 9 合併 10その他事情 11担当者不在						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外 9 合併 10 その他事情 11担当者不在 12返送済み						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛先不明 8 規模外 9 合併 10 その他事情 11担当者不在 12返送済み 13返送了承						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象外業種 7 宛 焼外 8 規模外 9 合の他事情 11担送送済 12返送送 14返送未定						
		3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象先業種 7 宛先模外 9 合の他事情 11担送送送表 12返送送未 13返送送未付 15再送						
		3不通4廃業5休業6対象朱不明8規併10その当済11返送送12返送13返送14返15再15調査						
不	適格)	3不通4廃業5休業6対策無種7宛模8規併10その当済11担送送送13返送送14返送15再17その他						
葉書・文	適格)	3 不通 4 廃業 5 休業 6 対象先外 8 規併 10 その出当済 11担送送送送送 13返送送送付 14返送送送付 15再査他 17 そ他 18送付						
不	適格)	3 不通 4 廃業 5 休業 6 対宛先模 7 宛規模 9 合その 11担送送送送 12返送送送表付 13返送送表付 15再 17そ他 18送付 17そ位 19配信						0

<sup>※ 5</sup>回以上督促を行った場合は、適宜欄を追加し記入してください。

## 能力開発基本調査(企業調査)調査票集計方法 【令和3年度調査の例】

## 調査票の未記入、誤記入等の不備については、電話等で可能な限り疑義照会を行い、回答内容の補完・補正を行う。

ただし、疑義照会を行っても解消されないものは、備考のとおり扱うものとする。なお、疑義照会は、民間事業者の任意の方法で実施する。

調査票	集計用	<u>) (も解消されないものは、                                    </u>	回答方法		回答対象	
問番号		調査項目	(※1)	単位	(※2)	備考(※3)
問1	問1-1	正社員労働者数	人数を回答(FA)	人	全て	問1-1及び1-2の回答合計が30人未満の場合、問1-1及び1-2の回答のいずれかが
	問1-2	正社員以外労働者数	` ,			「不明」である場合は、当該調査票自体を集計対象外(無効票)とする。
問2(1)	問2(1)-1	OFF-JTの支出有無	1又は2を選択(SA)	_	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
						※本問の回答が「1」であり、問3-1-1-1又は問3-2-1-1(問3-1-1-2又は問3-2-
	問2(1)-2	自己啓発支援の支出有無				1-2) のいずれかが「4」の場合、回答内容に矛盾が生じるが、当該回答について補
						正は行わない。
問2(2)	問2(2)-1	OFF-JTの支出額	金額を回答(FA)	万円	問2(1)-1	問2(1)-1 (問2(1)-2) の回答が「1」であり、本問が「不明」の場合、本問のみを
					の回答が「1」	「不明」として扱う。
						問2(1)-1 (問2(1)-2) の回答が「2」であり、本問に金額が記入されている場合、
	問2(2)-2	自己啓発支援の支出額			問2(1)-2	本問の回答を無効として扱う。
					の回答が「1」	問1-1及び問1-2の合計数から労働者1人当たりの支出額が100万円以上となるも
						のは、単位を誤って回答している可能性が相当高いため、「不明」として扱う。
問3	問3-1-1-1	過去3年間・正社員・OFF-JT支出増減	1~5のうち、	_	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか1つを選択(SA)			問2(1)-1 (問2(1)-2) の回答が「1」であり、本問が「4」の場合、回答内容に矛盾
	問3-1-1-2	過去3年間·正社員·自己啓発支援支出増減				が生じるが、回答補正は行わない。
						本問の回答が「5」の場合は、問3-1-1-2(問3-1-1-1)も「5」として扱う。
		今後3年間·正社員·OFF-JT支出増減				無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
		今後3年間・正社員・自己啓発支援支出増減				本問の回答が「5」の場合は、問3-1-2-2 (問3-1-2-1) も「5」として扱う。
	問3-2-1-1	過去3年間·正社員以外·OFF-JT支出増減				無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
						問2(1)-1 (問2(1)-2) の回答が「1」であり、本問が「4」の場合、回答内容に矛盾
	問3-2-1-2	過去3年間・正社員以外・自己啓発支援支出増減				が生じるが、回答補正は行わない。
						本問の回答が「5」の場合は、問3-2-1-2(問3-2-1-1)も「5」として扱う。
		今後3年間·正社員以外·OFF-JT支出増減				無回答の場合、又は複数選択の場合は「不明」として扱う。
		今後3年間・正社員以外・自己啓発支援支出増減				本問の回答が「5」の場合は、問3-2-2-2 (問3-2-2-1) も「5」として扱う。
問4		企業発展のために必要なスキル-正社員・50歳未満	1~13のうち3つまで選択	_	全て	未回答の場合、回答が4つ以上ある場合は「不明」として扱う。
	問4-2	企業発展のために必要なスキル-正社員・50歳以上	又は14のみ選択(LA/SA)			※「14」と「1~13」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「14」のみを削除して扱
	問4-3	企業発展のために必要なスキル・正社員以外				<u>5.</u>
· · · /	` ,	職業能力開発計画の作成状況	1~3のうち、	_		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
問5(2)	問5(2)	職業能力開発計画の作成方法	いずれか1つを選択(SA)		問5(1)の回答が	
					「1」又は「2」	

調査票問番号	集計用 問番号	調査項目	回答方法 (※1)	単位	回答対象 (※2)	備考(※3)
問6(1)	問6(1)	職業能力開発推進者の選任	1~3のうち、	-	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか 1 つを選択(SA)			
問6(2)	問6(2)	職業能力開発推進者の選任方法	1~5のうち、		問6(1)の回答が	
			いずれか1つを選択(SA)		「1」又は「2」	
問7(1)	問7(1)	教育訓練休暇制度の導入状況	1~3のうち、	_	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
問7(2)	問7(2)	教育訓練短時間勤務制度の導入状況	いずれか1つを選択(SA)			
問7(3)	問7(3)	教育訓練休暇・短時間勤務制度を導入しない理由	1~7のうち、		問7(1)又は	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		問7(2)の回答が	
					[3]	

※1: FA「自由回答(Free Answer)」、SA「単回答(Single Answer)」、LA「制限回答(Limited Answer)」、MA: 「複数回答(Multiple Answer)」

※2:「回答対象」以外の回答は無効として扱う。 ※3:問番号は「集計用問番号」を記載している。

## 能力開発基本調査(事業所調査)調査票集計方法 【令和3年度調査の例】

## 調査票の未記入、誤記入等の不備については、電話等で可能な限り疑義照会を行い、回答内容の補完・補正を行う。

ただし、疑義照会を行っても解消されないものは、備考のとおり扱うものとする。なお、疑義照会は、事業受託者の任意の方法で実施する。

調査票問番号	集計用問番号	<u>も解消されないものは、偏考のとのり扱う</u> ものとする。ん 調査項目	回答方法 (※1)	単位	回答対象 (※2)	備考(※3)
問1	問1	企業全体の常用労働者数	1~5のうち、	_	全て	本問が無回答の場合は、母集団情報を用いて補正する。
			いずれか1つを選択(SA)			本問と問2-1及び問2-2の整合性が取れない場合(例:問
						1<問2-1+問2-2) は疑義照会を行い、なお解消しない場
						合は当該調査票自体を集計対象外(無効票)とする。
問2	問2-1	正社員労働者数	人数を回答(FA)	人	全て	問2-1及び問2-2の回答合計が30人未満の場合、問2-1及
						び問2-2のいずれかが「不明」の場合は、当該調査票自体を
	問2-2	正社員以外労働者数				集計対象外(無効票)とする。
						※その場合は、必要に応じてサンプルの補充を行うこと。
問3	問3-1	正社員離職者数	人数を回答(FA)	人	全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
						なお、本問の回答は有効であるが、問3-2(問3-1)が「不
	問3-2	正社員以外離職者数				明」の場合、当該サンプルにおける離職率は算定せず、離職
						率階級別の集計からは除外する。
問4(1)	問4(1)	OFF-JTの実施有無・実施対象	1~4のうち、	_	全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「5」と「1~4」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「5」
			又は5のみを選択(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問4(2)	問4(2)-1	OFF-JTの実施主体(正社員)	$1\sim$ 10のうち、		問4(1)の回答が「1~3」	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)			※問2-1(問2-2)の回答が「0」の場合は、本問の回答に
問4(2)	問4(2)-2	OFF-JTの実施主体(正社員以外)			問4(1)の回答が「4」	よらず、正社員(正社員以外)がいないものとして扱う。(本
						問の回答は無効)
問4(3)	· · ·	OFF-JTの実施内容(実施した)	1~19のうち、		問4(1)の回答が「1~4」	無回答の場合は「不明」として扱う。
問4(3)	問4(3)-2	OFF-JTの実施内容(実施していない)	該当するものを全て選択(MA)			
問4(4)	問4(4)	計画的なOJTの実施有無・実施対象	1~4のうち、		全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
			複数選択又は5のみ選択			※「5」と「1~4」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「5」
			(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問5	問5	人材育成に関する問題点	1~9のうち、	_	全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
			複数選択又は10のみ選択			※「10」と「1~9」のいずれかの選択肢が併存する場合は、
			(MA/SA)			「10」のみを削除して扱う。

調査票	集計用	調査項目	回答方法	単位	回答対象	備考 (※3)
問番号	問番号	<b>河</b> 直填日	(※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(※2)	(無名(※3) 
問6(1)	問6(1)-1	キャリアコンサルタント実施の仕組み有無	1又は2を選択(SA)	_	問2-1の回答が「1」以上	問2-1(問2-2)の回答が「0」の場合は、本問の回答によら
		(正社員)	※正社員がいない場合は無			ず、正社員(正社員以外)がいないものとして扱う。(本問
			回答			の回答は無効)
						問2-1 (問2-2) の回答が「1」以上で本問が無回答の場
						合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
						※本問が無回答であり、問6(2)-1、問6(3)-1、問6(4)-1、
	門6/1) 2	   キャリアコンサルタント実施の仕組み有無	 1又は2を選択(SA)		  問2-2の回答が「1」以上	問6(5)-1のいずれか(問6(2)-2、問6(3)-2、問6(4)-2、
	回0(1)-2	イヤヴァコンウルタント実施の圧組の有無  (正社員以外)	1又は2を選択(SA)  ※正社員以外がいない場合		미2-20)凹合か  1]以上 	問6(5)-2のいずれか) に回答があり、かつ問6(7)-1 (問
			は無回答			6(7)-2) が無回答の場合は、本問を「1」として扱う。
			合山無り			※本問が無回答であり、問6(2)-1、問6(3)-1、問6(4)-1、
						問6(5)-1のすべて(問6(2)-2、問6(3)-2、問6(4)-2、問
						6(5)-2のすべて)が無回答であり、かつ問6(7)-1(問
						6(7)-2) に回答がある場合は、本問を「2」として扱う。
問6(2)	問6(2)-1	キャリア相談の実施時期(正社員)	1~7のうち、		問6(1)-1(問6(1)-2)	無回答の場合は「不明」として扱う。
		キャリア相談の実施時期(正社員以外)	該当するものを全て選択(MA)		の回答が「1」	
問6(3)		キャリア相談の目的(正社員)	1~9のうち、			
		キャリア相談の目的(正社員以外)	該当するものを全て選択(MA)			
問6(4)	_ ,	キャリア相談のしくみ(正社員)	1~8のうち、			
		キャリア相談のしくみ(正社員以外)	該当するものを全て選択(MA)			
問6(5)	問6(5)-1	キャリア相談を行う上での問題点(正社員)	1~7のうち、			無回答の場合は「不明」として扱う。
	問6(5)-2	キャリア相談を行う上での問題点(正社員以外)	該当するものを全て選択			※「8」と「1~7」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「8」
		·	又は8のみを選択(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問6(6)	問6(6)	キャリアコンサルタントによる相談実施の有無	1~3のうち、		問6(1)-1又は	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
BB 4 (=)	DD 4 (=) .		いずれか1つを選択(SA)		問6(1)-2の回答が「1」	
問6(7)		キャリア相談を行っていない理由-正社員	1~7のうち、		問6(1)-1(問6(1)-2)	無回答の場合は「不明」として扱う。
887	_ ` _	キャリア相談を行っていない理由-正社員以外	該当するものを全て選択(MA)		の回答が[2]	
問7	問7	ジョブカードの認知状況	1~4のうち、	_	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
BBO	880.1	→ 体的 N + 以	いずれか1つを選択(SA)	_	Δτ	ᄪᄝᅉᇌᄪᄉᄺᄗᅩᄜᄔᇎᅩᄧᇐ
問8	問8-1	主体的なキャリア形成に向けた取組-実施した	1~13のうち、	_	全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
	問8-2	主体的なキャリア形成に向けた取組-今後実施したい	該当するものを全て選択			※「14」と「1~13」のいずれかの選択肢が併存する場合は、 「14」の3、を判除している。
問9-1	問9-1	  労働者の自己啓発に対する支援-正社員	又は14のみを選択(MA/SA) 1~9のうち、	_	<u>全</u> て	「14」のみを削除して扱う。 無回答の場合は「不明」として扱う。
			1~90050、  該当するものを全て選択	_	± (	無凹合の場合は「不明」として扱う。  ※「10」と「1~9」のいずれかの選択肢が併存する場合は、
問9-2	問9-2	労働者の自己啓発に対する支援-正社員以外				
			又は10のみを選択(MA/SA)			「10」のみを削除して扱う。

調査票	集計用	調査項目	回答方法	単位	回答対象	備考(※3)
問番号	問番号		(※1)	+111	(※2)	1 2
問10(1)	問10(1)-1	職業能力評価の実施の有無-正社員	1 又は 2 を選択(SA)	_	問2-1の回答が「1」以上	問2-1 (問2-2) の回答が「0」の場合は、本問の回答によら
			※正社員がいない場合は無			ず、正社員(正社員以外)がいないものとして扱う。(本問
			回答			の回答は無効)
	問10(1)-2	職業能力評価の実施の有無-正社員以外	1 又は 2 を選択(SA)		問2-2の回答が「1」以上	問2-1 (問2-2) の回答が「1」以上で本問が無回答の場
			※正社員以外がいない場合			合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			は無回答			
問10(2)	問10(2)	職業能力評価実施時の検定・資格利用の有無	1~3のうち、		問10(1)-1又は	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		問10(1)-2の回答が「1」	※「3」と「1~2」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「3」
						のみを削除して扱う。
問10(3)	問10(3)	評価実施時に利用する検定・資格の種類	1~5のうち、		問10(2)の回答が	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		「1」又は「2」	
問10(4)	問10(4)	検定・資格取得時の費用補助の有無	1~3のうち、			無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「3」と「1~2」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「3」
			(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問10(5)	問10(5)	職業能力評価の活用方法	1~7のうち、		問10(1)-1又は	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		問10(1)-2の回答が「1」	
問10(6)	問10(6)	職業能力評価に係る取組における問題の有無	1~6のうち、			無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「7」と「1~6」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「7」
			又は7のみを選択(MA/SA)		_	のみを削除して扱う。
問11(1)	問11(1)	技能検定の認知の有無	1 又は 2 を選択(SA)	_	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
						※本問が無回答であり、問11(2)、問11(3)のいずれかに回
						答がある場合は、本問を「1」として扱う。
問11(2)	問11(2)	技能検定の利点・活用状況	1~5のうち、		問11(1)の回答が「1」	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「6」と「1~5」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「6」
			又は6のみを選択(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問11(3)	問11(3)	技能検定の問題点	1~6のうち、			無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「7」と「1~6」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「7」
			又は7のみを選択(MA/SA)			のみを削除して扱う。
問12	問12	技能継承の取組内容	1~10のうち、	_	全て	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択			※「11」と「1~10」のいずれかの選択肢が併存する場合は、
\\\ \ = \ \\\\			又は11のみを選択(MA/SA)			「11」のみを削除して扱う。

※1: FA「自由回答(Free Answer)」、SA「単回答(Single Answer)」、LA「制限回答(Limited Answer)」、MA:「複数回答(Multiple Answer)」

※2:「回答対象」以外の回答は無効として扱う。 ※3:問番号は「集計用問番号」を記載している。

## 能力開発基本調査(個人調査)調査票集計方法 【令和3年度調査の例】

## 調査票の未記入、誤記入等の不備については、電話等で可能な限り疑義照会を行い、回答内容の補完・補正を行う。

ただし、疑義照会を行っても解消されないものは、備考のとおり扱うものとする。なお、疑義照会は、事業受託者の任意の方法で実施する。

調査票	集計用	調査項目	回答方法	回答対象	備考(※3)
問番号	問番号		(%1)	(※2)	
問1(1)	問1(1)	性別	1又は2を選択(SA)	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
問1(2)	問1(2)	年齢	1~6のうち、		※各問が「不明」の場合、当該サンプルは各表側(性・年齢
			いずれか 1 つを選択(SA)		階級・就業形態・最終学歴)の集計からそれぞれ除外する。
問1(3)	問1(3)	就業状態	1~3のうち、		
			いずれか1つを選択(SA)		
問1(4)	問1(4)	最終学歴	1~7のうち、		
			いずれか1つを選択(SA)		
問1(5)	問1(5)	雇用形態	1~5のうち、		無回答の場合、複数選択の場合は正社員票(A票)に回
			いずれか1つを選択(SA)		答しているものは「1」として扱い、正社員以外表(B票)にし
					ているものは「2~5」として扱う。
					※「2~5」の内訳は「不明」とし、当該サンプルは表側(雇用
					形態)のうち、「嘱託、契約社員、パートタイム労働者、その
					他」の集計からは除外する。
問1(6)	問1(6)	勤続年数	1~7のうち、		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか1つを選択(SA)		※各問が「不明」の場合、当該サンプルは各表側(勤続年数
問1(7)	問1(7)	業務内容	1~11のうち、		階級・業務・役職・1週間の就業時間数)の集計からそれぞ
			いずれか1つを選択(SA)		れ除外する。
問1(8)	問1(8)	役職	1~4のうち、		
			いずれか1つを選択(SA)		
問1(9)	問1(9)	週の就業時間	1~8のうち、		
			いずれか1つを選択(SA)		
問2	問2-1	自身があるスキル	1 ~13のうち、	全て	無回答の場合、「1~13」のうち4つ以上選択している場合は
	問2-2	向上させたいスキル	該当するものを3つまで選択、		「不明」として扱う。
問3(1)	問3(1)	OFF-JT受講の有無	1又は2を選択(SA)	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
					※問3(2)又は問3(3)に回答があり、本問が無回答の場合、
					本問は「1」として補正する。
問3(2)	問3(2)	OFF-JT受講の延べ時間	1~8のうち、	問3(1)が「1」	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか1つを選択(SA)		
問3(3)	問3(3)	OFF-JT受講の役立ち度	1~4のうち、		
			いずれか1つを選択(SA)		

調査票	集計用	調査項目	回答方法	回答対象	備考(※3)
問番号	問番号	间里坝 <b>日</b>	(※1)	(※2)	(無名 (※3)
問4(1)①	問4(1)①	部下、同僚等に対する指導・アドバイスの実施状況	1~4のうち、	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
問4(1)②	問4(1)②	上司、同僚等から受けた指導・アドバイスの実施状況	いずれか1つを選択(SA)		
問4(2)	問4(2)	上司、同僚等からの指導・アドバイスで得た技能・知識		問4(1)②が「1~3」	
問5(1)	問5(1)	自己啓発実施の有無	1又は2を選択(SA)	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
					※問5(2)、問5(3)-1、問5(3)-2、問5(4)-1、問5(4)-2、
					問5(6)-1、問5(6)-2、問5(7)、問5(8)-1、問5(8)-2、問
					5(8)-3のいずれかに回答があり、本問が無回答の場合、本問
					は「1」として補正する。
問5(2)	問5(2)	自己啓発の実施内容	1~10のうち、	問5(1)が「1」	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		
問5(3)	問5(3)-1	自己啓発の実施時間(延べ時間)	1~9のうち、		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
	· · · /	自己啓発の自己負担額(累計額)	いずれか1つを選択(SA)		
問5(4)	問5(4)-1	自己啓発実施に対する費用補助の有無	1~4のうち、		無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択、		※「5」と「1~4」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「5」
			又は5のみを選択(MA/SA)		のみを削除して扱う。
					※問5(4)-2の回答が本問で選択されていない場合、本問に
					おいても選択したものとして補正する。
	問5(4)-2	最も多額の費用補助を受けた先	問5(4)-1で選択したもののうち、	問5(4)-1が「1~4」	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか 1 つを選択(SA)		
問5(5)	問5(5)	自己啓発に対する補助額	1~8のうち、		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
	BB = ( a )		いずれか1つを選択(SA)		※「8」と「不明」は区別して扱う。
問5(6)	問5(6)-1	自己啓発を行った理由	1~9のうち、	問5(1)が「1」	無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択(MA)		※問5(6)-2の回答が本問で選択されていない場合、本問に
	BBE(6) 2		BE(C) 4 T 22 D + 4 0 0 2 +		おいても選択したものとして補正する。
	問5(6)-2	自己啓発を行った最も重要な理由	問5(6)-1で選択したもののうち、		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
885(7)	885/71	ウコウスを紹介したという。	いずれか1つを選択(SA)		
問5(7)	問5(7)	自己啓発で得られた技能・知識の役立ち度合	1~4のうち、		無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
BB F (O)	BBC/O\ 1	ウコ改変に対する映想の扱力度会(会社の大社)	いずれか1つを選択(SA)		
問5(8)	_ ` /	自己啓発に対する職場の協力度合(会社の方針) 自己啓発に対する職場の協力度合(上司)	1~5のうち、		
	_ ` /	自己啓発に対する職場の協力度合(エロ)   自己啓発に対する職場の協力度合(職場の先輩・同僚)	いずれか1つを選択(SA)		
問6	問6	自己啓発実施の問題点	1~11のうち、	<u>全</u> て	  無回答の場合は「不明」として扱う。
ال ال	Ind)O	口口古光天心の回處点	1~11のりち、   該当するものを全て選択	±(	無回告の場合は「不明」として扱う。  ※「12」と「1~11」のいずれかの選択肢が併存する場合は、
					※  12  0  10  11  00  9  11  00  25  12  17  17  17  17  17  17  17  17  17
			又は12のみを選択(MA/SA)	L	12]のみで削除して次フ。

調査票 問番号	集計用 問番号	調査項目	回答方法 (※1)	回答対象 (※2)	備考(※3)
問7	問7	職業生活設計に関する考え	1~6のうち、	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか1つを選択(SA)		※「6」と「不明」は区別して扱う。
問8(1)	問8(1)	キャリアに関する相談の有無	1又は2を選択(SA)	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
					※問8(2)又は問8(3)に回答があり、本問が無回答の場合、
					本問は「1」として補正する。
問8(2)	問8(2)	キャリアに関する相談先	1~6のうち、	問8(1)が「1」	無回答の場合、「1~6」のうち4つ以上選択している場合は
			該当するものを3つまで選択(LA)		「不明」として扱う。
問8(3)	問8(3)	キャリアに関する相談の役立ち度	1~8のうち、		無回答の場合は「不明」として扱う。
			該当するものを全て選択		※「9」と「1~8」のいずれかの選択肢が併存する場合は、「9」
			又は9のみを選択(MA/SA)		のみを削除して扱う。
問8(4)	問8(4)	キャリアコンサルタントによる相談の利用希望	1~5のうち、	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
			いずれか1つを選択(SA)		※「5」と「不明」は区別して扱う。
問8(5)	問8(5)	キャリアコンサルタントに相談したい内容	1~12のうち、該当するものを3つまで	問8(4)が「1~3」	無回答の場合、「1~12」のうち4つ以上選択している場合は
			選択(LA)		「不明」として扱う。
問9	問9-1-1	教育訓練休暇制度の利用有無	1~4のうち、	全て	無回答の場合、複数選択の場合は「不明」として扱う。
	問9-1-2	教育訓練短時間勤務制度の利用有無	いずれか1つを選択(SA)		
	問9-2-1	今後の教育訓練休暇制度の今後の利用希望	1~3のうち、		
	問9-2-2	今後の教育訓練短時間勤務制度の今後の利用希望	いずれか1つを選択(SA)		

※1:FA「自由回答(Free Answer)」、SA「単回答(Single Answer)」、LA「制限回答(Limited Answer)」、MA:「複数回答(Multiple Answer)」

※2:「回答対象」以外の回答は無効として扱う。 ※3:問番号は「集計用問番号」を記載している。

# 令和●年度能力開発基本調査 問合せ等対応マニュアル

令和●年●月

能力開発基本調査事務局

## はじめに

本調査は、我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

調査種類ごとの調査対象数及び調査方法は下記のとおりである。

## (ア) 企業調査

対象数 :日本標準産業分類に定める大分類 D~R かつ常用労働者30人以上を雇用する民営

企業(会社組織)から約7,300企業

調査方法:郵送配付一郵送回収及びオンライン回収

(イ) 事業所調査

対象数 :日本標準産業分類に定める大分類 D~R かつ常用労働者30人以上を雇用する民営

事業所(会社組織)から約7,100事業所

調査方法:郵送配付一郵送回収及びオンライン回収

(ウ) 個人調査

対象数 : 上記(イ)事業所に属している労働者から一定の方法で抽出した約28,600人

調査方法:郵送配付―郵送回収及びオンライン回収

調査実施期間中には調査対象企業、事業所及び個人から「質問」「連絡」「苦情」などがある。これらに誠意を持って適切に対応することが、報告者の信頼確保、調査結果の精度向上の観点から重要である。この「問合せ等対応マニュアル」は、「質問」「苦情」などへの適切な電話応対方法を示すものである。

照会対応詳細は下記のとおりである。

◆ 照会対応時間

平日:9:00~18:00

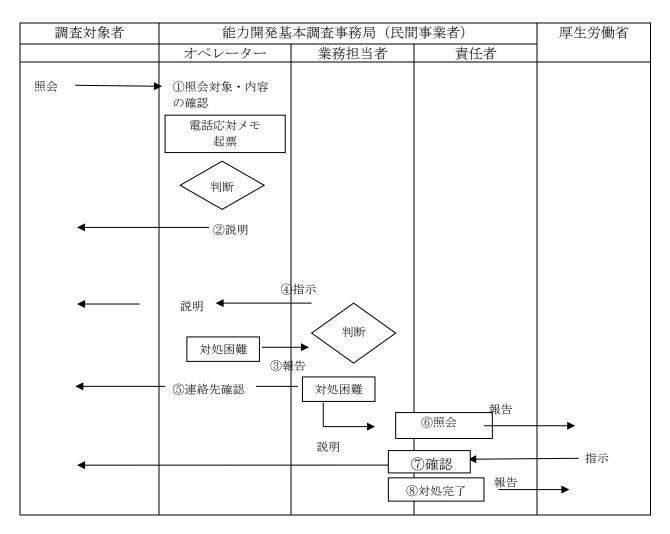
土日祝日・時間外:終日音声ガイダンスによる所定時間外電話対応

## 目次

第1章	業務フロー ·······	·····1
第2章	電話応対の概要	····2
1	電話応対の流れ	3
2	準備するもの	3
3	電話応対に際しての注意事項	····3
雷託広	5対メモの例	⊿
	「M集	
	†	

## 第1章 業務フロー

- ① 調査対象企業、事業所及び個人から、電話で問合せを受けたら、電話応対メモに問合せ内容を記入する。
- ② 調査対象企業、事業所及び個人から、直接照会があった場合には、本マニュアルをもとに説明を行い、理解を得る。
- ③ オペレーターでは対処が困難(理解を得られない)と判断した場合、業務担当者もしくは責任者へ報告し、指示を仰ぐ。
- ④ 業務担当者もしくは責任者が判断できる場合、又は、過去に厚生労働省へ同様の照会を行っていて 回答を頂いた事例がある場合は、その場でオペレーターに指示し、調査対象企業、事業所及び個人 へ説明を行い、理解を得る。
- ⑤ 業務担当者もしくは責任者では対処が困難(理解を得られない)と判断した場合、改めて連絡する 旨をオペレーターが調査対象企業、事業所及び個人へ伝える。
- ⑥ 厚生労働省へ照会内容を報告し、回答の依頼をする。
- ⑦ 上記⑥の回答を頂いた後、業務担当者もしくは責任者より該当の調査対象企業、事業所及び個人へ 連絡し、説明する。
- ⑧ 業務担当者もしくは責任者から上記⑥で説明した結果を厚生労働省へ報告する。 ※電話終了時に調査対象企業、事業所及び個人の「企業・事業所・個人名」「所在地」「電話番号」 「企業・事業所 ID(7 ケタ)」を確認し、電話応対メモに記入する。



## 第2章 電話応対の概要

### 1 電話応対の流れ

以下の流れに従い、調査対象企業、事業所及び個人からの照会の電話応対を行う。

## 図 電話応対の流れ

電話着信

1

#### 1.あいさつ

「はい、能力開発基本調査事務局の●●です。」

Ţ

## 企業⇒若草色 事業所⇒レモン色

個人⇒水色

#### 2.用件の確認

「ご用件を承ります。調査票は何色のものでございますか? (調査票の 種類を確認する)」「ご用件を承ります。」

※内容を簡潔に整理し、電話応対メモに記録する

1

#### 3.回答(照会事例集を確認)

「○○につきましては、△△でございます。」 「××につきましては、確認致しまして改めてご連絡差し上げます。」

※電話応対メモに回答の要点を整理し、記録する

L

※折り返しが必要な場合は、「担当者名」「折返しの電話番号」を必ず確認。

### 4.照会者情報の確認

※「企業・事業所・個人名」「所在地」「電話番号」「企業・事業所 ID(7ケタ)」「産業分類番号」「担当部署」「担当者」等を確認し、電話応対メモに記入する。

1

※回答をオンラインでも受け付けていることを、お 礼の前に告知する。

#### 5.お礼

「お電話ありがとうございました。●●が承りました。**回答の受付はオンラインでも受け付けております。**今後とも調査へのご協力をお願いいたします。」

Ţ

#### 6.電話応対結果の整理

※電話応対メモの応対者欄に名前を記入する



電話応対終了

Ĭ.

## 7.連絡・指示結果の整理

## 2 準備するもの

調査対象企業、事業所及び個人からの問い合わせに備えて、オペレーターごとに、「電話器」「電話応対メモ」「筆記用具」及び「送付物一式」「電話応対マニュアル」「照会事例集」を準備し、即座に対応できる体制をとる。

## 3 電話応対に際しての注意事項

電話応対に際しての注意事項は、以下のとおりである。

- ・オペレーターは、上記の物件を事前によく読み、調査の内容を理解しておく。また、不明な点があれば業務担当者もしくは責任者に聞き、事前に解決しておく。
- ・電話応対時は、巻末資料の「照会事例集」、親切かつ丁寧に応対する。
- ・照会内容について、不明点が生じた場合には、あいまいに回答せず、業務担当者もしくは責任者に 判断を仰ぎ、オペレーターが回答する。
- ・照会内容について、厚生労働省の判断が必要な場合には、業務担当者もしくは責任者が厚生労働省 に照会し、改めて対象者に連絡するので、用件は正確に聞き取るようにする。
- ・照会対応時に確認した情報は、重要なものであるため、電話応対メモの取り扱いには細心の注意を 払い、業務にあたるよう心がけること。

## (電話応対メモの例)

## 令和3年度能力開発基本調査 電話対応メモ 分類《 1 企業 • 2 事業所 • 3 個人 ) 応対日時 2021年 11 月 20 日 14:20(24h) 応 対 者 ■対象情報 ID 対象名 株式会社 ●●●● 1234567 担当部署 担当者 電話番号 人事部 $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ 0000-000-000 住所 例(○○丁目 ○番地) 市・区・町・村 都・道・府・県 ■問合わせ内容 <不適格> <無効> <問い合わせ> 13 再送依頼 1 都道府県外移転 9 拒否 2 廃業 10 不在 14 本社(対応・一括) 11 担当部署不明 15 苦情 3 休業 12 その他 16 調査票について 4 業種変更 5 宛先不明 17 その他 6 合併 18 ご意見 7 規模外 8 その他 ■返答 再送手続きをいたしますので、到着後、ご回答の程よろしくお願い致します。 ■業務担当社員からの折り返し(必要・「不要)

## (巻末資料:照会事例集)

		応 対 例	
	調査全体に関する照会事例		
1	「どこが何のために行ってい るのか。」	「厚生労働省人材開発統括官が実施している調査で、企業(事業所) 及び労働者の能力開発の実態を把握するために行っております。」	
2	※問合せ窓口で、「厚生労働省 の担当者か。」等の質問を受 けて、民間事業者について説 明した際、 「●●とはどのような会社	「弊社は●●という調査会社で、厚生労働省人材開発統括官からの委託を受け、このたび、本調査の実施を担当しております。」「●●とは、主に世論調査、市場調査を行っている民間の会社です。弊社と厚生労働省のホームページにも案内が出ておりますのでよろしければご確認ください。」「全国的な調査になりますので、●●の名前を出してしまうと、国の調査であるにもかかわらず、弊社の宣伝にもなりかねないという懸念により、調査票等の物件には、弊社の名前は出ておりません。」	
	<b>カ</b> ₃。 ∫	・ <b>厚生労働省:</b> 【 <u>https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html</u> 】 (「令和●年度能力開発基本調査」で検索してください。)	
3	「なぜうちの企業 (事業所) が 選ばれたのか。」	「総務省統計局が実施した「令和●年経済センサス-基礎調査」などの各種統計調査の結果と行政が把握している情報(労働保険情報、商業・登記情報等)を統合した事業所母集団データベース「令和●年次フレーム」から無作為に抽出し、この度、御社に調査のご協力をお願いしております。御社のご回答いただいた内容が公表されることは決してございませんので、ぜひご協力をお願いいたします。」	
4	「会社の情報が公表されるこ とはないのか。」	「ご記入頂きました調査票は全て統計的に処理しますので、会社の 情報が公開されることはございません。ぜひご協力をお願いいたし ます。」	
5	「必ず記入しないといけないのか。」	「回答義務はありませんが、企業 (事業所) 及び労働者の職業能力開発の実態を把握し、政策立案のための基礎資料となる大変重要な調査ですので、お忙しいこととは存じますが、ご協力お願いいたします。」	
6	「法律上回答が義務付けられ ている統計 (基幹統計) が あるはずだが、これはその うちの1つなのか。」	「本調査は法律上回答が義務付けられている基幹統計ではございませんが、今後の職業能力開発行政の基礎資料となる大変重要な国の統計調査(政府統計)の1つですので、お忙しいこととは存じますが、ご協力お願いいたします。」	
7	「調査結果は公表するのか。」	「令和●年の●月に厚生労働省のホームページ上にて公表される予 定です。」	
8	「前年や過去の結果はどこに 出ているのか。」	「厚生労働省のホームページに掲載されております。「厚生労働省 能力開発基本調査」で検索してください。 【 <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1_kekka.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1_kekka.html</a> 】 こちら で前年度や過去の結果がご覧になれます。」	
9	「全ての項目を記入しなくて はならないのか。」 「必須項目はどの設問か。」	「恐れ入りますが、原則全ての設問に対して回答をいただいております。把握していない等の理由で、どうしても回答のできない設問は空欄にし、余白にその旨記入してご提出ください。」	

10	「忙しくて記入することがで きない。」	「大変お忙しいと思いますが、この調査は、企業(事業所)及び労働者の職業能力開発の実態を知る上で大変重要な資料となります。お時間のある時で結構ですので、ご協力お願いいたします。」
11	「締切はいつか。」	(企業調査、事業所調査) 「本調査は一次締切として10月31日(日)までにご返送をお願いしております。それまでに投函をお願いいたします。ご記入いただくご担当者様の長期出張等で一次締切までのご提出が難しい場合は、以降でも受け付けており、その場合は12月31日(金)までの投函をお願いしております。」(個人調査) 「本調査は一次締切として12月16日(木)までにご返送をお願いしております。それまでに投函をお願いいたします。ご記入いただくご担当者様の長期出張等で一次締切までのご提出が難しい場合は、以降でも受け付けており、その場合は1月28日(金)までの投函をお願いしております。」
12	(調査票回答)「記入を間違え たので修正したい(提出 前)。」	「それでは、回答箇所に二重線を引いていただき、余白に正しい回答 を、わかりやすくはっきりとご記入ください。」
13	(調査票回答)「記入を間違え たので修正したい(提出 後)。」	「それでは、ご提出いただいた調査票の内容を修正しますので、御社 名・住所と修正箇所をお教えください。」
14	「調査票が2部届いているが、両方やる必要があるのか。」 <b>※同じ調査票、同じ宛先の場</b> 合	「同じ調査票が届いておりますでしょうか。」 <b>※同じ調査票であった場合は、</b> 「お手元の調査票表紙に印刷されている宛先が同じでしょうか。」 <b>※宛先が同じ場合は、</b> 「申し訳ございません。こちらの手違いで2部送ってしまったものと思われます。お手数をお掛けいたしますが、1部にご記入いただき、もう1部はそのまま破棄していただいてもよろしいでしょうか。ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。」
15	「調査票が2部届いているが、両方やる必要があるのか。」 <b>※同じ調査票、宛先が違う場</b>	「同じ調査票が届いておりますでしょうか。」 <b>※同じ調査票であった場合は、</b> 「お手元の調査票表紙に印刷されている宛先が同じでしょうか。」 <b>※宛先が違う場合は、</b> 「別々の事業所様にお送りしたつもりでしたが、合併等があったのでしょうか。こちらで把握しておりませんでした。お手数をお掛けいたしますが、1部にご回答いただき、もう1部はそのまま破棄していただいてもよろしいでしょうか。ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。」

		「調査票が2部届いている	「同じ調査票が届いておりますでしょうか。」
	が、両方やる必要があるの		
	16	カゝ。」	※企業票と事業所票の2種類を送っていた場合は、
	10		「2種類の調査票は、それぞれ異なった調査内容になっております。
		※2種類の調査票(企業票及	事業所票と書いております黄色い調査票は、事業所としての取り組
		び事業所票)を送っていた	みや活動についてお聞きする内容になっております。また、企業票と

	場合	書いております緑色の調査票は、事業所としての活動ではなく、貴社 全体での取り組みや活動についてお聞きする調査内容になっており
		ます。どちらの調査票も能力開発政策立案の基礎資料として役立て たいと思いますので、それぞれの調査にご協力お願いいたします。」
17	「人事部が本社にしかないの でこの事業所ではわからな い。」	(人事部がなくても回答できるか。もしくは社内便を活用いただけるか確認する。それでも回答できないと答えた場合) 「こちらで直接ご協力のご依頼をいたしますので、恐れ入りますが、 本社のご担当者様のお名前、部署名、ご連絡先をお教えください。」
18	「移転していて、宛名の住所 ではない。」	「お手数ですが、調査票表紙に記載のある住所について、赤字で現在 の住所に修正していただけないでしょうか?また、新しい住所とご 連絡先・ご担当者様の部署とお名前をお教えください。」
19	「廃業(休業/合併)してい る。」	「ご連絡ありがとうございます。(企業(事業所)IDを尋ねてメモした上で)お手数ですが、調査票は破棄していただけますでしょうか。」 ※合併の場合には存続会社であればそのまま協力してもらう。
20	「近いうちに廃業する予定だ が、対象となるのか。」	「今回の調査基準日は令和●年10月1日です。当日時点の状況に ついてお答え下さい。もし当日時点で廃業されているようでしたら 対象外となります。」
22	「いくつかの支社から本社へ 事業所票が送られてきたが、 回答が同じになってしまう がよいか。」	「事業所単位での調査になりますので、各事業所の内容についてご回答ください。共通の内容である場合、その設問については共通のご回答をしていただくようお願いいたします。※もし戻してもらえなければ本社で回収する。  ※全て本社で回収する場合には、個人票を支社に渡してよいか、本社
		に渡すほうがよいのか確認する。
23	「いくつかの支社に調査票が 届いているが、本社で回答す るのでまとめて再送してほ しい。」	「本社ご担当者様宛に調査票をまとめて再送いたします。」 ※全て本社で回収する場合には、個人票を支社に渡してよいか、本社 に渡すほうがよいのか確認する。」
24	「調査票の設問によっては、履 歴としてとっていないもの がある。全て回答しなければ ならないのか。」	「どうしても回答できない(履歴をとっていない)場合は、その設問 については余白にその理由をご記入ください。また、他の設問につい てはお答え下さいますよう、お願いいたします。」

25	「もうこの手の調査には協力 したくないし、名簿から除 外してほしい。」 <b>※調査への強い拒否の場合</b>	(調査への協力依頼を行い、それでも拒否を受けた場合は)「申し訳 ございませんでした。今後、本調査については、調査票ご提出のお願いの電話が行かないように手続きさせていただきますので、調査票 右上の宛名の下にあります番号(企業調査・事業所調査は7桁、個人調査は10桁)と、御社名、お名前、電話番号をお聞かせいただけますでしょうか。 名簿につきまして、各省庁が実施する調査の中には、法律で協力が義務付けられているものもありまして、国が保有する全名簿から削除して対象からはずすということはできかねます。申し訳ございませ
----	--	--

		んが、この点についてはご承知おきください。」 ※総務省統計局の「令和●年経済センサス-基礎調査」などの各種統計調査の結果と行政が把握している情報(労働保険情報、商業・登記情報等)を統合した事業所母集団データベース「令和●年次フレーム」を元に無作為抽出し、名簿を作成しています。
26	専門的な内容を問われた場合	「申し訳ございません。私ではわかりかねますので、すぐに担当者と変わります。少々お待ちください。」 又は「申し訳ございません、確認が必要なご質問ですので確認後、折り返しご連絡差し上げたいと思います。ご連絡先とご担当者様の、社名、部署名、お名前をお願いいたします。」

	事 例	応 対 例	
	事業所・個人調査に関する照会事例		
27	「個人調査票はいつ届くのか」	個人調査は事業所票の回収後に、記載されている従業員数から個人票配布数を計算し、事業所票ご記入者様に後日郵送いたします。受取いただいた個人票は規定の方法により、事業所内の従業員の方の数名に配付していただきます。受取った従業員の方には、個人票ご回答後返信用封筒でご返送、またはオンライン回答での回答をしていただきます。	
28	「個人票は拒否したい。」	「個人調査も労働者の職業能力開発行政の施策立案のための大変重要な調査です。ぜひご協力をお願いいたします。」  ※後日配布数を計算後、郵送する旨を伝える。  ※事業所票記入担当者は、個人票を一括回収して返送すると思って	
		いる方が多いため、従業員の方に返信用封筒でそれぞれ返送してもらう旨を伝えて協力依頼をする。	
29	「本社に確認を取らなければ 協力の可否を決められな い。」	「かしこまりました。行き違いになってしまう可能性もありますので、ご連絡先をお伺いできますでしょうか。」	
30	「他の事業所の調査票もここ で記入した。どうしたらいい か。」	「それではまとめてご返送ください。」	
31	「同じ企業内でどこの事業所 が対象になっているのか知 りたい。各事業所担当に指示 を送る。」	「かしこまりました。(名簿から調べて対象事業所を伝える) 念のため、本社担当者様の連絡先をお伺いできますでしょうか。」	
32	「事業所には人事担当がいな いので記入できない。」	「事業所の責任者の方など、分かる方にご回答をお願いいたします。また、ご回答できない箇所についてはその理由を余白へご記入ください。(具体的には「把握していない」「質問が当てはまらない」など)ご記入される方の部署名・お名前とご連絡先、調査票にある事業所IDをお願いいたします。」「事業所の人数など、分かる箇所のご回答をお願いいたします。他に研修にかかる部分については、こちらから本社に問い合わせいたしますので、本社の担当者様の部署と連絡先、お名前をお教えください。」	
		※照会内容はメモをとること。	
33	「個人票は何人分ですか。」	「名簿上の従業員数から想定すると正社員で●●名、正社員以外で △△名です。しかし、現在の従業員数によっては変動がございます。 正確な人数は調査票の発送をもってお知らせいたします。」	
34	「個人票を受け取ったが、テレワーク体制のため、配付が難しい。」	「可能な範囲で配付をお願いいたします。」 「本調査はオンラインでの回答も可能です。調査票に印字されている個人 ID(7桁)とパスワード」を、社内メール等で配付をいただいてもよろしいでしょうか	

	事 例	応 対 例	
	オンライン回答に関する照会事例		
35	「使っているパソコンが古 い。オンライン回答はでき ますか。」	「申し訳ございません。本調査のオンライン回答システムは、情報セキュリティの観点から使用する利用環境を定めており、(Windows XP等)、ご使用の OS が Windows の場合 Vista以降がオンライン調査の対象となります。 Vistaより前のバージョンの OS を使用している場合は、オンラインでの回答が受け付けられません。利用環境については、オンライン回答画面等に記載しておりますので御確認ください。 利用環境外のパソコンを使用されている方は、申し訳ございませんが、同封している紙の調査票にて回答していただきますようお願い申し上げます。」	
36	「回答が送信できているか確 認したい。」	「かしこまりました。ただ今確認いたしますので、お待ちください。」  ※サーバーを確認し、対象からの回答が得られているか確認し、その結果を伝える。  「確認したところ、回答は反映されております。ご協力ありがとうございました。」  ※再ログインした場合、「回答済み」表示がされる旨を伝えて回答者自身に確認していただくことも可能。	
37	「オンラインで回答するとメ ール等で確認が入るのか。」	「メールでの通知は行っておりません。オンライン上で回答後「回答完了」と出ますので、そちらでご確認ください。」	
38	「オンラインで回答したい が、どうしたらいいか。」	<ul> <li>①まずインターネットへ接続してください。</li> <li>②「厚生労働省 能力開発基本調査」で検索してください。検索結果に厚生労働省の調査告知ページが出ますのでクリックしてください。</li> <li>③告知画面の「オンラインで回答される方はこちらへ」と記載したボタンをクリックしてください。新しくウィンドウが出ます。</li> <li>④回答する調査種別(企業調査、事業所調査、個人調査のいずれか)を選び、クリックしてください。ログインページに移ります。</li> <li>⑤ログインページで、調査票表紙に記載している、ID7桁(個人調査の場合は10桁)とパスワード7桁を入力しログインしてください。</li> <li>⑥御社名が表示されるので、回答を開始してください。</li> </ul>	
39	「調査票を紛失してしまった ので、ID/パスワードが わからない。」	「それでは、確認のため、企業名(事業所名)と所在地をお教えください。」  ※対象名と住所を確認した上で、IDとパスワードを口頭で伝える。	

40	「ID、パスワードを入力し てもログインできない。」	<ul> <li>※入力モードを確認する         <ul> <li>「ログインの各種コードは、数字は半角、アルファベットは半角小文字での入力となります。恐れ入りますが再度ご確認の上、入力ください。」</li> </ul> </li> <li>※ログインする調査種別が間違っている             <ul> <li>「ログイン画面は、企業票・事業所票・個人票と3調査がございますが、お手元の調査票の色は何色でしようか。調査票が若草色なら企業票、レモン色なら事業所票、水色なら個人票のボタンとなりますので、お手数ですが、ご確認お願いします。」</li> </ul> </li> </ul>
41	「ID、パスワードを複数回 間違えると、ログインでき なくなるか。」	「パスワードを連続3回間違えて入力すると、その時点から24時間 経過するまでログインできなくなります。再度ログインできるよう に手配いたします。手配が完了しましたら、折り返し連絡差し上げ ます。」 ※対象のIDと社名と住所を確認した上で、システム担当者にロック 解除を依頼する。
42	「入力した情報が外部に漏れ ることはあるか。」	「登録された情報は厳重に管理され、調査終了後に消去しますの で、外部に漏れることはありません。」
43	「オンライン回答した場合の セキュリティを教えてほし い。」	「インターネットでの回答時には「SSL方式」により、通信の暗 号処理を施しています。また、システムはファイアーウォールで厳 重に管理しております。」
44	「推奨の動作環境等はあるのか。」	「マイクロソフト社のインターネットエクスプローラーの他、ファイアーフォックス、グーグルクロームが推奨です。それ以外のブラウザでは動作しない場合がありますので、お送りしている調査票へ直接記入していただくよう、お願いいたします。」
45	「URLを入力しても、調査票 の画面が表示されない。」	URLアドレスは、グーグルやヤフーの検索画面に表示されている検索バーではなく、「http」から始まるアドレスが表示されているアドレスバーに直接入力されておりますでしょうか。」 ⇒入力されていた場合 「"http" の後に「s」はついておりますでしょうか」 ⇒「s」が付いている場合 「URLを確認させていただきます。私が今から読みあげさせていただきます。御準備はよろしいでしょうか。」 ⇒正しく入力されていた場合 「パソコンに設定されているセキュリティのレベルは何になっておりますでしょうか。パソコン自体のセキュリティが高い場合、アクセスができません。御社の規則でセキュリティレベルを下げることができない場合、オンラインでの回答がかないません。大変申し訳ございませんが、紙の調査票でご回答いただけませんでしょうか。」 ※〈セキュリティ変更手順〉ツール〉インターネットオプション〉セキュリティタブ〉既定のレベル〉中、中低、低のいずれかに
46	「『○○が△△にアクセスしようとしています。許可しますか?』というポップアップが表示される。許可してもよいのか。」	「ポップアップで表示されているアドレスが、 〈https://www.surece.co.jp/2110nouryoku/〉の場合は、システムへ のアクセスとなりますので、許可をお願いいたします。」 「HTTPによる通信について、安全性(セキュリティ)の強化を目的 とした「https」を用いております。」

47	「保存機能がうまくできない。」 「保存したものが表示されない。」	「恐れ入ります。オンラインでの回答では、推奨環境での作業が必要になります。ご回答いただくパソコンは、インターネットエクスプローラー又はファイアーフォックス、グーグルクロームをご使用でしょうか。」 「推奨環境が整っていない場合は、回答できない場合がありますので、その場合は調査票にご記入いただく方法での回答をお願いいたします。」
48	「『次へ進む』を押しても、 次のページへ移らない。」	「必須回答の回答漏れが原因として考えられます。表示されたメッセージをご覧いただき、該当する設問に回答いただくよう、お願いいたします。」
49	(オンライン回答)「入力を間 違えたので修正したい(送 信前)。」	「送信前でしたら修正可能ですので、もう一度ログインしていただ き修正をお願い致します。」
50	「途中で回答を中断したい場合や中断した回答を再開した回答を再開したい場合は、どのようにすればよいか。」	「画面最下部の「一時中断」をクリックしてください。現在回答いただいた設問まで保存されます。また、再度ログインいただくと、前回中断した設問の画面が表示されますので、そのまま再開してください。」
51	(オンライン回答)「記入を間 違えたので修正したい (送 信後)」	①そちらで修正してくれと言われた場合⇒「申し訳ございません。他の設問への影響がある可能性があるので、再度ログインできるよう手配致しますので、再度ご回答をお願いいたします。」 ②お客様で直したいとおっしゃる場合⇒「それでは再度ログインできるよう手続きをとり、折り返しご連絡を差し上げますので、御社名と住所、企業もしくは事業所 ID をお教え下さい。」
52	「全ての質問に回答し『送信』 したが、回答を印刷するの を忘れた。回答送信後も回 答画面を確認・印刷するこ とは可能か。」	「セキュリティ上の観点から、一度送信ボタンを押し回答完了すると、その後は回答内容を見ることができないように設定されています。ご希望される場合は、再度ログインできるように手配いたしますので、御社名と住所、企業もしくは事業所 ID、ご連絡先をお教え下さい。手配が整いましたら改めてご連絡いたします。なお、回答内容をご確認されましたら、再度『送信』を押していただくようお願いいたします。」

	事 例	応 対 例
	被災・新	型コロナウイルス感染症等に関する照会事例
53	「被災(新型コロナウイルス 感染症)の影響で、ずいぶ ん事情が変わっている。被 災前と被災後の内容とどち らを記入すればよいか。」	「調査基準日を令和●年10月1日現在にしておりますので、注意書きがなければ令和●年10月1日現在のことについてご記入を、お願いいたします。」
54	「被災の影響で、記入のため の資料を紛失して記入でき ないところがある。どうし たらいいか。」	「どうしてもご記入できない場合は、余白にその理由を記載いただき、わかる範囲でお答えください。」
55	「被災(新型コロナウイルス 感染症)の影響で数字が、 通常と違うところが出てく るが良いか。」	「はい、そのままご回答ください。令和●年10月1日現在につい て、ありのままをお答えいただきたく存じます。」
56	「地震の復興が終わったわけ ではないのに、このような 調査をしている場合ではな いのでは。」	「大変恐縮でございます。被災された方には、心よりお見舞い申し上げます。ご懸念されているとおり、震災の被害を受けた方々に本調査の実施を強いることは心苦しいところであります。しかしながら、本調査は毎年実施している調査であり、継続的にデータを収集することが今後の施策のために大切なことと考え、震災の影響が未だ残る一部地域を除いた全国で実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。」
57	「新型コロナウイルス感染症 が収束したわけではないの に、このような調査をして いる場合ではないので は。」	「大変恐縮でございます。新型コロナウイルスが収束していない中、 本調査の実施を強いることは心苦しいところであります。しかしなが ら、本調査は毎年実施している調査であり、継続的にデータを収集す ることが今後の施策のために大切なことと考え、全国で実施しており ます。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。」
58	「地震の被害(他の災害被害も含む)で、今も調査どころではない。」	「申し訳ございません。ご提出いただかなくて結構でございます。 よろしければ調査票表紙の宛名の下にあります ID 番号(企業調査・事 業所調査の場合は7桁、個人調査の場合は10桁)と、御社名、お名前、 電話番号をお聞かせいただけますでしょうか。」

※震災以外にも、台風や竜巻、水害などの場合もその時々の状況を考慮して対応する。

	事 例	応 対 例	
59	「企業票表紙(事業所票表 紙)の法人番号がわからな い」	国税庁の法人番号公表サイト(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)上で検索いただくことが可能です。御不明な場合は空欄のままで構いません。	
60	「企業票問1(事業所票問 2)の従業員数には、役員 は含めるか。」	「役員は含めずに、ご回答をお願いします。」 ※兼任役員は含むので下記参照	
61	「企業票問1 (事業所票問2) の従業員数には、兼任 役員は含めるか。」	「兼任役員は含めて、ご回答をお願いします。」	
62	「企業票問1 (事業所票問2) の従業員数には、出産・育児・介護休暇中の従業員は従業員数に含むか。」	「従業員に含まれますので、含めてご回答をお願いいたします。」	
63	「企業票問1(事業所票問2) では派遣労働者は正社員以 外という扱いでよいか。」 <b>※派遣先からの問合せの場合</b>	「派遣会社から派遣されている派遣労働者は、直接雇用されていないことから正社員・正社員以外のいずれにも含めないでご回答をお願いいたします。」	
64	「企業票問1(事業所票問2) で、当社は派遣会社である が、派遣登録している人間 はどこに含めるか。」 ※派遣元からの問合せの場合	「派遣登録されているのみの場合は、従業員として直接雇用しているわけではありませんので、正社員・正社員以外のいずれにも含めないでご回答をお願いいたします。」	
65	「企業票問1(事業所票問2) で、当社は派遣会社である が、外部に派遣している人 間はどこに含めるか。」 <b>※派遣元からの問合せの場合</b>	「外部に派遣されている場合でも、貴社での処遇に応じて、正社員あ るいは正社員以外のいずれかに含めてご回答をお願いいたします。」	
66	「企業票問1(事業所票問2) で、当社は派遣会社である が、派遣登録している人間 を自社で雇用しているが、 従業員数に含めるか。」 ※派遣元からの問合せの場合	「自社に登録している派遣社員を自社で雇用している場合は、正社 員以外に含めてご回答をお願いします。」	
67	「企業票問1(事業所票問2) では出向している従業員は どこに含めて回答すれば良 いか。」	「出向は、出向をする側、又はされる側のどちらの場合も、正社員・ 正社員以外に含めないでご回答をお願いいたします。」	
68	「企業票問2で、外部実施しているセミナーへの参加はOFF-JTに含まれるか。」	「含まれますので、含めてご回答をお願いいたします。」	

69	「企業票問2 (1) には、奨励金、交通費、日当、食事は費用に含まれるのか。」	「会社がOFF-JTまたは自己啓発でかかる費用として計上しているものは含まれますので、含めてご回答をお願いいたします。」
70	「企業票問2(1)で、教育 訓練費用には外部が実施し ているセミナーへの参加料 は含まれるのか。」	「含まれますので、含めてご回答をお願いいたします。」
71	「企業票問2(1)で、OFF- JTの費用の内訳が正確にだ せない(出ない)。」	「概算で結構ですのでご回答をお願いいたします。」
72	「企業票問2(1)の0FF-JT の費用支出について、業務 で必要な資格・免許を業務 命令で取らせている場合は 含めるか。」	「その様な場合は含めてご回答をお願いします。」
73	「企業票問2 (1) の0FF-JT の費用支出について、当社 では自己啓発手当を一律支 給しているが、その費用は 含まれるか。」	「自己啓発手当も含めてご回答をお願いします。」
74	「企業票問5 (1)の事業内職業能力開発計画は作成していないが、年間教育計画を立てている。これは該当するか。」	「職業能力開発促進法第11条に基づき作成された『事業内職業能力開発計画』のみ該当します。」  (参考・事業内職業能力開発計画とは何か問われた場合の回答例) 「事業内職業能力開発計画の様式や記載内容に特に定めはございませんが、会社の経営理念や人材育成の基本方針、雇用管理の方針、各職務に必要な職業能力、教育訓練体系図などを記載することが一般的です。また、作成された場合は社内において周知する必要がございます。」
75	「企業票問5 (1)職業能力 開発促進法第11条とは何 か。作成しない場合、罰則 等はあるか。	「従業員の能力向上または開発のために年間を通して計画をたて、 それにそって研修などを行うことを推進するもので、計画の作成 や、その周知のための担当者を置くことと推進されていますが、特 に作成していないからといって <b>罰則がつくものではございません</b> 。」
76	「企業票問6 (1)の職業能力開発推進者に該当するかわからないが、そういった意味のことを行っている担当者がいる場合はどのように回答したら良いか。」	「各都道府県にある職業能力開発協会に『職業能力開発推進者選任調べ』という書類を提出されている場合は、職業能力開発推進者の選任をしていることになります。」 ※慣習ではなく、書類を出していることが重要
77	「企業票問7 (1)の教育訓練休暇制度に年次有給休暇を含めないとあるが、教育訓練で休む際に年次休暇で消化するよう勧めている場合は導入されていることになるか?」	「導入していない」をご回答ください。あくまでも年次有給休暇と は別に設けられている休暇のことです。(※介護休暇、育児休暇等と 同じように)」

		<del>,</del>
78	「企業票問7 (2)の教育訓練短時間勤務制度について、制度として実施してないが、個別に対応している。この場合は導入している、として良いか。」	「導入している」とご回答ください。
79	「企業票問7 (2)の教育訓練短時間勤務制度について、制度として設けていないが、現場での研修後、直帰することを認めている。教育訓練短時間勤務制度とみなすのか。」	「本制度は勤務時間を短縮して教育訓練を行うことをいい、この場合は教育訓練のための短時間勤務ではないため、教育訓練短時間勤務制度とは見なしません。」
80	「事業所票問3の離職者数 に、解雇した従業員は含ま れるか。」	「解雇した従業員数も含めてご回答ください。」
81	「事業所票問4の、OFF-JTと OJTの違いについて教えてほ しい。」	調査票に説明書きが記載されているので、参照しご説明する。
82	「事業所票問4(1)の新入 社員というのは新卒の社員 のことか。」	「入社3年以内の社員についてのことです。」
83	「事業所票問4 (3)の選択 肢1の『新規採用者など初 任層を対象とする研修』と あるが具体的にはどのよう な研修か。」	「研修の内容は特に問いません。設問文にある通り、新規採用者などの初任層の従業員を対象とした研修があれば、それが該当します。」
84	「事業所票問4(3)で『技能の習得』といった選択肢があるが、具体的にどのようなOFF-JTが該当するのか。」	「『技能の習得』については単に工作機械等の操作を習得するものではなく、より良い製品等を作るために更なるスキルの向上・習熟を目指すための研修を想定しています。」
85	「個人票表紙の個人情報記入 箇所は、なぜ記入が必要 か。」	「ご記入いただいた内容に、不明点等があった場合に直接お問い合わせさせていただくために、ご記入をお願いしております。本調査で得た情報については本調査のみに使用させていただきますので、他の目的には一切使用せず、ご迷惑をおかけすることはございません。ご記入のほど、よろしくお願いいたします。」

## 令和●年度能力開発基本調査(企業調査)

## トークスクリプト(調査票の到着確認)

お忙しいところ恐れ入ります。私、厚生労働省が実施しております、能力開発基本調査事務局の●●と申します。 現在実施している統計調査の件で、先日御社宛に「人事・総務ご担当者様」という宛名で緑色の調査票をお送りしましたが、ご担当者様は ご在席ですか?

▼ 担当わからない・取り次いでもらえない

#### 【調査票の行方を確認】

「先日、緑色の封筒でお送りしておりますが、お手元に届いていらっしゃいますか?」 「「人事・総務ご担当者様」という宛名で御社へ調査票をお送りしておりまして、この件でのお電話なのですが、お受け取りになられている方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

◆「調査の件で…」とあいまいな言い方はせず、「すでに郵送されている調査票の件」でお尋ねしている旨をしっかりお伝えすることで、営業の電話ではない、とわかっていただく事が取次いただくための重要なポイント。

♥ 担当わからない・取り次いでもらえない

### 【調査内容に関する部署を探す】

御社でお勤めの『従業員の人数』や『従業員の方への研修の実施状況』についてお尋ねする調査内容なのですが、こちらに ついてお分かりになられる方へお取次願えますか。」 取り次ぎOK

担当わからない・取り次いでもらえない

電話応対者の方に、電話を掛けた趣旨を伝える

【趣旨】この度、「令和●年度 能力開発基本調査」のアンケート票を お送りさせていただきました。お手元に届きましたら、是非アンケート ご記入にご協力いただきたいというお願いのお電話をさせていただ いております。

#### 【調査対象であるか確認】

「本日お電話差し上げましたのは、調査の御協力のお願いに先立ちまして、調査票をお送りした件で確認があってお電話しました。この調査は、従業員数30人以上の企業を対象に実施しておりますが、30人以上いらっしゃるかお聞きしたいのですが。」

- ◆従業員数30人以上の定義は、正社員+非正社員合計を指す。従業員とは、「対象企業に直接雇用されている人」とする。
- ◆電話応対者より「わからない」、と言われた場合、このお尋ねについてわかる人に電話を取り次いでもらいたいと伝える。

【30人未満(規模外)·廃業·休業】 ※結果【4】【5】【8】

左様でございますか。大変失礼いたしました。

(こちらの調査は従業員数30人以上の企業を対象として実施しておりますため)お手元に調査票がございましたら破棄していただいて結構でございます。この度はお忙しい中お時間いただきまして、誠にありがとうございました。

#### 【合併】

左様でございますか。この度調査票をお送りしましたのは、●●●(企業名読み上げる)様宛ですが、こちらの企業は存続会社でしょうか?

(存続会社=合併した側であれば引き続き、対象)

【 2.留守電 】 3.不通 】 4.廃業 】 5.休業 】 6.対象外業種 】 7.宛先不明 】 8.規模外

<結果フラグ>

1.コールのみ

10.その他事情 11.担当者不在 12.返送済み 13.返送了承

14.返送未定 外業種 15.再送付 不明 16.調査拒否 外 17.その他

9.合併

【存続会社】調査対象

【消滅会社】調査対象外 ※結果【9】

#### 【30人以上いる:調査協力依頼】

承知いたしました。それでは、先日ご郵送いたしましましたこちらの調査について、ぜひ御協力をお願いしたいのですが。 (確認がとれていなかったら)調査票はお手元に届いておりますでしょうか。

- ◆担当者不在でわからない場合⇒伝言へ ※結果【11】
- ・後日かけ直すので、この件について誰宛に電話をしたら良いかと「担当者情報を聞く」
- ・担当者情報を仕入れたら、電話応対者に対し、今日電話した趣旨をその方へ伝言いただくようお願いする。

#### ★ 【返送済み】 ※結果【12】

「左様でございましたか。入れ違いの電話で大変失礼いたしました。 「早々に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。」

#### ★届いている【返送了承】【返送未定】※結果【13】【14】

「この調査は厚生労働省が実施しております、我が国の企業の能力開発の実態を明らかにする ことを目的としている調査となり、国の政策を決める上で基礎資料とさせていただく大切な調査で すので、是非ご協力くださいますようお願いいたします。

★調査票が見当たらない【再送付】※結果【15】

「それでは再発送の手続きを取らせていただきます。」

## ★担当者不在(届いているかもよくわからない)⇒伝言 ※結果【11】 左様でございますか。

(再度調査の説明 厚生労働省が実施する「令和●年度 能力開発基本調査」について連絡させていただきました。令和● 年10月1日に、人事・総務ご担当者様宛てに調査票を発送させていただいており、調査票がお手元に届いてるかご確認さ せて頂きたくご連絡差し上げました。)

このアンケート調査は、我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを 目的とするもので、調査結果は国の今後の政策運営などのための基礎資料とさせていただく、大切な調査です。お手数をお 掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さいますようご担当者様にご伝言お願いいたします。お忙しい中、 ありがとうございました。失礼いたします。

(日時・担当者名の確認を忘れずに)

#### ★拒否 **※結果**【16】

「従業員のみなさまへの教育についての実施状況をお聞きする調査で、今後の国の施策を検討する際の基礎資料となる大切 な調査です。当てはまる選択肢に〇をつけていただくという簡単なものですので、ぜひ御協力をお願いいたします。」

#### ※調査車が届いていない場合

「もう1度調査票を御社へご郵送させていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、一度調査票の中身をお目通しいただ きご検討だけでもお願いします。」

- ◆できるかぎり再送付へ持ち込む様に説得を試みる。
- ◆強い拒否の場合は、トラブルにならないように無理はしない。

### 【再送付手続き】

「送付先の郵便番号から伺ってもよろしいでしょうか。続いて宛先をお伺いしますが、**どなた様宛**にお送りすればよろしいでしょうか。

最後にご記入いただく**ご担当者様のお名前**をお願いいたします。 ありがとうございます。早速お手配させていただきます。また、調査票には、調査票の提出いただく方法について、同封の返信用封 筒による郵送提出の他、**オンライン回答も可能です**ので、ご確認いただき御協力よよろしくお願いいたします。」

#### 終話(良い印象で終わりましょう)

この度はお忙しい中お時間いただきましてありがとうございました。私●●が承りました。

(最後まで先方が名乗られていない場合のみ)失礼ですが、お名前を教えていただけますでしょうか。●●様この度はありがとうございました。

## 令和●年度能力開発基本調查(企業調查)

## トークスクリプト(督促)

お忙しいところ恐れ入ります。私、厚生労働省が実施しております、能力開発基本調査事務局の●●と申します。 現在実施している統計調査の件で、先日御社宛に「人事・総務ご担当者様」という宛名で緑色の調査票をお送りしましたが、ご担当者様は ご在席ですか?

世当わからない・取り次いでもらえない

#### 【調査票の行方を確認】

「先日、緑色の封筒でお送りしておりますが、お手元に届いていらっしゃいますか?」 「「人事・総務ご担当者様」という宛名で御社へ調査票をお送りしておりまして、この件でのお電話なのですが、お受け取りになられている方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

◆「調査の件で…」とあいまいな言い方はせず、「すでに郵送されている調査票の件」でお尋ねしている旨をしっかりお伝え することで、営業の電話ではない、とわかっていただく事が取次いただくための重要なポイント。

担当わからない・取り次いでもらえない。

#### 【調査内容に関する部署を探す】

御社でお勤めの『従業員の人数』や『従業員の方への研修の実施状況』についてお尋ねする調査内容なのですが、こちらに ついてお分かりになられる方へお取次願えますか。」 取り次ぎOK

担当わからない・取り次いでもらえない

電話応対者の方に、電話を掛けた趣旨を伝える

【趣旨】この度、「令和●年度 能力開発基本調査」のアンケート票を お送りさせていただきました。お手元に届きましたら、是非アンケート ご記入にご協力いただきたいというお願いのお電話をさせていただ いております。

#### 【調查協力依頼】

先日、企業全体についてお答えいただく緑色の調査票をお送りしており、ご回答をお願いしたく、ご連絡差し上げました。年末のお忙しいところ恐れ入りますが、国の重要な調査ですので是非ご協力お願いいたします。

(確認がとれていなかったら)調査票はお手元に届いておりますでしょうか。

- ◆担当者不在でわからない場合⇒伝言へ **※結果【11】**
- ・後日かけ直すので、この件について誰宛に電話をしたら良いかと「担当者情報を聞く」
- ・担当者情報を仕入れたら、電話応対者に対し、今日電話した趣旨をその方へ伝言いただくようお願いする。

<結果フラグ>

1.コールのみ

2.留守電 11.担当者不在

3.不通

12.返送済み 13.返送了承

10.その他事情

4.廃業 5.休業

14.返送未定

6.対象外業種

15.再送付 16.調査拒否

1 7.宛先不明1 8.規模外

17.その他

Ⅰ 9.合併

#### ★ 【返送済み】 ※結果【12】

「左様でございましたか。入れ違いの電話で大変失礼いたしました。」 「早々に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。」

★届いている【返送了承】【返送未定】 ※結果【13】【14】

「この調査は厚生労働省が実施しております、我が国の企業の能力開発の実態を明らかにする ことを目的としている調査となり、国の政策を決める上で基礎資料とさせていただく大切な調査で すので、是非ご協力くださいますようお願いいたします。

★調査票が見当たらない【再送付】※結果【15】

「それでは再発送の手続きを取らせていただきます。」

★担当者不在(届いているかもよくわからない)⇒伝言 ※結果【11】

左様でございますか。

(再度調査の説明 厚生労働省が実施する「令和●年度 能力開発基本調査」について連絡させていただきました。令和● 年10月1日より順次、人事・総務ご担当者様宛てに調査票を発送させていただいており、調査票がお手元に届いてるかご確 認させて頂きたくご連絡差し上げました。)

このアンケート調査は、我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを 目的とするもので、調査結果は国の今後の政策運営などのための基礎資料とさせていただく、大切な調査です。お手数をお 掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さいますようご担当者様にご伝言お願いいたします。お忙しい中、 ありがとうございました。失礼いたします。

(日時・担当者名の確認を忘れずに)

#### ★拒否 **※結果**【16】

「従業員のみなさまへの教育についての実施状況をお聞きする調査で、今後の国の施策を検討する際の基礎資料となる大切 な調査です。当てはまる選択肢に〇をつけていただくという簡単なものですので、ぜひ御協力をお願いいたします。」

#### ※調査票が届いていない場合

「もう1度調査票を御社へご郵送させていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、一度調査票の中身をお目通しいただ きご検討だけでもお願いします。」

- ◆できるかぎり再送付へ持ち込む様に説得を試みる。
- ◆強い拒否の場合は、トラブルにならないように無理はしない。

#### 【再送付手続き】

「送付先の郵便番号から伺ってもよろしいでしょうか。続いて宛先をお伺いしますが、どなた様宛にお送りすればよろしいでしょうか。

筒による郵送提出の他、オンライン回答も可能ですので、ご確認いただき御協力よよろしくお願いいたします。」

#### 終話(良い印象で終わりましょう)

年末のお忙しい中お時間いただきましてありがとうございました。私●●が承りました。**また、調査票に記載されている提出期限を過ぎてお** りますが、年内まで回収を受け付けておりますので、調査への御協力お願いいたします。

(最後まで先方が名乗られていない場合のみ)失礼ですが、お名前を教えていただけますでしょうか。●●様この度はありがとうございました。 ◆担当者も応対者もうまく情報がつかめない場合は、最後に何とか応対者の名前は掴むこと。

## 令和●年度能力開発基本調査(事業所調査)

## トークスクリプト(調査票の到着確認)

お忙しいところ恐れ入ります。私、厚生労働省が実施しております、能力開発基本調査事務局の●●と申します。 現在実施している統計調査の件で、先日御社宛に「人事・総務ご担当者様」という宛名で黄色の調査票をお送りしましたが、ご担当者様は \*在度ですか?

世当わからない・取り次いでもらえない

#### 【調査票の行方を確認】

「先日、黄色色の封筒でお送りしておりますが、お手元に届いていらっしゃいますか?」 「「人事・総務ご担当者様」という宛名で御社へ調査票をお送りしておりまして、この件でのお電話なのですが、お受け取りに なられている方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

◆「調査の件で…」とあいまいな言い方はせず、「すでに郵送されている調査票の件」でお尋ねしている旨をしっかりお伝え することで、営業の電話ではない、とわかっていただく事が取次いただくための重要なポイント。

↓ 担当わからない・取り次いでもらえない。

#### 【調査内容に関する部署を探す】

御社でお勤めの『従業員の人数』や『従業員の方への研修の実施状況』についてお尋ねする調査内容なのですが、こちらに ついてお分かりになられる方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

担当わからない・取り次いでもらえない

電話応対者の方に、電話を掛けた趣旨を伝える

【趣旨】この度、「令和●年度 能力開発基本調査」のアンケート票を お送りさせていただきました。お手元に届きましたら、是非アンケート ご記入にご協力いただきたいというお願いのお電話をさせていただ いております。

#### 【調査対象であるか確認】

「本日お電話差し上げましたのは、調査の御協力のお願いに先立ちまして、調査票をお送りした件で確認があってお電話しました。この調査は、従業員数30人以上の事業所を対象に実施しておりますが、30人以上いらっしゃるかお聞きしたいので

- ◆従業員数30人以上の定義は、正社員+非正社員合計を指す。従業員とは、「対象企業に直接雇用されている人」とする。
- ◆電話応対者より「わからない」、と言われた場合、このお尋ねについてわかる人に電話を取り次いでもらいたいと伝える。

【30人未満(規模外)・廃業・休業】 ※結果【4】【5】【8】

左様でございますか。大変失礼いたしました。

(こちらの調査は従業員数30人以上の企業を対象として実施しておりますため)お手元に調査票がございましたら 破棄していただいて結構でございます。この度はお忙しい中お時間いただきまして、誠にありがとうございました。

左様でございますか。この度調査票をお送りしました のは、●●●(企業名読み上げる)様宛ですが、こち らの企業は存続会社でしょうか?

(存続会社=合併した側であれば引き続き、対象)

3.不通 4. 廃業 5.休業 6.対象外業種 7.宛先不明 8.規模外

<結果フラグ>

1.コールのみ

2.留守電

11.担当者不在 12.返送済み 13. 返送了承 14. 返送未定 15.再送付

16.調査拒否

17.その他

10.その他事情

9.合併

【存続会社】調査対象

【消滅会社】調査対象外 ※結果【9】

#### 【30人以上いる:調査協力依頼】

承知いたしました。それでは、先日ご郵送いたしましましたこちらの調査について、ぜひ御協力をお願いしたいのですが。 (確認がとれていなかったら)調査票はお手元に届いておりますでしょうか。

- ◆担当者不在でわからない場合⇒伝言へ ※結果【11】
- ・後日かけ直すので、この件について誰宛に電話をしたら良いかと「担当者情報を聞く」
- ・担当者情報を仕入れたら、電話応対者に対し、今日電話した趣旨をその方へ伝言いただくようお願いする。

#### ★【返送済み】※結果【12】

「左様でございましたか。入れ違いの電話で大変失礼いたしました。早々にご協力いただきましてありがとうございます。」 個人調査依頼

「こちらの調査は、同時に個人調査という事業所内の正社員、正社員以外のそれぞれ数名程度の方にご記入いただく調査 があり、従業員様それぞれご記入いただいた用紙を個別に返送いただく方法をとっております。11月中旬頃に必要分の返 信用封筒を含めた水色の調査票一式を郵送でお送りいたします。お配りいただくだけで結構ですので、こちらもご協力お願 いいたします。」

#### ★届いている【返送了承】【返送未定】※結果【13】【14】

「この調査は厚生労働省が実施しております、我が国の企業の能力開発の実態を明らかにする ことを目的としている調査となり、国の政策を決める上で基礎資料とさせていただく大切な調査で すので、是非ご協力くださいますようお願いいたします。

★調査票が見当たらない【再送付】※結果【15】

「それでは再発送の手続きを取らせていただきます。」

### ★担当者不在(届いているかもよくわからない)⇒伝言 ※結果【11】

左様でございますか。

(再度調査の説明 厚生労働省が実施する「令和●年度 能力開発基本調査」について連絡させていただきました。令和● 年10月1日に、人事・総務ご担当者様宛てに調査票を発送させていただいており、調査票がお手元に届いてるかご確認さ せて頂きたくご連絡差し上げました。)

このアンケート調査は、我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを 目的とするもので、調査結果は国の今後の政策運営などのための基礎資料とさせていただく、大切な調査です。お手数をお 掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さいますようご担当者様にご伝言お願いいたします。お忙しい中、 ありがとうございました。失礼いたします。

(日時・担当者名の確認を忘れずに)

### **★**拒否 **※結果**【16】

「従業員のみなさまへの教育についての実施状況をお聞きする調査で、今後の国の施策を検討する際の基礎資料となる大切 な調査です。当てはまる選択肢に〇をつけていただくという簡単なもので すので、ぜひ御協力をお願いいたします。」

#### ※調査票が届いていない場合

「もう1度調査票を御社へご郵送させていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、一度調査票の中身をお目通しいただ きご検討だけでもお願いします。」

- ◆できるかぎり再送付へ持ち込む様に説得を試みる。
- ◆強い拒否の場合は、トラブルにならないように無理はしない。

## 【再送付手続き】

「送付先の郵便番号から伺ってもよろしいでしょうか。続いて宛先をお伺いしますが、どなた様宛にお送りすればよろしいでしょうか。 最後にご記入いただく**ご担当者様のお名前**をお願いいたします。 ありがとうございます。早速お手配させていただきます。また、調査票には、調査票の提出いただく方法について、同封の返信用封

筒による郵送提出の他、**オンライン回答も可能**ですので、ご確認いただき御協力よよろしくお願いいたします。」

### 終話(良い印象で終わりましょう)

この度はお忙しい中お時間いただきましてありがとうございました。私●●が承りました。 (最後まで先方が名乗られていない場合のみ)失礼ですが、お名前を教えていただけますでしょうか。●●様この度はありがとうございました。

### 令和●年度能力開発基本調査(事業所調査)

#### トークスクリプト(督促)

お忙しいところ恐れ入ります。私、厚生労働省が実施しております、能力開発基本調査事務局の●●と申します。 現在実施している統計調査の件で、先日御社宛に「人事・総務ご担当者様」という宛名で黄色の調査票をお送りしましたが、ご担当者様は ご在席ですか?

世当わからない・取り次いでもらえない

#### 【調査票の行方を確認】

「先日、黄色の封筒でお送りしておりますが、お手元に届いていらっしゃいますか?」 「「人事・総務ご担当者様」という宛名で御社へ調査票をお送りしておりまして、この件でのお電話なのですが、お受け取りに なられている方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

◆「調査の件で…」とあいまいな言い方はせず、「すでに郵送されている調査票の件」でお尋ねしている旨をしっかりお伝え することで、営業の電話ではない、とわかっていただく事が取次いただくための重要なポイント。

↓ 担当わからない・取り次いでもらえない。

#### 【調査内容に関する部署を探す】

御社でお勤めの『従業員の人数』や『従業員の方への研修の実施状況』についてお尋ねする調査内容なのですが、こちらに ついてお分かりになられる方へお取次願えますか。」

取り次ぎOK

担当わからない・取り次いでもらえない

電話応対者の方に、電話を掛けた趣旨を伝える

【趣旨】この度、「令和●年度 能力開発基本調査」のアンケート票を お送りさせていただきました。お手元に届きましたら、是非アンケート ご記入にご協力いただきたいというお願いのお電話をさせていただ いております。

先日、事業所についてお答えいただく黄色の調査票をお送りしており、ご回答をお願 いしたく、ご連絡差し上げました。年末のお忙しいところ恐れ入りますが、国の重要な 調査ですので是非ご協力お願いいたします。

(確認がとれていなかったら)調査票はお手元に届いておりますでしょうか。

- ◆担当者不在でわからない場合⇒伝言へ ※結果【11】
- ・後日かけ直すので、この件について誰宛に電話をしたら良いかと「担当者情報を 聞く」
- ・担当者情報を仕入れたら、電話応対者に対し、今日電話した趣旨をその方へ伝 言いただくようお願いする。

く結果フラグ>

1.コールのみ

2.留守電 3.不通

12.返送済み 4.廃業 13.返送了承

5.休業 6.対象外業種

14.返送未定 15.再送付

7.宛先不明

16.調査拒否 17.その他

10.その他事情

11.担当者不在

■ 8.規模外

Ⅰ 9.合併

#### ★【返送済み】※結果【12】

「左様でございましたか。入れ違いの電話で大変失礼いたしました。早々にご協力いただきましてありがとうございます。」 個人調査依頼

「こちらの調査は、同時に個人調査という事業所内の正社員、正社員以外のそれぞれ数名程度の方にご記入いただく調査があり、従業員様それぞれご記入いただいた用紙を個別に返送いただく方法をとっております。後日、必要分の返信用封筒を含めた水色の調査票一式を郵送でお送りいたします。お配りいただくだけで結構ですので、こちらもご協力お願いいたします。」

#### ★届いている【返送了承】【返送未定】※結果【13】【14】

「この調査は厚生労働省が実施しております、我が国の企業の能力開発の実態を明らかにすることを目的としている調査となり、国の政策を決める上で基礎資料とさせていただく大切な調査ですので、是非ご協力くださいますようお願いいたします。

#### ★調査票が見当たらない【再送付】<br/> ※結果【15】

「それでは再発送の手続きを取らせていただきます。」

※「紛失した」「捨てた」等も【再送付】とする

#### ★担当者不在(届いているかもよくわからない)⇒伝言 **※結果【11】**

左様でございますか。

(再度調査の説明 厚生労働省が実施する「令和●年度 能力開発基本調査」について連絡させていただきました。令和●年10月1日より順次、人事・総務ご担当者様宛てに調査票を発送させていただいており、調査票がお手元に届いてるかご確認させて頂きたくご連絡差し上げました。)

このアンケート調査は、我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とするもので、調査結果は国の今後の政策運営などのための基礎資料とさせていただく、大切な調査です。お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さいますようご担当者様にご伝言お願いいたします。お忙しい中、ありがとうございました。失礼いたします。

(日時・担当者名の確認を忘れずに)

#### ★拒否 ※結果【16】

「従業員のみなさまへの教育についての実施状況をお聞きする調査で、今後の国の施策を検討する際の基礎資料となる大切な調査です。当てはまる選択肢に〇をつけていただくという簡単なものですので、ぜひ御協力をお願いいたします。」

#### ※調査票が届いていない場合

「もう1度調査票を御社へご郵送させていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、一度調査票の中身をお目通しいただきご検討だけでもお願いします。」

- ◆できるかぎり再送付へ持ち込む様に説得を試みる。
- ◆強い拒否の場合は、トラブルにならないように無理はしない。

#### 【再送付手続き】

「送付先の郵便番号から伺ってもよろしいでしょうか。続いて宛先をお伺いしますが、どなた様宛にお送りすればよろしいでしょうか。 最後にご記入いただくご担当者様のお名前をお願いいたします。

ありがとうございます。早速お手配させていただきます。また、調査票には、調査票の提出いただく方法について、同封の返信用封 筒による郵送提出の他、**オンライン回答も可能です**ので、ご確認いただき御協力よよろしくお願いいたします。」

#### 終話(良い印象で終わりましょう)

年末のお忙しい中お時間いただきましてありがとうございました。私●●が承りました。**また、調査票に記載されている提出期限を過ぎておりますが、年内まで回収を受け付けておりますので**、調査への御協力お願いいたします。

(最後まで先方が名乗られていない場合のみ)失礼ですが、お名前を教えていただけますでしょうか。●●様この度はありがとうございました。 ◆担当者も応対者もうまく情報がつかめない場合は、最後に何とか応対者の名前は掴むこと。 ◆メールアドレスの送付元:●●@xxxx. co. jp

◆メールの題名:令和●年度能力開発基本調査 ~ 事業所調査へのご回答のお礼と個人調査へのご協力のお願い ~

◆添付ファイル:個人票回答者へ督促を行う際のメールひな型案(ファイル名は仮)

\_\_\_\_\_\_

#### 事業所名(差込)

ご担当者(差込)様

#### 謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

過日は、厚生労働省が実施する「令和●年度能力開発基本調査」の「事業所調査」にご協力賜り、まことにありがとうございました。

さて、このたびは本調査における<u>個人調査(貴事業所の従業員様個人に対する統計調査)の実施</u>に伴い、まことに勝手ながらメールを差し上げました。

先日、お手元にお届けいたしました個人票(水色の調査用紙)につきまして<u>、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、個人調査への回答率向上のため、ぜひ「個人票をお配りした従業員様へご返送のお声掛け」にご協力</u>をお願いいたします。

<u>また、従業員様へのお声掛けについては、別添のひな型を用いて、事業所内でのメール等をご活用いただけれ</u>ばと存じます。

※メールをご利用される場合は、BCCにて送信いただくなどの対応もご検討ください。

#### 【調査対象数】

貴事業所において個人調査へのご協力をお願いしたい人数は、正社員・正社員以外別で、以下のとおりです。

正社員 3 (差込) 名様分 正社員以外 4 (差込) 名様分

貴事業所並びにご担当者様におかれましては、日々、多くの統計調査にご協力を賜り、あらためて御礼申し上げます。ご回答に際してはご負担をおかけすることも多く、まことに恐縮ではございますが、本調査の趣旨に何卒ご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

なお、従業員様用の個人票(水色の調査用紙)がお手元に届いていない場合や従業員様への配付前に紛失された場合、従業員様から回答前に紛失された旨申し出があった場合は、事務局からあらためてお届けいたしますので、下記までご連絡くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

#### 【オンライン回答画面URL】

本調査は、調査用紙に記載しているID・パスワードにて、オンライン回答も可能です。

オンライン回答ページへのURL

謹白

※このメールは、厚生労働省が実施する統計調査「令和3年度 能力開発基本調査」の「事業所票」をご回答いただきましたご担当者様にお送りしております。

【厚生労働省能力開発基本調査事務局】

(署名記載)

◆添付ファイル:個人票回答者へ督促を行う際のメールひな型案<mark>(ファイル名は仮)</mark>

◆メールの題名:令和●年度能力開発基本調査~個人調査へのご協力のお願い~

アンケート調査ご協力のお願い(調査対象となっている皆さまにBCCで送信しています)。

現在、厚生労働省が実施している「令和3年度能力開発基本調査」(個人調査)の回答依頼を受けています。つきましては、ご多用の折まことに恐縮ではございますが、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

本調査は、調査用紙に記載しているID・パスワードにて、オンライン回答も可能です。

【オンライン回答画面URL】

URL: オンライン回答ページへのURL

- ※ アンケートの所要時間は7分程度です。
- ※ アンケート回答期限は●月●日(●)です。

以下、厚生労働省より調査協力依頼文です。

本調査は、事業所及び従業員の方お一人おひとりにおかれます人材育成への取組や課題をお伺いし、今後の人材開発行政の基礎資料とすることを目的として実施しております。

ご回答いただいた内容につきましては、統計的に処理いたしますので、貴事業所及び個人のお名前やご意見等がお勤めの事業所や外部に出ることは一切ございません。また、本調査内容を目的外に使用したり、転用したりすることも一切ございませんので、ありのままのご意見をお聞かせ下さい。

従業員様用の個人票(水色の調査用紙)を紛失された場合には、あらためてお届けいたしますので、事業所ご 担当者様へご連絡いただきますようお願いいたします。

ご多用の折まことに恐縮ではございますが、本調査の趣旨をお汲み取りいただき、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本メールと行き違いで先にご回答いただいた場合は、何卒ご容赦願います。

#### 工程検査チェックリスト目次

シートNo.	種別
1	検査(印刷)
2	検査(データ入力)
3	検査(集計)
4	検査(データ処理・システム)
5	検査(報告書作成)
6	督促架電
7	日々チェック項目

### 1. 工程検査チェックリスト【印刷(受入検査・中間検査・最終検査)】

業務番号:		
王松本一.		
<b>不</b> 17 田 <b>つ</b> .		

要否 No	項目	スタッフ	業務担当者	業務管理者	要	否 No	項目	スタッフ	業務担 当者	業務管理者
1	部数はあっているか。		/	/	<u></u> ↓ L	1	外注先への現地確認		/	/
2	用紙サイズはあっているか		/	/	<u></u> ↓ L	2	作業部屋の独立		/	/
3	製本方法はあっているか		/	/		3	作業者の作業内容の理解		/	/
4	目次・タイトルに間違いはないか		/	/	<u> </u>	4	抜き取り検査		/	/
5	章立てはあっているか		/	/	<u> </u>	5			/	/
6	ページに重複、漏れはないか。		/	/		6			/	/
7	表紙の色に間違いはないか。		/	/	<u> </u>	7			/	/
8	中扉の色は指示どおりか		/	/		8			/	/
9	紙質は指示どおりか		/	/		9			/	/
10	張合ミスはないか		/	/	ļL	10			/	/
11	版下(校正原稿)とあっているか		/	/	↓L	11			/	/
12	乱丁、インクのにじみはないか		/	/	l L	12			/	/
13	2重印刷、印刷モレがないか		/	/	l L	13			/	/
14	データ変換が問題なくできているか		/	/	l L	14			/	/
15	メールアドレスに誤りはないか		/	/	l L	15			/	/
16	電話番号に誤りはないか		/	/	l L	16			/	/
17	FAX番号に誤りはないか		/	/	l L	17			/	/
18	URLに誤りはないか		/	/	l L	18			/	/
19	バーコードは問題なく読みとれるか		/	/	l L	19			/	/
20	読みとったバーコード情報と対象の紐づけが問題なくされているか		/	/		20			/	/
21	メールの送信テストを複数人でチェックしたか		/	/		21			/	/
22			/	/		22			/	/
23			/	/		23			/	/
24			/	/		24			/	/
25			/	/		25			/	/

完了証印	完了証印	/	
------	------	---	--

### 2. 工程検査チェックリスト【データ入力(受入検査・中間検査・最終検査)】

業務番号:	
<b>不勿田 つ・</b>	

要否	No	項目	スタッフ	業務担当 者	業務管理 者
	1	ファイル形式はあっているか		/	/
	2	SA、MAは指定どおりか		/	/
	3	半角全角は指示どおりか		/	/
	4	修正指示が正しく反映されているか		/	/
	5			/	/
	6			/	/
	7			/	/
	8			/	/
	9			/	/
	10			/	/
	11			/	/
	12			/	/
	13			/	/

要否	No	項目	スタッフ	業務担当 者	業務管理 者
	1			/	/
	2			/	/
	3			/	/
	4			/	/
	5			/	/
	6			/	/
	7			/	/
	8			/	/
	9			/	/
	10			/	/
	11			/	/
	12			/	/
	13			/	/

完了証印 / /
----------

## 3. 工程検査チェックリスト【集計(受入検査・中間検査・最終検査)】

### 業務番号:

完了証印

要否 ハ	No	項目	スタッフ		業務管 理者	要召	<u> </u>	No	項目	スタッフ	業務担 当者	業務管理者
	1	エラーチェック(サンプル数)		/	/			1	事業所票の有効回答数を確定させる		/	/
	2	エラーチェック(範囲、カテコ゚リー、最大最小、数値、単位)		/	/			2	クロス集計をかけて各層の件数を出力確認する		/	/
	3	エラーチェック(論理、ロジック、フィルターチェック)		/	/			3	個人票単体の無効票を落とす		/	/
	4	クロスチェック		/	/				個人票の有効回答数を確定させる		/	/
	5	見出しチェック(タイトル、サブタイトル、アイテム)		/	/			5	ウエイト値設定ファイルに設定する産業規模別有効回答数は、最終確定 値を設定しているか		/	/
	6	エラー修正は原票に戻ったか		/	/				ウエイト値設定ファイルに設定する層別母集団数は、今年度のものを使 用しているか		/	/
	7	原票の訂正は行ったか		/	/				標準誤差算出ファイルに設定するローデータが、今年度の有効回答数 になっているか		/	/
	8	母数チェック		/	/				標準誤差算出ファイル設定する層別母集団数は今年度のものを使用し ているか		/	/
	9	シングルマルチチェック		/	/			9	(事業所のみ)標準誤差算出ファイルに取り込むローデータが、【正社員 数>=0】の件数になっているか		/	/
	10	クロステーブル作成はあっているか		/	/		1		(事業所のみ)標準誤差算出ファイルに取り込むローデータが、OFF-JT 実施有無=1 or 計画的なOJT実施有無=1		/	/
	11	必要なクロスは出力されているか		/	/				報告書用の集計表を紙出力して複数人で確認したか 報告書用の集計表を紙出力して複数人で確認したか		/	/
		サブタイトル(小計)は正しいか		/	/		1	12			/	/
		新アイテムパターンの件数は正しいか		/	/		1	13			/	/
		平均値は正しいか		/	/		1	14			/	/
		分析軸の設定はあっているか		/	/		1	15			/	/
		FA処理は適切か		/	/			16			/	/
		%や件数の表現方法はあっているか		/	/		1	17			/	/
		集計上の無回答の扱いはあっているか		/	/		1	18			/	/
		目次はあるか		/	/		Ι.	19			/	/
		目次とページはあっているか		/	/		T	20			/	/
		凡例はあるか		/	/		Τ	21			/	/
		ページは印字されているか		/	/		T	22			/	/
		タテ計とヨコ計はあっているか		/	/		Τ	23			/	,
		ヨコ100%、タテ100%となっているか		/	/			24			/	/
		タイトルとデータは整合しているか		/	/		Τ	25			/	/
		タイトルの表現/短文化は妥当か		/	/			26			/	/
		タイトルに誤字脱字はないか		,	/		Τ	27			,	/
		タイトルの文字切れはないか		/	/		T	28			/	/
		ティトルの文字 切ればないが 元データを加工せずに保管できているか		/	/		Τ	29			/	,
		元テータを加工をすに保留できているか 元データからの修正箇所が記録されているか		/	/			30			/	/
	3U	ア・ - シャンの   修正回り   か、記録   でんしているか。	<u> </u>	/	/		13	3U			/	/

完了証印

1	Q	5

### 4. 工程検査チェックリスト【データ処理・システム(受入検査・中間検査・最終検査)】

業務番号:	
-------	--

完了証印

<u>シ</u> ス	<u>、テム</u>	開発							データ処理			
要否	No	項目	スタッフ		業務管理 者	要	要否	No	項目	スタッフ	業務担当 者	業務管理 者
	1	メイン画面動作確認		/	/	<u> </u>		1	ファイルの更新や修正作業を行う際は、元ファイルをコピーして使っているか		/	/
	2	入力画面動作確認		/	/	<u> </u>		2	作業過程は各フォルダ内に「履歴」フォルダを作成し、そこに格納しているか		/	/
	3	集計設定画面動作確認		/	/			3	データやファイルの命名規則は原則"日付6桁"+"タイトル"としているか		/	/
	4	OutPut画面動作確認		/	/	<u> </u>		4	同日に複数回保存する場合は、1回目は無印、2回目は-1、3回目は-2としたか		/	/
	5	データインポート		/	/	<u> </u>		5			/	/
	6	データエクスポート		/	/	l L		6			/	/
	7	入力結果チェック		/	/	l L		7			/	/
	8	集計結果チェック		/	/			8			/	/
	9	OutPutチェック		/	/			9			/	/
	10	マニュアル内容チェック		/	/	1 L		10			/	/
	11	フォーム吐き出しデータチェック		/	/	1 L		11			/	/
	12	データファイルの大きさの適切さ		/	/			12			/	/
	13	動作スピードの適切さ		/	/			13			/	/
	14	動作クライアント環境チェック		/	/	$oxedsymbol{igl}$		14			/	/
	15	セキュリティレベルの確認		/	/	]		15			/	/
	16			/	/	$] \ \lceil$		16			/	/
	17			/	/			17			/	/

完了証印

### 5. 工程検査チェックリスト【報告書作成(受入検査・中間検査・最終検査)】

業務番号:		

要否 No	lo 項目	スタッフ	業務担当者	業務管理者	要	否 N	lo	項目	スタッフ	業務担 当者	業務管理者
1	1   用紙サイズ		/	/		1		OFF-JTに費用を支出した企業割合の標準誤差」の推計値が巻末 集計表の適切な箇所から貼り付けされているか		/	/
2	2 印刷部数		/	/				差」の推計値が巻末集計表の適切な箇所から貼り付けされている		/	/
	3 納品形態(コピー・ファイル)		/	/		3	3 る	誤差」の推計値が巻末集計表の適切な箇所から貼り付けされてい るか		/	/
	4 作成アプリケーション		/	/				タイトルに誤字脱字はないか		/	/
	5   章立て		/	/				タイトルの文字切れはないか		/	/
	調査票の質問文と図表・数表の質問文との整合		/	/				主釈の文字切れはないか		/	/
6	6   (質問を縮小した場合、意味が損なわれていないか)		/	/				・(黒丸)」が切れてないか		/	/
7	7 数表と図表データのつき合わせ		/	/				出力現物によるチェック		/	/
	8 項目タイトルのチェック		/	/				最終成果品の複数人によるチェック		/	/
	9 図表タイトルのチェック		/	/				最終成果品のクライアントからの承認		/	/
	0 項目番号の連番チェック		/	/		1				/	/
	1 図表番号の連番チェック		/	/			2			/	/
	2 本文の誤字脱字チェック(目次も含む)		/	/			3			/	/
	本文との整合		/	/			4			/	/
	・図表来早との敕令		/	/			5			/	/
13	・図表内選択肢文との整合		/	/			6			/	/
	・図表内データ値との整合		/	/			7			/	/
	その他の整合		/	/		18	8			/	/
14	・項目タイトルと図表タイトルの整合		/	/		19	9			/	/
14	・クロス集計グラフと属性別の整合		/	/		2	20			/	/
	・目次と項目タイトルの整合		/	/		2	21			/	/
15	5 本文素読み(コメントチェック)		/	/		2	22			/	/
	レイアウトチェック		/	/		2	23			/	/
	・グラフ、表内の単位と全体数n		/	/		2	4			/	/
16	6 ・デザイン(ページ設定、グラフ・表のパターンや罫線)		/	/		2	:5			/	/
'0	・フォント、ポイント		/	/		2	:6			/	/
	・中扉の位置ズレ		/	/		2	27			/	/
	・ページ番号		/	/		2	28			/	/
17	7 本文以外のページ		/	/		2	9			/	/
''	・質問と回答のデータ値チェック		/	/		3	0				

完了証印	/	完了証印	/	

### 6. 工程検査チェックリスト【督促架電】

要否 No	項目	スタッフ	業務担 当者	業務管 理者	要否	No.	日々チェック項目	, A	ラッフ フ	業務担 当者	業務理
	トークスクリプト作成したか		/	/		1				/	
	FAQ作成		/	/		2				/	/
3	督促架電リストレイアウト作成		/	/		3				/	/
	架電結果フラグの設定		/	/		4				/	/
5			/	/		5				/	/
6			/	/		6				/	/
7			/	/		7				/	/
8			/	/		8				/	/
9			/	/		9				/	/
10			/	/		10				/	_/
1			/	/		11				/	/
12			/	/		12				/	
13			/	/		13				/	
14			/	/		14				/	
1			/	/		15				/	
16			/	/		16				/	/
1			/	/		17				/	_/
18			/	/		18				/	
			I								
	完了証印	/					完了証印	/			

### 7. 工程検査チェックリスト(日々確認項目)

業務番号:			

	補充·再発送関係						督促関係						回収関係	
要否 No	項目	スタッフ	業務担 当者	業務管 理者	要	否 No	項目	スタッフ	業務技	旦 業務f 理者	<b>*</b>	要否	Table   Ta	·務 理者
1	発送リストに「拒否」を受けた対象が含まれていないか		/	/		1	督促対象リストに「拒否」を受けた対象が含まれていないか		/	/			1 原票の返却はされているか / /	/
2	発送リストに「本社一括企業」が含まれていないか		/	/		2	督促架電リストに「本社一括企業」が含まれていないか		/	/			2 原票の返却数は正しいか     / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	/
3	発送リストに「不適格」が含まれていないか		/	/		3	督促架電リストに「不適格」が含まれていないか		/	/			3 / ,	/
4	発送リストに「拒否」が含まれていないか		/	/		4	督促架電リストに「拒否」が含まれていないか		/	/			4	/
5	発送リストに「不適格」が含まれていないか		/	/		5	電話番号が無い対象を除いているか		/	/			5 / /	/
6	発送リストに「回収済み対象」が含まれていないか		/	/		6	督促除外リストを毎日送付したか		/	/			6 / /	/
7	システムに登録されている再送件数が督促架電結果+受電+宛 先不明になっているか		/	/		7	督促除外日列に日付を適切に反映できているか		/	/			7	/
8	宛名ラベルの印字ミス(文字化け、変換ミスなど)がないか、目視で確認したか		/	/		8			/	/			8 / /	/_
9			/	/		9			/	/	_		9 / /	/_
10			/	/		10			/	/	_		10 / .	/_
11			/	/		11			/	/	_		11 / .	/_
12			/	/		12			/	/			12 / /	/
13			/	/		13			/	/			13	/

完了証印 /	完了証印	/	完了証印	/
--------	------	---	------	---

# 集計仕様書

### 能力開発基本調査(企業調査)統計表仕様(表頭)【令和3年度調査の例】

─律「100.0」を表示

表題 共通

1-1-8

1-1-9

1-1-11

1-1-13

自己啓発支援支出の有無-不明

1-1-14 OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-不明

OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-企業計

OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-OFF-JTのみ支出した

1-1-12 OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-自己啓発支援のみ支出した

OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-両方支出していない

1-1-10 OFF-JTまたは自己啓発支援の支出の有無-両方支出した

100	八旭														
概要	統計表仕様の共通														
番号		事〕	項名				推計仕様			<u>È</u>	単位	集計	対象(母数)		備考
1	構成比				端数処理を行うため	か、合計は必ずしも	100.0とならない			_		_		能力開発基本	<b>本調査を通じ、全ての統計</b>
2	費用				千円単位又は百円	日単位で四捨五入を	を行うため、合計は必	ずしも一致しない						表で同じ	
3	[0.0]				「0.0」は表章単位	未満の数値を表す	場合に使用								
4	[-]				「-」は該当数字が	ない場合に使用									
5	[*]				企業調査の場合、	「*」は回答企業数	対が2件以下のもので	表彰しない場合に	使用						
										-					
表題			級、OFF-JTス	及び自己啓発支援/	への支出の有無別企	業割合:基本属	生別集計								
概要	OFF-JT及び	が自己啓発支援への	支出の有無												
表頭	OFF-JT支出の	の有無			自己啓発支援支出の	有無			OFF-JTまた	は自己啓発支援の支出	の有無		_		
	企業計	支出した	支出していない	不明	企業計	支出した	支出していない	不明	企業計	両方支出した	OFF-JTのみ 支出した	自己啓発支援のみ 支出した	両方 支出していない	不 明	
表側	総数、産業分類、1	企業規模、正社員等													
注釈	_														
その他	_														
番号		表	頭名				推計仕様			<u>È</u>	単位	集計	対象企業数		備考
1-1-1	OFF-JT支出の有無	無-企業計			一律「100.0」を表	示				小数第2位を四捨る	5入し、小数第1位ま	₹			
1-1-2	OFF-JT支出の有無	無-支出した			問2(1)-1が「1」の	企業数(WB後)/集	集計対象企業数(WE	3後)×100		で表示(%)		問2(1)-1の回答	答対象企業(全て)		
1-1-3	OFF-JT支出の有無	無-支出していない			問2(1)-1が「2」の	企業数(WB後)/集	集計対象企業数(WE	3後)×100							
1-1-4	OFF-JT支出の有無	無-不明			問2(1)-1が「不明	」の企業数(WB後	)/集計対象企業数(	(WB後)×100							
1-1-5	自己啓発支援支出				一律「100.0」を表	示。						_			
1-1-6	自己啓発支援支出	出の有無-支出した			1-1-2~4に準じて				問2(1)-2の回答	答対象企業(全て)					
1-1-7	自己啓発支援支出	出の有無-支出してい	ない												

問2(1)-1が「1」&問2(1)-2が「1」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100

問2(1)-1が「1」&問2(1)-2が「2」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100

問2(1)-1が「2」&問2(1)-2が「1」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100

問2(1)-1が「2」&問2(1)-2が「2」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100

問2(1)-1or問2(1)-2が「不明」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100

問2(1)の回答対象企業(全て)

表題	第2表 産業・企	ト業規模・正計	·昌 室階級。 〇 F	F F — 1 T 及7	<b> </b>	支出した費用の	総額、平均額	中央値及び四	分位:基本屋性	生別集計						
	OFF-JT及					->=0/130/	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי		/ 」   1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	T.732/CB						
表頭	OFF-JTにす		ЛЖСХШО/СД	₹/ 13°2/1/012,₹ <del>13</del>			自己啓発支援に	<u></u> 支出した費用								
				100	労働者一人	労働者一人					労働者一人	労働者一人				
	総額	一社当たり 平均額	労働者一人 当たり平均額	労働者一人 当たり中央値	ルキャ四八件	当たり四分位	総額	一社当たり	労働者一人 当たり平均額	労働者一人 当たり中央値	当たり四分位	当たり四分位				
		平均領	当たり平均額	当にり甲央個	(第一)	(第三)		平均額	当にり平均額	当にり甲央値	(第一)	(第三)				
-t- m.i	(/) W/ W/ /) W/-	A W/ +D   ++ -		1		1										
	総数、産業分類															
	注:平均は費用	を支出している	企業の半均であ	ත් <b>ර</b> ං												
その他	_		=== 0					1#=	I /I <del>I Y</del>				71/ / <del>1</del>	#=1 +1 <i>4</i> 2,		/ <del>**</del> +⁄-
番号	055 37/5-11/1		表頭名				TO NOW	推訂	仕様			1. **	単位 Block 3.1 - ****/*******************************	集計対象企業数		備考
2-1-1	OFF-JTに支出し	た 質用・総額				問2(2)-1の金額	貝(WB後)						国捨五入し、整数値で表示	問2(2)-1が「1」以上の企業		
		. #				DD (2) Ad	T () (//) A - I	/ <del>//-</del>	11 N/L (1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			(万円)	714			
	OFF-JTに支出し					問2(2)-1の金額	• •						🛚 捨五入し、小数第1位まで			
	OFF-JTに支出し					問2(2)-1の金額	貝(WB後)台計	/集計对象企業	€数の  問1-1+	問1-2∫(WB後	)台計	表示(万円)				
2-1-4	OFF-JTに支出し	た費用-労働る	<b>各一人当たり中</b> 夕	央値		〈推計手順〉		<del></del>			_					
2-1-5	OFF-JTに支出し	た費用-労働者	当一人当たり四分	分位(第一)				` ,	-1]/「問1-1+問							
2-1-6	OFF-JTに支出し	た費田_労働は	と一人当たり四名	分位 (第三)							テい、WB後企業					
				カ位 (お二)		数合計の第1匹			、第3四分位に	相当する平均額	を取得					
2-1-7	自己啓発支援に	支出した費用-	-総額			2-1-1~6に準	じて、問2(2)-2	を対象に表章					9捨五入し、整数値で表示	問2(2)-2が「1」以上の企業		
						=						(万円)				
<u> </u>	自己啓発支援に					_							団捨五入し、小数第1位まで			
<b>—</b>	自己啓発支援に											表示(万円)				
	自己啓発支援に															
<b>-</b>	自己啓発支援に															
2-1-12	自己啓発支援に	支出した費用-	·労働者一人当	たり四分位(第	言)											
±85	<b>笠っま 女米 </b>	\### Til					t									
	第3表 産業・企 OFF-JTに			トトーJIに文	と出しに質用階級	別企業割合:星	本属性別集計	•								
表頭		.又山しに貝用!	自权	3												
衣頭	企業計	1万円オ	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0万円未満 10	00~500万円未満	F00 - 1000 ▼Ⅲ ± ¾	# 1000 - F000 F	口士:进 5000	5円以上	不明						
	11年前	1万円オ	□ 1~100	10万円木両 10	10~500万円末個	500~1000万円未得	句 1000~5000万日	5000	7円以上	个 明						
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						1								
	総数、産業分類	、企業規模、山	上社員率階級													
注釈	- ** + + / + = = = = = = = = = = = = = = = =		7.05F/477	/	~ ~											
	第4表(自己啓	発文援の資用		仕様も同様の者	える。			111=	1 / 1 134				WAL	#=1.1.1 <i>2</i>		/++ +··
番号	∧ <del>**</del> *=1		表頭名			( <del>*</del> [4000]	· <del></del>	推訂	十仕様			1, *4.45 2 /	単位	集計対象企業数		備考
	企業計					一律[100.0]を		(MD&) /#=1	+145 A ***** () A ()	D(%) 100			団捨五入し、小数第1位まで			
	1万円未満	<b>#</b>				問2(2)-1が「15					100	表示(%)				
	1~100万円未済					問2(2)-1が「1」						-		又は「不明」の企業		
	100~500万円:					問2(2)-1が「100以上500未満」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100 問2(2)-1が「500以上1,000未満」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100										
-	500~1000万円											-				
	1000~5000万					問2(2)-1が「1,000以上5,000未満」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100					4					
	5000万円以上					問2(2)-1が「5,000以上」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100 問2(2)-1が「不明」の企業数(WB後)/集計対象企業数(WB後)×100					4					
3-1-8	不明					問2(2)-1が 不	明」の企業数(\	VB後)/集計刻	「冢企業数(WB	後)×100						

### 能力開発基本調査(事業所調査)統計表仕様(表頭)【令和3年度調査の例】

表題	共通				
概要	統計表仕様の共通事項				
その他	第16表3-1~3 (技能検定の認知状況等) については、周期調査項目	目のため作成を省略する。			
番号	事項名	推計仕様	単位	集計対象(母数)	備考
1	構成比	端数処理を行うため、合計は必ずしも100.0とならない	_	_	能力開発基本調査を通じ、全ての統計表で同
2	費用	千円単位又は百円単位で四捨五入を行うため、合計は必ずしも一致しない			Ü
3	[0.0]	「0.0」は表章単位未満の数値を表す場合に使用			
4	[-]	「-」は該当数字がない場合に使用する。			
5	[*]	事業所調査の場合、「*」は回答事業所数が2件以下のもので表彰しない場合に使用			

	T							., , _,_,							
表題					区階級、OFF	- JT及び計画	i的なOJT実	施の有無別事業	業所割合:基本	属性·正社員率	階級·離職率階	級別集計	(2-1)		
概要		SOFF-JT又は計i	画的なOJTの実	施状況											
表頭	OFF-JTO	実施状況				3	計画的なOJT	「の実施状況	3						
	事業所計	正社員と 正社員以外、 両方実施した		正社員以外のみ実施した	OFF-JT を実施して いない	不明	事業所計	正社員と 正社員以外、 両方実施した	正社員のみ実施した	正社員以外のみ実施した	計画的な O J T を実施 していない	不明			
表側	総数、産業分数	頂、事業所規模、	企業規模、正常	<b>社員率階級、離</b>	職率階級								·		
注釈	注:「離職率階	皆級」は、正社員に	ま「離職率階級	正社員」、正社	土員または正社	員以外は「離職図	容階級 正社員	または正社員以	外」による割合で	ある。					
その他	_														
番号			表頭名					1	推計仕様				単位	集計対象事業所数	備考
1-1-1	OFF-JTの実施	状況-事業所計				一律「100.0」を	<b></b> 表示。					/J	、数第2位を四捨五入し、	_	
1-1-2	OFF-JTの実施	状況-正社員と]	E社員以外、両	方実施した		問4(1)が「1~4 <sub>-</sub>	の事業所数(W	/B後)/集計対象	象事業所数(WE	3後)×100		刀	、数第1位まで表示(%)	問4(1)回答対象事業所(全て)	
1-1-3	OFF-JTの実施	状況-正社員のる	み実施した			問4(1)が「1∼3 <sub>-</sub>	&問4(1)の「4	」に回答していた	い事業所数(W	'B後)					
						/集計対象事業所	f数(WB後)×1	100							
1-1-4	OFF-JTの実施	状況-正社員以	外のみ実施した			問4(1)の「1~3」	に回答していな	い&問4(1)が「	4」の事業所数(	WB後)					
						/集計対象事業所									
1-1-5	OFF-JTの実施	状況-OFF-JTを	実施していない			問4(1)が「5」の事	業所数(WB後	矣)/集計対象事	業所数(WB後)	×100					
1-1-6	OFF-JTの実施	状況-不明						•							
1-1-7	計画的なOJTの	)実施状況-事業	所計		·	一律「100.0」を			•	•				_	
1-1-8	計画的なOJTの	D実施状況-正社	員と正社員以外	外、両方実施した	-	1-1-2~6に準じ	て、問4(4)を対	象に表章						問4(4)回答対象事業所(全て)	
1-1-9															
1-1-10	計画的なOJTの	)実施状況-正社	:員以外のみ実施	をした をした											
1-1-11	計画的なOJTの	)実施状況-OFF	-JTを実施してい	いない											
1-1-12	計画的なOJTの	)実施状況-不明													

表題	<b>2</b> 1 表 产学• 事業所規模	•·企業規模•正社員家階級•離職家階級 ○ F	- - J T 及び計画的なO J T 実施の有無別事業所割合:基本属性・正社員率階級・離職率階級別領	集計(2-2)					
概要		は計画的なOJTの実施状況(正社員または正社)		<del>*************************************</del>					
表頭	正社員または正社員以外		正社員						
TAUX	事業所計       OFF-Jまたは計画なOJTを施した	回的 OFF-JT 計画的なOJ いずれも実施 と実 を実施した Tを実施した していない	OFF-JT	明					
表側	総数、産業分類、事業所規	見模、企業規模、正社員率階級、離職率階級							
74.17		については第2表に掲載している。	THE IED CONDITION FOR THE IED CONCIONE IED CONDITION OF THE IED CONDITIO						
その他			社員 中堅社員)、2-2(OFF-JT又は計画的なOJTの実施状況_正社員 管理職層・正社員以外)の	D推計仕様も同様の考え方。					
番号	752 122 1 (011 51)(10	表頭名	推計仕様	単位	集計対象事業所数	備考			
1-2-1	正社員または正社員以外-		一律「100.0」を表示。	小数第2位を四捨五入し、		NIO 3			
1-2-2		OFF-JTまたは計画的なOJTを実施した	問4(1)or問4(4)が「1~4」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100	小数第1位まで表示(%)	問4(1)及び問4(4)				
1-2-3			問4(1)が「1~4」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100		回答対象事業所(全て)	※1-2-1の内数(1-2-2の内数ではない)			
	を実施した		[H] 1(1)(1) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1			7.1 2 107 19x (1 2 207 19x (16/60))			
1-2-4		OFF-JTまたは計画的なOJTを実施した-計画的	問4(4)が「1~4」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100	<del></del>					
'	なOJTを実施した		[1] [( 1)// 1						
1-2-5	正社員または正社員以外-	しずれも実施していない	問4(1)が「5」&問4(4)が「5」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100						
1-2-6	正社員または正社員以外-		問4(1)or問4(4)が「不明」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100						
1-2-7	正社員-事業所計	1 -73	一律「100.0」を表示。						
1-2-8	正社員-OFF-JTまたは計画	ii的なO1Tを実施した	問4(1)or問4(4)が「1~3」の事業所数(WB後)/ 集計対象事業所数(WB後)×100		問4(1)及び問4(4)				
1-2-9		i的なOJTを実施した-OFF-JTを実施した	問4(1)が「1~3」の事業所数(WB後)/集計対象事業所数(WB後)×100		回答対象事業所(全て)	※1-2-8の内数(1-2-7の内数ではない)			
		inなOJTを実施した-計画的なOJTを実施した	問4(4)が「1~3」の事業所数(WB後)/集計対象事業所数(WB後)×100			7.1 2 0001 13X (1 2 7 001 13X (10.00 0)			
	正社員・いずれも実施してい		問4(1)&問4(4)の「1~3」に回答していない事業所数(WB後)/集計対象事業所数(WB後)×100						
-	正社員-不明	-00	問4(1)or問4(4)の「1~3」が「不明」の事業所数(WB後)/集計対象事業所数(WB後)×100						
1 2 12			回(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(		ļ.				
表題	第3表 産業·事業所規模	・企業規模、実施したOFF-JTの教育訓練	機関の種類別事業所割合:基本属性別集計(2-1)						
概要		TOFF-JTを実施した場合のその実施機関							
表頭	正社員								
	実 が	をしたOFF-JTの教育訓練機関の種類(複数E		and the second s					
	OFF-JT を実施した	自社親会社、 グループ会社(民間報)	等訓練機関 数育研修会 企業主催の トー等)	専修学校、 高等専門 各種学校 大学、ナ		不明			
表側	総数、産業分類、事業所規		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		1				
		かうち、OFF-JTを実施した事業所の割合では	53.						
74/1		実施した事業所計をそれぞれ100とした割合である							
その他	· ·		。 、2-2(実施内容 正社員以外)の推計仕様も同様の考え方。						
番号	75 0 EC - ()()()()()()	表頭名	推計仕様	単位	集計対象事業所数	備考			
	正社員-OFF-JTを実施した		推計仕様は1-2-9と同じ	小数第2位を四捨五入し、 小数第1位まで表示(%)	問4(1)回答対象事業所(全て)				
3-1-1-2	1			(70) (70) (70)	_	OFF-JTを実施した事業所計をそれぞれ			
3-1-2	  実施したOFF-JTの教育訓	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	問4(2)-1が「1」の事業所数(WB後)/集計対象事業所数×100	<del> </del>	問4(1)が「1~3」の事業所	100とした割合			
3-1-2		練機関の種類-親会社、グループ会社	3-1-2に準じ、問4(2)-1「2~10」についてそれぞれ表章	$\dashv$	IPJT(±//J↑± ⁻JJ♡尹未/八 │	10000/2610			
3-1-3		練機関の種類-民間教育訓練機関・・・	o I とに一つ、py 1(と) I 2 I 2 I 2 I 2 I 2 I 2 I 2 I 2 I 2 I						
3-1-5		練機関の種類-購入した機器、ソフトウェア・・・							
3-1-6		練機関の種類-商工会、商工会議所、・・・							
3-1-7		練機関の種類-職業能力開発協会、・・・							
3-1-8		練機関の種類-公共職業訓練機関・・・							
3-1-9		練機関の種類-専修学校、各種学校							
3-1-9		陳成内の住城-寺ドチ仪、古佳チ仪 練機関の種類-高等専門学校、大学、大学院							
	実施したOFF-JTの教育訓								
	エンミルじし ノミンコーフ エジナス 日 の川	パ  /水  ペリップ  王八夫   ヒップ   じ		Ī	i e				

問4(2)-1が「不明」の事業所数(WB後)/集計対象事業所数(WB後)×100

3-1-12 実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類-不明

### 能力開発基本調査(個人調査)統計表仕様(表頭) 【令和3年度調査の例】

表題	共通				
概要	統計表仕様の共通事項				
その他	第5表(部下、同僚等に対する指導・アドバイスの実施状況)、第6表(上	二司、同僚等から受けた指導・アドバイスの実施状況)については、周期調査項目のため作成を省略する。			
番号	事項名	推計仕様	単位	集計対象(母数)	備考
1	構成比	端数処理を行うため、合計は必ずしも100.0とならない	_	_	能力開発基本調査を通じ、全ての統計表で同
2	費用	千円単位又は百円単位で四捨五入を行うため、合計は必ずしも一致しない			U
3	[0.0]	「0.0」は表章単位未満の数値を表す場合に使用			
4	[-]	「-」は該当数字がない場合に使用する。			
5	[*]	個人調査の場合、「*」は回答者数が9件以下のもので表彰しない場合に使用			

表題	第1表 性·産業·事業所規模·企業規模·年齢階級·就業	<b>状態・最終学歴・雇用形態・勤続年数階級・業務・役職、労働者が求める能力・スキル別労働者割合:基本属</b> 「	生·就業状態·勤続年数階級·業務·役	職別集計(12-1)						
概要	労働者自身が自信があると考える能力・スキル									
表頭										
	自信のある能力・スキル	(3つまで回答)	8 8							
	A T を使いこなす   自信のある能力・スキルが   一般的な知識・能   専門   カ (OA・事務機   識・   スサール   カ (DA・事務機   温・   スサール   スサール	能力 (システ   カ・リーダーシッ   調性・周囲との協   営業力・接客スキ   (分析・思考・創 業務を効率的にこ 語学 (外国語) ナ		度な専門的知 読み書き・計算等 その他の 識・スキル の基礎的素養 キ						
表側	総数、性、産業分類、事業所規模、企業規模、年齢階級									
注釈	注:1)()は自信のある能力・スキルがある労働者計を	それぞれ100とした割合である。								
		形態が不明(未記入)の場合、調査票の正社員【A票】・正社員以外【B票】の区分に基づき補正の上、算出。								
その他		キル_労働者計)、12-8(12-7の続き)の推計仕様も同様の考え方。		1						
番号	表頭名	推計仕様	単位	集計対象労働者数	備考					
1-1-1	労働者計	一律「100.0」を表示。	小数第2位を四捨五入し、	_						
1-1-2-1	自信のある能力・スキルがある	問2-1の「1~13」に回答している労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100	小数第1位まで表示(%)	問2-1回答対象労働者(全て)						
1-1-2-2		一律「(100.0)」を表示。			( ) は自信のある能力・スキルがある労働者					
1-1-3	自信のある能力・スキルがある-ITをつかいこなす一般的な・・・	問2-1が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)		問2-1の「1~13」に回答している	計をそれぞれ100とした割合					
1-1-4	自信のある能力・スキルがある-専門的なITの知識・能力・・・	1-1-3に準じ、問2-1「2~13」についてそれぞれ表章		労働者						
1-1-5	自信のある能力・スキルがある・マネジメント能力・リーダーシップ									
1-1-6	自信のある能力・スキルがある・チームワーク、協調性・周囲・・・									
1-1-7	自信のある能力・スキルがある・営業力・接客スキル									
1-1-8	自信のある能力・スキルがある-課題解決スキル・・・									
1-1-9 1-1-10	自信のある能力・スキルがある-定型的な事務・業務・・・ 自信のある能力・スキルがある-語学(外国語)力									
1-1-10	自信のある能力・スキルがある・コミュニケーション能力・説得力									
1-1-11	自信のある能力・スキルがある・職種に特有の実践的スキル									
1-1-13	自信のある能力・スキルがある-高度な専門的知識・スキル									
1-1-13	自信のある能力・スキルがある・読み書き・計算等の基礎的要									
1-1-15	自信のある能力・スキルがある-その他の能力・スキル									
1-1-16	特に該当する能力・スキルがない	 問2-1が「14」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100		 問2-1回答対象労働者(全て)						
1-1-17	不明	問2-1が「不明」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100								

表頭	自信のある能力・スキル(3つまで回答	<u>(</u> ;)			
	ITを使いこなす				
	正社員計 自信のある能力・スキルが 一般的な知識・能 専門的な I Tの知 カ (OA・事務機 識・能力 (システ	マネジメント能 チームワーク、協 営業力・接客スキ (八坂・田本・剣 業務を効率的にこって) (4月7年) ト コミュニ	-ケーショ 職種に特有の実践 高	度な専門的知 読み書き・計算等 その他の	特に該当する能 不 明 能力・ス 力・スキルがない 不 明
	器操作(オフィス ム開発・運用、プ	カ・リーダーシッ 調性・周囲との協 宮業 ガ・接各スキ (分析・思考・創 業務を効率的にこ 語学 (外国語) カ コミュニ プ		識・スキルの基礎的素養 キ	11273
	ソフトウェア操作 ログラミング等)   など))				
 表側			<u> </u>	<u> </u>	
注釈	注:1)( )は自信のある能力・スキルがある労働者計をそれぞれ100と	・ ・ ・した割合である。			
	2)「正社員」(計)、「正社員以外」(計)は、雇用形態が不明	(未記入) の場合、調査票の正社員【A票】・正社員以外【B票】の区分に基づき補正の上、算出。			
その他	第1表12-4(12-3の続き)、12-5(自信のある能力・スキル_正社員」	以外)、12-6(12-5の続き)、12-9(向上させたい能力・スキル_正社員)、12-10(12-9の続き)、12	-11(向上させたい能力・スキ	-ル_正社員以外)、12-12(12-11の	)続き)の推計仕様も同様の考え方。
番号	表頭名	推計仕様	単位	集計対象労働者数	備考
1-3-1	正社員計	一律「100.0」を表示。	小数第2位を四捨五入し、	_	
1-3-2-1	自信のある能力・スキルがある	問2-1の「1~13」に回答している&問1(5)が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×	小数第1位まで表示(%)	問1(5)が「1」の労働者数	
1-3-2-2		一律「(100.0)」を表示。		_	( )は自信のある能力・スキルがある労働者
1-3-3	自信のある能力・スキルがある-ITをつかいこなす一般的な・・・	問2-1が「1」&問1(5)が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)		問2-1の「1~13」に回答している	計をそれぞれ100とした割合
1-3-4	自信のある能力・スキルがある-専門的なITの知識・能力・・・	1-3-3に準じ、問2-1「2~13」についてそれぞれ表章		&問1(5)が「1」の労働者	
1-3-5	自信のある能力・スキルがある-マネジメント能力・リーダーシップ				
1-3-6	自信のある能力・スキルがある-チームワーク、協調性・周囲・・・				
1-3-7	自信のある能力・スキルがある-営業力・接客スキル				
1-3-8	自信のある能力・スキルがある-課題解決スキル・・・				
1-3-9	自信のある能力・スキルがある-定型的な事務・業務・・・				
1-3-10	自信のある能力・スキルがある-語学(外国語)力				
1-3-11	自信のある能力・スキルがある-コミュニケーション能力・説得力				
1-3-12	自信のある能力・スキルがある-職種に特有の実践的スキル				
1-3-13	自信のある能力・スキルがある-高度な専門的知識・スキル				
1-3-14	自信のある能力・スキルがある-読み書き・計算等の基礎的要素				
1-3-15	自信のある能力・スキルがある-その他の能力・スキル		_		
1-3-16	特に該当する能力・スキルがない	問2-1が「14」&問1(5)が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100		問1(5)が「1」の労働者数	
1-3-17	不明	問2-1が「不明」&問1(5)が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100			
表題	第 2 丰、州、帝学、惠学所担持、个学担持、年龄哗级、就学计能、是级学	・歴・雇用形態・勤続年数階級・業務・役職、OFF-JTの受講の状況別労働者割合:基本属性・就業や	半能,带结在粉爬奶,学教,2	ひ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
概要	のFF-JTの受講状況	症・催用が窓・動机牛奴階級・未物・役職、UII-JIの又構の状況が刃動自計ロ・奉本属は・机業1	八思"到机牛奴阳似"来分"13	文城が未引(2-1)	
表頭	労働者計				
_,_,	20 120 H F1				
	労働者計 OFF-JTを受講した 受講してい	ないれています。			
表側	総数、性、産業分類、事業所規模、企業規模、年齢階級、就業状態、最				
注釈		己入)の場合、調査票の正社員【A票】・正社員以外【B票】の区分に基づき補正の上、算出。			
その他	第2表2-2(OFF – J Tの受講状況_正社員・正社員以外)の推計		H. F.	<b>住∃↓┼┼舂メンチムキンンメチ</b> ム	備考
番号	表頭名	推計仕様	単位	集計対象労働者数	1佣与

第1表 性・産業・事業所規模・企業規模・年齢階級・就業状態・最終学歴・雇用形態・勤続年数階級・業務・役職、労働者が求める能力・スキル別労働者割合:基本属性・就業状態・勤続年数階級・業務・役職別集計(12-3)

一律「100.0」を表示。

問3(1)が「1」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100

問3(1)が「2」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100 問3(1)が「不明」の労働者数(WB後)/集計対象労働者数(WB後)×100

表題

労働者計-労働者計

労働者計-不明

労働者計-受講していない

労働者計-OFF-JTを受講した

2-1-1

2-1-2

2-1-3

2-1-4

労働者自身(うち正社員)が自信があると考える能力・スキル

小数第2位を四捨五入し、

小数第1位まで表示(%)

問3(1)回答対象労働者(全て)

### 能力開発基本調査(企業調査)統計表仕様(表側)【令和3年度調査の例】

表側番号	表側名	対象	備考
	総数	集計対象とした全ての企業	υ <del>μι</del> " σ
	産業分類	産業分類コードは、通常の「例:D06」のほかに「例:DDZ」が存在するので、	 
1-1	建設業	産業分類が「建設業」	産業分類コード「D06~D08、D,DDZ」
1-1	製造業		1-2~4の合計
1-2	消費関連製造業	"が「消費関連製造業」	同コード「E09~E11,E13,E15,E20,E32」
1-3	素材関連製造業	"が「府員民産委員業」 "が「素材関連製造業」	同コード「E12,E14.E16~E19, E 21~E24」
1-4	機械関連製造業	"が「衆材気産装造業」 "が「機械関連製造業」	同コード「E25~E31」
1-5	電気・ガス・熱供給・水道業		同コード「F33~F36」
1-6	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"が「電気にガス・系統会局・水道集」 "が「情報通信業」	同コード「G37~G41,GG1,GG2」
1-7	運輸業,郵便業		同コード「H42~H49,HHZ」
1-52	连翻来,到快来   卸売業,小売業		1-8と1-9の合計
1-52			
1-8			同コード「I50~I55,II1」
-	小売業		同コード「I56~I61,II2」
1-10	金融業,保険業	"が「金融業,保険業」	同コード「J62~J67,JJZ」
1-11	不動産業,物品賃貸業	"が「不動産業,物品賃貸業」	同コード「K68~K70,KK1」
1-12	学術研究,専門・技術サービス業	"が「学術研究,専門・技術サービス業」 「「デース・ボース・レードスポート」	同コード「L71~L74,L,LLZ」
1-53	宿泊業,飲食サービス業	"が「宿泊業」又は「飲食サービス業」	1-13と1-14の合計
1-13	宿泊業	"が「宿泊業」	同コード「M75」
1-14	飲食サービス業	"が「飲食サービス業」	同コード「M76,M77,MM2」
1-15	生活関連サービス業, 娯楽業	"が「生活関連サービス業,娯楽業」	同コード「N78~N80,NNZ」
1-16	教育,学習支援業	"が「教育,学習支援業」	同コード「O81,O82」
1-17	医療,福祉	"が「医療,福祉業」	同コード「P83~P85,P,PPZ」
1-18	複合サービス事業	"が「複合サービス業」	同コード「Q86」
1-19	サービス業 (他に分類されないもの)	"が「サービス業(他に分類されないもの)」	同コード「R88~R92,R95,RR2」
2	企業規模		
2-1	30~ 49人	「問1-1+問1-2」が「30≦n≦49(人)」	※問1-1又は問1-2が両方「不明」の場合は集
2-2	50 ~ 99人	<i>" が</i> 「50≦n≦99(人)」	計対象外(無効票)
2-3	100 ~ 299人	" が「100≦n≦299(人)」	
2-4	300 ~ 999人	<i>" </i> が「300≦n≦999(人)」	
2-5	1,000人以上	″ が「1,000≦n(人)」	
	正社員率階級	31 17000 = H(XX)	
3-1	10%未満	「問1-1/(問1-1+問1-2)×100」が「n<10(%)」	正社員率は「問1-1/(問1-1+問1-2)×100」
3-2	10~30%未満	"が「10≦n<30(%)」	で算出し、算出結果の小数第2位を四捨五入し
3-3	30~50%未満	"が「30≦n<50(%)」	」で発出し、発出相来の小数第2位を図16五人の  で階級を判定
3-3	50~70%未満	"が「50≦IT<50(%)」 "が「50≦n<70(%)」	」 C 四板で 刊足  ※問1-1又は問1-2が「不明」の場合は集計対
3-4	70~90%未満	"が「70≦n<90(%)」	1
3-5	70~90%未凋 90%以上	'' が「90≦n(%)」 '' が「90≦n(%)」	象外
		יי (א') 11 (א') ]   11 (א')   11 (א')	
	OFF-JT費用の実績(正社員)	BBO 4 4 4 4 4 4 7 1 1	明2.4.4.45(天四」の相会
4-1	増加した	問3-1-1-1が「1」	問3-1-1-1が「不明」の場合、
	増減なし	<b>"が[2]</b>	OFF-JT費用の実績(正社員)別は表章しな
	減少した	<b>"が「3」</b>	()
	実績なし	<u>"</u> が[4]	
	自己啓発支援費用の実績(正社員)		
	増加した	問3-1-1-2が「1」	問3-1-1-2が「不明」の場合、
5-2	増減なし	<i>"</i> が「2」	自己啓発支援費用の実績(正社員)別は表
	減少した	<i>"</i> が[3]	章しない
	実績なし	<i>"</i> が「4」	
	OFF-JT費用の実績(正社員以外)		
	増加した	問3-2-1-1が「1」	問3-2-1-1が「不明」の場合、
6-2	増減なし	<b>"</b> が「2」	OFF-JT費用の実績(正社員以外)別は表章
	減少した	<i>''</i> が「3」	しない
6-4	実績なし	<b>〃が[4</b> ]	
7	自己啓発支援費用の実績(正社員以外)		
7-1	増加した	問3-2-1-2が「1」	問3-2-1-2が「不明」の場合、
7-2	増減なし	" が[2]	自己啓発費用の実績(正社員以外)別は表
	減少した	// が「3」	宣しない
	実績なし		1—0·00
	職業能力開発推進者の選任状況	,, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	
8-1	戦業形力開発推進者の選任状況 すべての事業所において選任している	問6(1)が「1」	  問6(1)が「不明」の場合、
8-2	9.7.5.0 争業所において選任している 一部の事業所においては選任している	in D((1)が(1)	回0(1)が   不明] の場合、  職業能力開発推進者の選任状況別は表章しな
	いずれの事業所においても選任していない	<u>"</u> が「3」	(1
	事業内職業能力開発計画作成の有無	BBC (4) L*C4	BBE(1)7/6[
9-1	すべての事業所において作成している	問5(1)が「1」	問5(1)が「不明」の場合、
9-2	一部の事業所においては作成している	<b>"が[2]</b>	事業内職業能力開発計画作成の有無別は表
9-3	いずれの事業所においても作成していない	<i>"</i> が「3」	章しない

### 能力開発基本調査(事業所調査)統計表仕様(表側)【令和3年度調査の例】

2-3	表側番号	表側名	対象	備考			
15				57.45 CD			
155							
3.							
1-3							
特別の日本語		-					
1.5 製造の大地株が大選業 * が形成の方と動物・水理型   即二千円32-456] (16人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の							
1-10		<u> </u>	** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **				
12-1				_			
19-1-90-061				, , ,			
1-9	1-52	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	″が「卸売業」又は「小売業」	1-8~9の合計			
1-10   会議義、保険業   外が高速素、保険業		卸売業	"が「卸売業」	同コード「I50~I55,II1」			
1-11			· -	·			
1-12   学術研究、毎月-技術サービス差		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·			
1-53   福治華、飲食サービス華			. ,	,			
1-14				, ,			
1-14   飲食サービス屋   2月   1775 (1785) (1795 (1785) (1795 (1895)   2月   1795 (1895)   2月   1795 (1895)   2月   1795 (1895)   2月   1795 (1895)   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2				1 11 1			
1-15   学売機関サービス栗、卵溶薬							
1-16   教命、学哲芝展業   水が飲食、治社学   内コードO81.082   日   1-17   20 株   24   24   25   25   25   25   25   25			11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, ,			
1-17   原名、保社		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.,	,			
1-18   東合サービス学   のが扱うサービス学   のが扱うサービス学   のがサービス等 (物に分類にないもの)   同コード(264)   日本学が成日   中華が成日   中が成日		•		,			
1-19		•					
				<u> </u>			
2-3							
2-3 100 ~ 299人				※問2-1又は問2-2が両方「不明」の場合は集計対			
2-4 300 ~ 999人			` '	象外(無効票)			
2-5			` '				
金美規			` '				
30 ~ 49人   問力打		,					
3-2 50 ~ 99人				ン884ボ「オロル+作ミナサもり			
100 ~ 299人				※向1川 个明]は集計刈家外 			
3-5							
1.000人以上							
4-1			_				
4-1         10%未満         「問1-1/(問1-1+問1-2)×100Jが「n<10(%)」		,					
4-3 10~30%未満 "が「0≤n<30(%)」 出し、算出結果の小教第2位を四拾五入して ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **				正社員率は「問1-1/(問1-1+問1-2)×100」で算			
4-4 50~70%未満 "が「50≤n<70(%)」 ***   ***    ***    **	4-2	10~30%未満	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	出し、算出結果の小数第2位を四捨五入して階級を			
4-5 70〜90%未満	4-3	30~50%未満	" ກ້「30≦n<50(%)」	判定			
4-6   90%以上	4-4			※問1-1又は問1-2が「不明」の場合は集計対象外			
5-1 離職率階級 常用労働者数に占める離職者数の割合 (事業所計) による階級 離職率は「問3-1+問3-2)が「0(%)」 1001で算出し、算定結果の小数第2位を四5-1-2 ~ 2 %未満 「(問3-1+問3-2)が(0(%)」 1001で算出し、算定結果の小数第2位を四5-1-3 2 ~ 5 %未満 "が「2%≤n<5(%)」 して階級を判定 いが「5%≤n<10(%)」 ※問2-1又は問2-2、問3-1又は問3-2が「7.51-1 10~20%未満 "が「50%≤n<10(%)」 場合は離職率を算定しない "が「50%≤n<30(%)」 場合は離職率を算定しない "が「305n(%)」 「間3-1が「0(%)」 「同3-1が「0(%)」 「同3-							
5-1-1 離職者なし 「問3-1+問3-2」が「0(%)」							
5-1-2 ~2%未満 「(問3-1+問3-2)/(問2-1+問2-2)×100」が「0 <n<2(%)」 "が「2%≤n<5(%)」="" 10%≤n<20(%)」="" 100」で貸出し、算定結果の小数第2位を四5-1-3="" 2~5%未満="" td="" 「0(%)」="" 「0(<="" 「で開級を判定="" 「同3-1」が「0(%)」="" いが="" して開級を判定="" 場合は離職率を算定しない=""><td></td><td></td><td></td><td></td></n<2(%)」>							
5-1-3         2 ~ 5 %未満         " が「2%≤n<5(%)」			` ,	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
5-1-4         5~10%未満         "が「5%≤n<10(%)」							
5-1-5         10~20%未満         "が「20%≤n<20(%)」	-			1			
5-1-6         20~30%未満         "が「20%≤n<30(%)」							
5-1-7   30%以上			` ,	▗▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃ ▗▃			
5-2         離職率階級 (正社員)         常用労働者数に占める離職者数の割合 (正社員) による階級           5-2-1         離職者なし         「問3-1」が「0(%)」         離職率は算定結果の小数第2位を四捨五入							
5-2-1         離職者なし         「問3-1」が「0(%)」         離職率は算定結果の小数第2位を四捨五入           5-2-2         ~2 %未満         「(問3-1)/(問2-1)×100」が「0 <n<2(%)」< td="">         級を判定           5-2-3         2 ~5 %未満         "が「2%≤n&lt;5(%)」</n<2(%)」<>			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
5-2-3       2~5%未満       "が「2%≦n<5(%)」			「問3-1」が「0(%)」	離職率は算定結果の小数第2位を四捨五入して階			
5-2-4         5~10%未満         "が「5%≦n<10(%)」				1			
5-2-5       10~20%未満       "が「10%≤n<20(%)」				※問2-1又は問3-1が「不明」の場合は離職率を算			
5-2-6       20~30%未満       "が「20%≦n<30(%)」				定しない			
5-2-7       30%以上       "が「30≦n(%)」         5-3       離職率階級(正社員以外)       常用労働者数に占める離職者数の割合(正社員以外)による階級         5-3-1       離職者なし       「問3-2」が「0(%)」       離職率は、算定結果の小数第2位を四捨五。         5-3-2       ~2%未満       「(問3-2)/(問2-2)×100」が「0 <n<2(%)」< td="">       階級を判定         5-3-3       2~5%未満       "が「2%≦n&lt;5(%)」</n<2(%)」<>			` '				
5-3         離職率階級(正社員以外)         常用労働者数に占める離職者数の割合(正社員以外)による階級           5-3-1         離職者なし         「問3-2」が「0(%)」         離職率は、算定結果の小数第2位を四捨五点           5-3-2         ~2%未満         「(問3-2)/(問2-2)×100」が「0 <n<2(%)」< td="">         階級を判定           5-3-3         2~5%未満         "が「2%≦n&lt;5(%)」</n<2(%)」<>							
5-3-1       離職者なし       「問3-2」が「0(%)」       離職率は、算定結果の小数第2位を四捨五元         5-3-2       ~2%未満       「(問3-2)/(問2-2)×100」が「0 <n<2(%)」< td="">       階級を判定         5-3-3       2~5%未満       "が「2%≦n&lt;5(%)」</n<2(%)」<>			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
5-3-2       ~ 2 %未満       「(問3-2)/(問2-2)×100」が「0 <n<2(%)」< td="">       階級を判定         5-3-3       2 ~ 5 %未満       " が「2%≦n&lt;5(%)」</n<2(%)」<>							
5-3-3       2~5%未満       "が「2%≦n<5(%)」	-			•			
5-3-4       5 ~10%未満       "が「5%≦n<10(%)」							
5-3-5 10~20%未満 "が「10%≦n<20(%)」 5-3-6 20~30%未満 "が「20%≦n<30(%)」 5-3-7 30%以上 "が「30≦n(%)」 6 キャリアコンサルタントの活用の有無 6-1 そうである 問6(6)が「1」 6-2 そうではない "が「2」							
5-3-6       20~30%未満       "が「20%≦n<30(%)」			7-	,~			
5-3-7       30%以上       "が「30≦n(%)」         6       キャリアコンサルタントの活用の有無         6-1       そうである       問6(6)が「1」         6-2       そうではない       "が「2」			` '				
6       キャリアコンサルタントの活用の有無         6-1       そうである         6-2       そうではない         "が「2」							
6-2 そうではない "が「2」	_						
	6-1		` '				
16.3							
[6-3   れからない   "か13]	6-3	わからない	<b>"</b> が[3]	※「不明」は含まない			

### 能力開発基本調査(個人調査)統計表仕様(表側)【令和3年度調査の例】

表側番号	表側名	対象	備考		
0	総数	集計対象とした全ての企業			
1	性				
1-1	男	問1(1)が「1」			
1-52	女	<b>"</b> が「2」			
2	産業分類	産業分類コードは、通常の「例:D06」のほかに「例:DDZ」が存在するので、	母集団情報から抽出したデータを確認すること		
		※事業所調査結果から引用			
2-1	建設業	産業分類が「建設業」	産業分類コード「D06~D08、D,DDZ」		
2-51	製造業	"が「消費関連製造業」、「素材関連製造業」又は「機械関連製造業」	1-2~4の合計		
2-2	消費関連製造業	"が「消費関連製造業」	同コード「E09~E11,E13,E15,E20,E32」		
2-3	素材関連製造業	"が「素材関連製造業」	同コード「E12,E14.E16~E19, E 21~E24」		
2-4	機械関連製造業	"が「機械関連製造業」	同コード「E25~E31」		
2-5	電気・ガス・熱供給・水道業	"が「電気・ガス・熱供給・水道業」	同コード「F33~F36」		
2-6	情報通信業	"が「情報通信業」	同コード「G37~G41,GG1,GG2」		
2-7	運輸業,郵便業	"が「運輸業,郵便業」	同コード「H42~H49,HHZ」		
2-52	卸売業, 小売業	"が「卸売業」又は「小売業」	1-8~9の合計		
2-8	卸売業	"が「卸売業」	同コード「I50~I55,II1」		
2-9	小売業	"が「小売業」	同コード「I56~I61,II2」		
2-10	金融業,保険業	"が「金融業,保険業」	同コード「J62~J67,JJZ」		
2-11	不動産業,物品賃貸業	"が「不動産業,物品賃貸業」	同コード「K68~K70,KK1」		
2-12	学術研究, 専門・技術サービス業	"が「学術研究,専門・技術サービス業」	同コード「L71~L74,L,LLZ」		
2-53	宿泊業,飲食サービス業	"が「宿泊業」又は「飲食サービス業」	2-13~14の合計		
2-13	宿泊業	"が「宿泊業」	同コード「M75」		
2-14	飲食サービス業	"が「飲食サービス業」	同コード「M76,M77,MM2」		
2-15	生活関連サービス業, 娯楽業	"が「生活関連サービス業,娯楽業」	同コード「N78~N80,NNZ」		
2-16	教育,学習支援業	"が「教育,学習支援業」	同コード「081,082」		
2-17	医療, 福祉	"が「医療,福祉業」	同コード「P83~P85,P,PPZ」		
2-18	複合サービス事業	"が「複合サービス業」	同コード「Q86」		
2-19	サービス業 (他に分類されないもの)	"が「サービス業(他に分類されないもの)」	同コード「R88~R92,R95,RR2」		
3	事業所規模	回答者が所属する事業所の常用労働者別階級	※事業所調査結果から引用		
3-1	30 ~ 49人	事業所調査「問2-1+問2-2」が「30≦n≦49(人)」	※事業所調査問2-1又は問2-2が「不明」の場合、		
3-2	50 ~ 99人	"が「50≦n≦99(人)」	集計対象外(無効票)のため個人調査は実施しない		
3-3	100 ~ 299人	" が「100≦n≦299(人)」			
3-4	300 ~ 999人	" が「300≦n≦999(人)」			
3-5	1,000人以上	"が「1,000≦n(人)」			
4	企業規模	回答者が所属する事業所の企業全体の常用労働者別階級	※事業所調査結果から引用		
4-1	30 ~ 49人	事業所調査の問1が「1」	※事業所調査問1が「不明」の場合、集計対象外(無		
4-2	50 ~ 99人	<b>"</b> が「2」	効票)のため個人調査は実施しない		
4-3	100 ~ 299人	<i>"</i> が「3」			
4-4	300 ~ 999人	<i>"</i> が「4」			
4-5	1,000人以上	<i>"</i> が「5」			
5	年齢階級	常用労働者数に占める回答者の年齢による階級			
5-1	20歳未満	問1(2)が「1」	問1(2)が「不明」の場合、		
5-2	20~29歳未満	″ が「2」	年齢階級別は表章しない		
5-3	30~39歳未満	<b>"</b> が「3」			
5-4	40~49歳未満	<i>"</i> が「4」			
5-5	50~59歳未満	″ が「5」			
5-6	60歳以上	<b>"</b> が[6]			
6	就業状態				
6-1	主に仕事	問1(3)が「1」	問1(3)が「不明」の場合、		
6-2	通学のかたわらに仕事	<b>"</b> が「2」	- ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
6-3	家事のかたわらに仕事	″ が「3」	<u></u>		
7	最終学歴				
7-1	中学・高等学校・中等教育学校	問1(4)が「1」	問1(4)が「不明」の場合、		
7-2	専修学校・短大・高専	" が[2]	最終学歴別は表章しない		
7-3	大学(文系)	// が「3」	1		
7-4	大学(理系)	<b>"が「4」</b>	1		
7-5	大学院(文系)	// が「5」	1		
7-6	大学院(理系)	// が「6」	1		
7-7	その他	<b>"が「7」</b>	1		
, ,	I COME	~ N + 1 J			

表側番号	表側名	対象	備考
8	雇用形態		
8-1	正社員	問1(5)が「1」	問1(5)が「不明」で、正社員票(A票)を用いている
			場合、「1」として扱う。
			※問1(5)が「1」で、正社員以外票(B票)を用いて
8-52	正社員以外		いる場合、「1」として扱う。 問1(5)が「不明」で、正社員以外票(B票)を用い
8-2		" ½ [2]	ている場合、「2~5」(内訳は表章しない)として扱
8-3		" ½[3]	
8-4	パートタイム労働者	" が[4]	
8-5	その他	" ħ[5]	
	勤続年数階級	グループ企業への出向期間を含む勤続年数別の階級	いる場合、「とう」として扱う。
9-1	1年未満	問1(6)が[1]	問1(6)が「不明」の場合、
9-2	1年以上3年未満	" ħ[2]	 勤続年数階級別は表章しない
9-3	3年以上5年未満	<b>" が[3</b> ]	
9-4	5年以上10年未満	<b>〃が[4</b> ]	
9-5	10年以上20年未満	<i>"</i> が[5]	
9-6	20年以上30年未満	<i>"</i> が[6]	
9-7	30年以上	<u>"</u> が「フ」	
10	業務	主たる業務別の階級	
10-1	管理的な仕事	問1(7)が「1」	問1(7)が「不明」の場合、
10-2	専門的・技術的な仕事	<b>" が[2</b> ]	業務別は表章しない。
10-3	事務的な仕事	<b>〃が「3」</b>	
10-4	販売の仕事	<b>"が[4]</b>	
10-5	サービスの仕事	" ½[5]	
10-6	保安の仕事	" ½[6]	
10-7	生産工程の仕事	<b>"が「7」</b>	
10-8	輸送・機械運転の仕事	// が[8] // が[9]	
10-9 10-10	建設・採掘の仕事 運搬・清掃・包装等の仕事	// が「10」	
	理版・海師・己表寺の任事 その他の仕事	" が「11」	
10-11 11	役職	" /J·1 1 1 ]	
11-1	154版 部長相当職	問1(8)が「1」	問1(8)が「不明」の場合、
11-2	課長相当職	" ħ[2]	
11-3	係長、主任、職長相当職	" ½[3]	
11-4	役職は特になり	" δ[4]	
12	1週間の就業時間階級	普段の1週間の労働時間(所定+時間外)	
12-1	30時間未満	問1(9)が「1」	問1(9)が「不明」の場合、
12-2	30時間以上35時間未満	" ħ[2]	1週間の就業時間階級別は表章しない。
12-3	35時間以上40時間未満	<b>"</b> が[3]	
12-4	40時間以上45時間未満	<b>"が[4</b> ]	
12-5	45時間以上50時間未満	<b>"</b> が[5]	
12-6	50時間以上55時間未満	" が[6]	
12-7	55時間以上60時間未満	<i>"</i> が「フ」	
12-8	60時間以上	<b>"</b> が[8]	

#### 調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

#### 1 管理体制

- (1) 委託先は、調査票等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、その事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を職員に徹底するよう努める。

#### 2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱う職員及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理担当者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項を台帳等に 記録し、定期的に又は随時、点検を行う。
- (3) 管理担当者は、調査票情報等の受払いに際して必要な確認措置を講ずる。
- (4) 管理担当者は、調査票情報等について、所定の場所に保管するとともに、その重要度に応じ、耐火庫への保管、施錠等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。

#### 3 集計のための作業時における調査票情報等の管理

- (1) 集計のための作業時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理 担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した 後は、所定の場所に収納する。
- (2) 集計のための作業は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計のための作業の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計のための作業の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

#### 4 端末機からの集計のための作業

- (1) 管理責任者は、端末機の管理者を指定する。
- (2) 端末機からの集計のための作業は、管理者の指示又は承認を受けた者が行う。
- (3) 管理責任者は、端末機からの集計のための作業の実施状況を把握するため、 集計のための作業に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。
- (4) 管理責任者は、端末機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けると ともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、定 期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使

用防止等の措置を講ずる。

- (5) 管理責任者は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)に記録された内容の秘匿性に応じ、特定の集計のための作業を特定の端末機に限定する。
- (6) 外部と接続している端末を利用する場合は、ファイアウォール(外部からの 不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み)の設定、定 期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を構ずる。

#### 5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等につき、定期的に又は随時、点検を行うとともに、その結果を各府省に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能(不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能)を設けるとともに、その記録を定期的に又は随時分析する。

#### 6 ドキュメントの管理

- (1) 管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。
- (2) 管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、 廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- (3) 各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は 随時、点検を行う。

#### 7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

#### (1) 入退室管理

- ① 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の入室資格者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録及び部外者についての識別化や職員の立会い等の措置を講ずる。
- ② 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退管理の容易化、所在表示の制限などの措置を講ずる。
- ③ 管理責任者は、必要に応じ、機械により入退管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

#### (2) 保安設備

- ① 不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室等に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。
- ② 災害に備え、必要に応じ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情

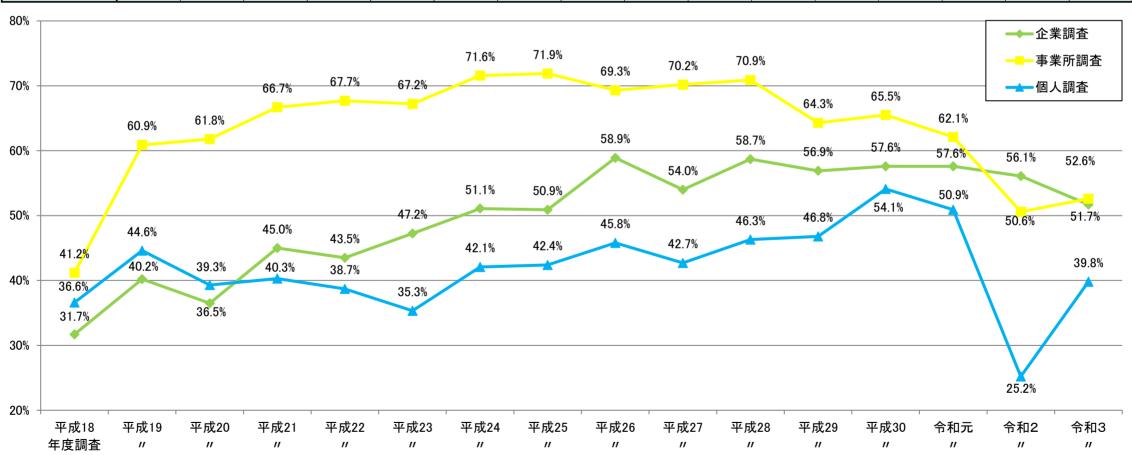
報等の保管室等の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

#### (3) 事故発生時の対策

- ① 管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、各府省の指示を受け、必要な措置を講ずる。
- ② 管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。

### 能力開発基本調査 有効回答率の推移

	平成18 年度調査	平成19 "	平成20 ″	平成21 "	平成22 ″	平成23 "	平成24 "	平成25 "	平成26 "	平成27 ″	平成28 "	平成29 "	平成30 "	令和元 ″	令和2 ″	令和3 "
企業調査	31.7%	40.2%	36.5%	45.0%	43.5%	47.2%	51.1%	50.9%	58.9%	54.0%	58.7%	56.9%	57.6%	57.6%	56.1%	51.7%
事業所調査	41.2%	60.9%	61.8%	66.7%	67.7%	67.2%	71.6%	71.9%	69.3%	70.2%	70.9%	64.3%	65.5%	62.1%	50.6%	52.6%
個人調査	36.6%	44.6%	39.3%	40.3%	38.7%	35.3%	42.1%	42.4%	45.8%	42.7%	46.3%	46.8%	54.1%	50.9%	25.2%	39.8%



#### 競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第15条により準用する 第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- 2 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 3 仕様書に記載する事項の業務を実施・完了することができること。
- 4 技術審査委員会の委員として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。
- 5 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6 提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- 7 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないこと。
- 8 企画書提出時から過去3年間において、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。(具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。)
- 9 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 10 前記1から9について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者氏名

钔

支出負担行為担当官

厚生労働省人材開発統括官 殿

【報告の参考様式】

該当項目
《記載項目の例》
・ 命令若しくは処分等の概要
・ 命令若しくは処分等があった年月日
・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
• 原処分庁
・ 命令若しくは処分等を受けた理由

#### 暴力団等に該当しない旨の誓約書

□ 当社 は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると き。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地) 社名又は代表者名

印

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

### 【添付書類の参考様式】

### 役員等名簿

|--|

<b>公儿</b> 馆协 左	(フリガナ)	生年月日				
役職名	氏名	生年月日				
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			
		年	月 日			

	企画書の目次	評価項目	区分	得点 基礎点		採点欄	評価基準 (括弧内の得点は、各評価基準の加点の上限を表す。)	技術提案書の頁
1 事業	実施計画		l	5	0		(19 mm, tex let writer, B.B. limes — ex viv we as make a fine of the control of t	
1.	1 事業実施計画	1 1年間を通しての本調査業務全体及び各業務工程ごとの具体的な実施計画が明示されているか。	必須	5	0		・本調査業務全体及び各業務工程ごとの実施時期、内容が具体的かつ明確に示されているか。	
2 事業	<b>美施体制</b>			45	45			
		本調査業務全体及び各業務工程ごとの責任者及び配置人数が明示され、かつ、それらが適切なものとなっているか。	必須	5	0		・本調査業務を遂行するに当たり、全体及び各業務工程ごとの責任者名、人数が根拠を示した上で示されているか。	
2.1	業務体制·従事人 員	3 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明示されているか。	必須	5	0		・再委託先の業務内容、業者の概要、プライバシーマークの取得等が明らかになっているか。	
		各業務工程の責任者は、統計調査業務、アンケート調査業務、市 場調査業務等の調査業務に精通した者か。	任意	0	5		・精通していることを証明できる業務内容が具体的に示されているか。(5)	
		5 統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の豊富な経験と十分な実績があるか。	任意	0	5		・過去に受託した統計調査業務等の名称、内容、調査の委託元、実施時期、調査票の発送件数、有効回答率、受託した具体的業務内容等が明示されているか。(5)	
2.2	事業実績	6 調査客体数7千件以上の統計調査等及びデータレコード7千件以上の統計データの処理実績があるか。	任意	0	5		・実施した調査名、調査の委託元、トラブルの有無等を明示しているか。(5)	
		7 過去の事業実績を本調査業務にどのように活用することを考えているか。	任意	0	5		・過去の実績・教訓を本調査業務にどのように活用するつもりか。(5)	
		8 研修プログラムの内容が明示され、かつ適切なものとなっている か。	必須	5	0		・研修の内容、目的、実施時期、実施期間等について具体的に示されているか。	
2.3	研修	9 情報セキュリティに関する研修プログラムが計画されているか。	任意	0	5		・守秘義務に関する研修が予定されているか。また、同研修には、再委託業者も対象に含まれているか。(5)	
		10 ※ 本調査業務遂行に資する効果的な研修の工夫が具体的に示されているか。	任意	0	5		・研修の内容及びその方法が具体的に示されており、かつ補助教材の利用等の工夫がみられ、効果的なものとなっているか。(5)	
2.4	設備∙環境	本調査業務を実施する場所、通信機器の設備環境等について明示されているか。	必須	5	0		・本調査業務を実施する執務室のレイアウトが明示されているか。 ・電話、FAX、インターネット環境(電子メールを含む。)、調査関係書類の印刷環境(印刷場所、用紙等消耗品の調達等)など業務実施に必要な 環境、設備がすべて明示されているか。	
		12 セキュリティ要領に、本調査業務の仕様書に掲げる内容がすべて 盛り込まれ、かつ、同規程の内容は適切なものとなっているか。	必須	5	0		・セキュリティ要領に仕様書に掲げる内容がすべて含まれているか。 ・セキュリティ要領の内容は、情報漏洩の防止等情報セキュリティの確保に資するものとなっているか。	
		13 情報セキュリティに関する事故が発生した場合の対応・処理方法が明示され、かつ、その内容が適切なものとなっているか。	必須	5	0		・連絡体制、即応体制が具体的に明示されているか。 ・厚生労働省への連絡、原因究明、対策の検討が即時に可能となっているか。	
		14 情報セキュリティを確保するための執務環境が整備され、かつ、その内容が適切なものとなっているか。	必須	5	0		・調査関係書類の保管方法、データへのアクセス制限、データの持ち出し禁止等により、セキュリティを確保する環境が整備されているか。	
2.5	情報セキュリティ対策	15 調査対象企業、事業所、労働者の情報(調査票、名簿)を閲覧できる者が具体的に定まっているか。	必須	5	0		・閲覧者の氏名、所属、業務等が明示されているか。	
		オンライン回答用のシステムを構築する際に、十分な情報セキュリ 16 ティが 確保されているか。	任意	0	5		・不正侵入の検知やアクセスログの収集が可能か。(5)	
		プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)の認証を受けているか。	任意	0	5		・認証を受けている…5点 認証を受けていない…0点	
		18	任意	0	5		・情報セキュリティ対策のために追加した取組があるか。(5)	
2.6	実施体制・役割分担	「厚生労働省及び民間事業者の連絡·要望等に対応できる体制が整備されているか。	必須	5	0		・厚生労働省と民間事業者、民間事業者内の連絡体制、連絡窓口、連絡手段等が明示されているか。	

	企画書の目次		評価項目	区分	得点 基礎点		採点欄	評価基準 (括弧内の得点は、各評価基準の加点の上限を表す。)	技術提案書の頁	
3 個別	業務の実施方法				45	105				
3.1	調査関係用品の印 刷	20	日程等に無理がなく、業務を着実に実施できる手順が明示されているか。	必須	5	0		・スケジュールが具体的に示されているか。		
3.2	調査客体の選定・ 名簿作成	21	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施できる手順が明示されているか。	必須	5	0		問査客体の選定、名簿作成の手法、スケジュール、データチェック方法が具体的に明示されているか。 		
33	3.3 調査票配付方法		調査票の配付方法(再配付を含む。)が明示され、適切なものとなっているか。	必須	5	0		・配付方法、配付スケジュール等について具体的に明示されているか。		
0.0	<b>阿县采记</b> 的分为	23 ※	配付方法に効果的・効率的な工夫が見られるか。	任意	0	20		・配付方法、配付スケジュールが工夫されているか。(10) ・依頼状等の印刷物に、有効回答率の向上に繋がる工夫がみられるか。(10)		
3.4	回収・受付	24	回収、受付方法が具体的に明示されているか。	必須	5	0		・回収方法、回収時期等について具体的に明示されているか。		
3.4	<b>四</b> 44 文刊	25 ※	仕様書で定めた「目標とする有効回答率」を達成するための具体的な実施方法が明示され、効果的な工夫が見られるか。	任意	0	10		・目標達成のために回収方法、時期等に工夫が見られるか。(10)		
3.5	有効回答率向上の 取組	20	企業調査、事業所調査及び個人調査について、有効回答率の向上 に資するような創造性、効果的な業務の実施方法が具体的に明示 されているか。	任意	0	20		・企業調査票(事業所調査票)を配付した企業(事業所)から、確実に回収を行うためにどのような取組を実施するつもりか(10) ・個人調査票を配付した労働者から、確実に回収を行うためにどのような取組を実施するつもりか(10)		
2.6	問合せ・苦情対応	27	問合せや苦情に対して適切な措置が講じられているか。	必須	5	0		・問合せ・苦情対応に係る体制、受付方法(フリーダイヤルの設置等)、受付時間等は適切か。		
3.0		28	問合せや苦情に対する具体的な実施方法が明示され、効果的な工 夫が見られるか。	任意	0	5		・対応マニュアルにない問合せ・苦情等の内容が情報共有され、効果的に反映されるような工夫が見られるか。(5)		
3.7	督促	29 ※	督促の時期、回数、実施方法は具体的に明示され、効果的な工夫が見られるか。	任意	0	20		・回収情報が督促業務に速やかに反映される体制が整っているか。(10) ・督促の方法(はがき、電話、電子メール、訪問等)、時期、回数等の具体的な明示及び効果的な工夫が見られるか。(10)		
3.8	オンラインによる回		オンライン調査の実施内容が具体的に明示され、かつ、適切か。	必須	5	0		・オンライン調査の実施に当たり、仕様書に定める最低限の機能が備わっているか。		
5.0	答 	33	円滑、適正な運営の確保、オンライン調査の回収率向上のための 工夫が見られるか。	任意	0	20		<ul><li>・本調査業務の円滑かつ適正な実施に資するような工夫が見られるか。(10)</li><li>・回答者にとって利用しやすいものとなるよう工夫がされる等、オンライン調査の有効回答率向上に向けた取組が見られるか。(10)</li></ul>		
3.90	検査・疑義照会	34	検査や疑義照会の具体的な実施方法が明示され、かつ、適切か。	必須	5	0		・検査方法、疑義照会の方法、訂正作業の方法、検査・疑義照会のスケジュール等について具体的に示されているか。		
3.10	データ入力	35	手法、日程等に無理がなく、データ入力を正確に実施する体制が明示されているか。	必須	5	0		・データ入力の実施方法、スケジュール、突合の実施方法等が具体的に明示されているか。		
3.11	集計、分析、報告書 の作成		手法、日程等に無理がなく、着実に実施できる手順が明示されているか。	必須	5	0		・集計から報告書作成までの実施方法、スケジュール等が具体的に示されているか。		
3.11	の作成   	37 ※	正確性を確保するための対策が明示されているか。	任意	0	10		・合理的な理由を説明できない集計結果が判明した場合の対策が示され、かつ適切なものとなっているか。(10)		

企画書の目次	評価項目		区分	得点 基礎点		採点欄	(括弧内の得点は	評価基準 、各評価基準の加点の上限を表す。)	技術提案書の頁
4 ワーク・ライフ・バランス()	×1)		'	0 15					
							下記のいずれに該当するか(複数該当する場合は、最も配点な	が高い区分により加点する)(15)	
							プラチナえるぼし(15)		
								3段階目(認定基準5つ全てがOとなっているか)(12)	
							女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	2段階目(認定基準5つのうち3~4つが〇となっているか)(11)	
							1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっているか)(6)		
								行動計画を策定しているか。(3) プラチナくるみんの認定を受けているか。(15)	
ワーク・ライフ・バラ 4.1 ンス等の推進に関		任意	0	15					
する指標							くるみん(令和4年4月1日以降の基準)の認定を受けているか。(11)		
						次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定 企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)の認定を受けているか。(9)	5	
					トライくるみんの認定を受けているか。(8)	トライくるみんの認定を受けているか。(8)			
							くるみんの認定(平成29年3月31日までの基準)を受けているか。(6)		
						若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。(ユースエール	認定企業)(12)		
 5 賃上げの実施	I I		1 1	0	15				
5.1 賃上げ実施の表名	5.1 賃上げ実施の表名 39 賃上げの実施を表明した企業等		任意	0	15		に表明していること【大企業】	E比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員 E比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業	
1 1	※ 新規性・創造性・効率性を求める項目	110点	合計	95点	180点		<b>守」</b>		
	無印 価格と同等に評価できる項目	165点					J		

- ① 必須項目は、「評価基準」の要件を<u>満たすと、基礎点5点</u>が付与され、<u>満たさない場合は0点</u>となる。
- ②任意項目は、評価に応じて加点する。点数については、以下の基準に基づき段階的に評価する。
- 【配分点5点の基準】5点:非常に優れている 4点:優れている 3点:普通 2点:要努力 1点:劣る 0点:要件不備又は期待できない

技術点合計

- 【配分点10点の基準】10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:普通 4点:要努力 2点:劣る 0点:要件不備又は期待できない
- 【配分点20点の基準】20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:要努力 4点:劣る 0点:要件不備又は期待できない
- 【配分点30点の基準】30点:非常に優れている 24点:優れている 18点:普通 12点:要努力 6点:劣る 0点:要件不備又は期待できない
- ※1 「4 ワーク・ライフ・バランスワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の加点に当たっての留意事項
  - ・複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うこと。
  - 例)プラチナえるぼし認定企業(配点15点)、プラチナくるみん認定企業(配点15点)、ユースエール認定企業(配点12点)の全てに該当する企業の場合、プラチナえるぼし認定企業またはプラチナくるみん認定企業の区分により15点の加点を行い、その他の認定分は加点しない。
    ・内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

### 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従	来の実施に要した	た経費			
			令和2年度(落札額)	令和3年度(落札額)	令和4年度(落札額)
	人件費	常勤職員	_	_	_
	八件頁	非常勤職員	_	_	_
	物件費		_		_
		委託費定額部分	42,561,421円	46,881,338円	46,884,847円
	委託費等	成果報酬等	_	_	_
		旅費その他	_		_
計(a)			42,561,421円	46,881,338円	46,884,847円
参考値	減価償却費		_	_	_
値	退職給付費用		_		_
b 	間接部門費			_	_
(a)+(l	o)		42,561,421円	46,881,338円	46,884,847円

#### (注記事項)

- 1. 平成13年度から令和4年度まで、調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者に委託している。 2. 本業務の実施期間は7月から翌年3月までの約9ヶ月間。
- 3. 各年度とも調査内容は概ね同じであり(周期単位で質問している調査項目あり)、直近2年間の調査客対数は、 以下のとおりである。

	企業調査	事業所調査	個人調査
令和2年度	7,392企業	7,138事業所	29,516人
令和3年度	7,322企業	7,064事業所	19,728人

4. 委託費の積算には、調査に係る人件費、印刷費、通信運搬費などが含まれる。

#### 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤職員	15	15	1
非常勤職員	9	9	_

#### (業務従事者に求められる知識・経験等)

- 1 統計調査に関する知識、情報処理に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識など。
- 2 能力開発基本調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

#### (業務の繁閑の状況とその対応)

- 1 例年、10月1日から12月16日までが調査実施期間になっており、特に企業票及び事業所票配付後の10月上中旬、個人票配布後の11月中下 旬には、調査対象者からの問合せ等が集中することが見込まれる。
- 2 また、調査実施期間中、文書や電話による督促業務を行う必要があるため、当該督促の後には、随時、調査対象者からの問合せ等が見込まれる。

#### (注記事項)

<延べ日数>

	令和	2年度	令和:	3年度
業務の種類	実施	<b>i体制</b>	実施	体制
全体方針確認•実施計画	11	人目	11	人目
定例会(厚生労働省・民間事業者)の開催	38	人日	30	人目
研修	18	人日	18	人日
調査事務局の設置等	13	人日	13	人日
調査客体データベースの作成	37	人日	37	人日
本社一括企業・事業所情報の整理	27	人日	27	人日
オンライン回答システムの構築・運用	31	人日	31	人目
調査関係用品の作成・封入封緘・発送【再委託】	14	人日	14	人目
宛先不明の確認対応	35	人日	35	人目
不適格条件による対応	35	人日	35	人日
問合せ・苦情等への対応	151	人日	151	人日
督促業務【再委託】	79	人日	79	人目
調査票の回収・受付【再委託】	64	人日	64	人日
調査票の検査・記入不備の処理(疑義照会)	152	人日	152	人日
調査票情報の電子化データ作成【再委託】	20	人日	20	人目
調査表等の整理・提出	28	人日	28	人目
集計・分析・調査結果報告書(統計表)の作成	19	人日	19	人目
調査結果報告書等の作成	2	人日	20	人日
調査結果報告書等の印刷・発送	1	人日	17	人目
合計	775	人目	801	人日

(注)【再委託】の記載がある項目は、民間事業者に加え、再委託先における業務に要した日数も含まれる。

#### <人員数>

		令和2年度	令和3年度
民間事業	者	24名	24名
	調査関係用品の印刷・封入・封絹	13名	13名
再委託先	電話督促	32名	32名
	調査表等の回収・データ入力	46名	46名

#### 3 従来の実施に要した施設及び設備

令和3年度調査を実施するに当たり、民間事業者は調査事務局を設置した。

調査事務局では、入退室制限を加えた環境で作業を行い、事前に許可された人物以外の入室を抑制し、 非接触型ICカードによる施錠を行った。

また、調査票や調査対象名簿は鍵付き保管庫に保管した。

実施場所	本調査業務に 資する電話回線	FAX	情報保管 (サーバー) (※ 1)	鍵付き 保管庫 (※2)
調査事務局	5	1	有	有

※1 サーバーには調査対象名簿等のデータを保管し、業務時間以外は、すべてサーバーにデータを格納。また、ファイアウォールを設定し、外部からの侵入を保護するとともに、内部からのデータ流出の対策として、データ操作の履歴を確認。

※2 入出庫時はISOの規定に準じて記録簿を記入することにより管理。

#### (注記事項)

作業場所は民間事業者で確保するとともに、事業実施に必要となる施設及び設備は、民間事業者において準備 すること。

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

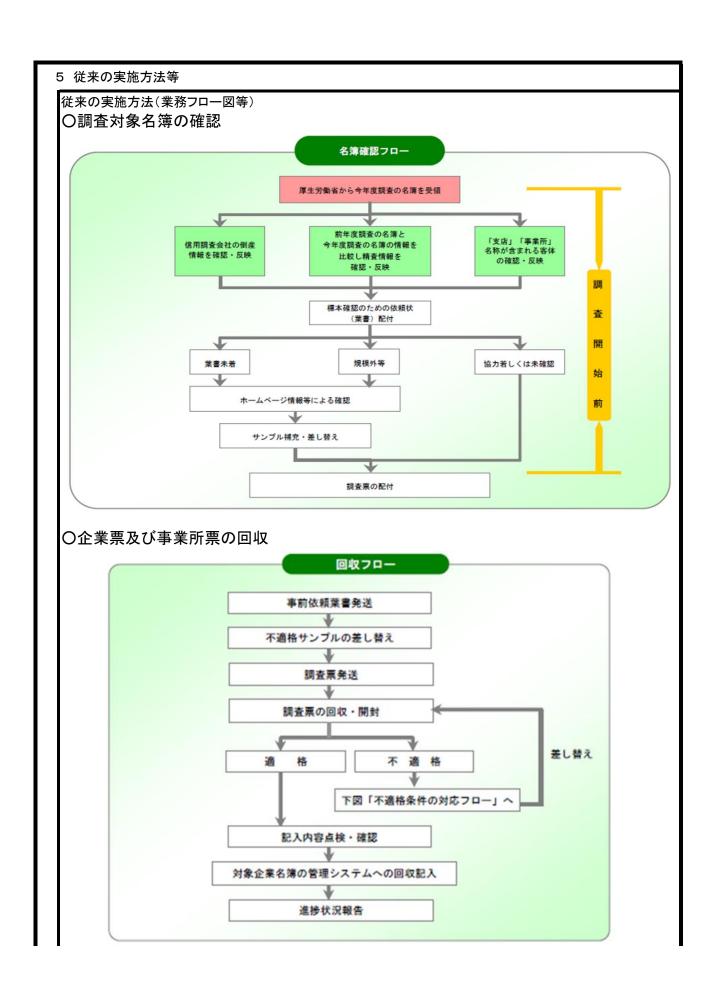
#### 目標とする有効回答率

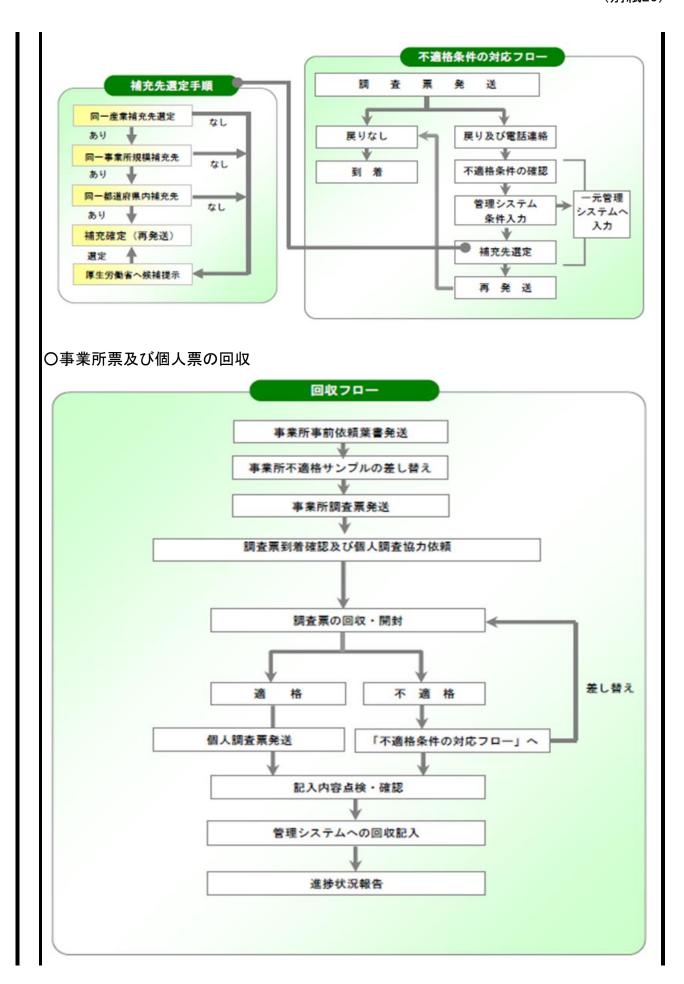
	目標とする		令和2年度		令和3年度			
		調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数 有効回答		
企業調査	60%以上	7,392	4,148	56.1%	7,322	3,788	51.7%	
事業書調査	70%以上	7,138	3,609	50.6%	7,064	3,714	52.6%	
個人調査	60%以上	29,516	7,438	25.2%	19,728	7,858	39.8%	

#### (注記事項)

調査票の有効回答率(調査票点検チェックリストの基準を満たした調査票数を調査票配付数で除した割合をいう。)は、次の有効 回答率を達成しなければならない。

- ・企業調査 60%以上
- •事業所調査 70%以上
- ·個人調査 60%以上

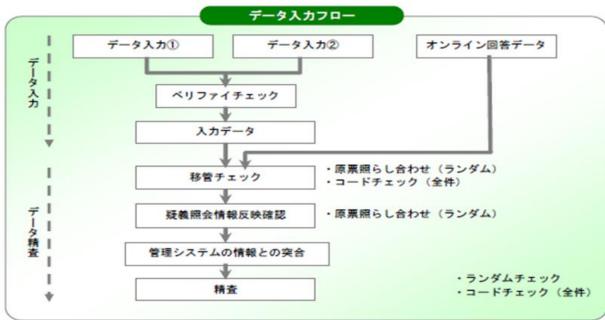


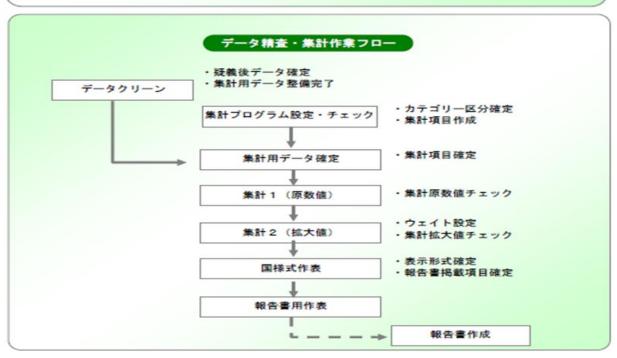


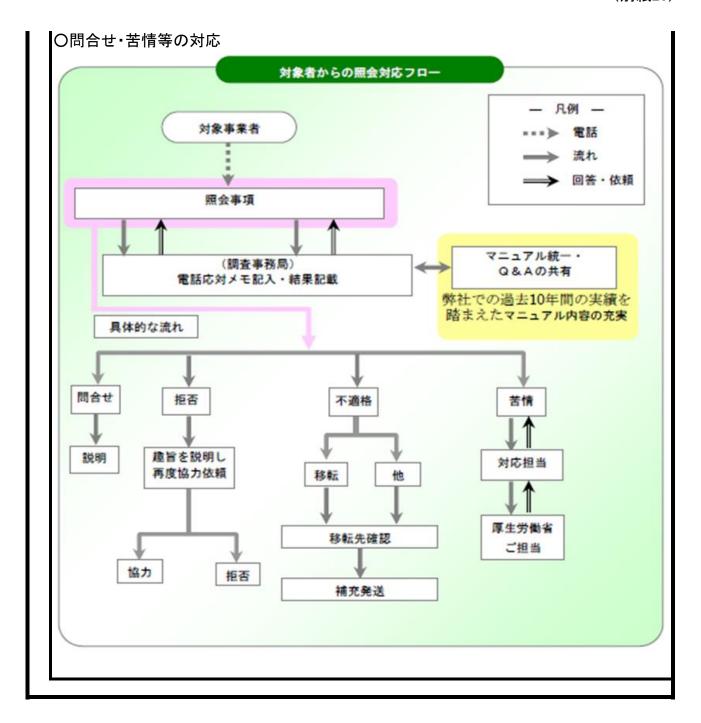
#### 〇督促業務

回数	時期	期間・日時	方法	内容
1	調査票配付時	令和3年10月6日 ~令和3年10月20日	電話	電話により、到着確認を行った。
2	一次締切り前	令和3年10月25日 ~令和3年10月29日	電話	電話による督促を行った。
3	一次締切り後	令和3年11月15日	郵便	業書による督促を行った。
4	一次締切り後の郵便 督促後	令和3年11月30日	郵便	文書による催促を行った。
5	最終締切り前	令和3年12月13日 ~令和3年12月16日	電話	未回収セルのフォロー電話を行った。

#### ○データ入力・精査・集計







### 6 従来の業務区分

	<del>*** 조선 ch</del> ch	業務細目		従来		【官民競争	・入札】又は【民間	競争入札】	(# ** /
	業務内容	未彷徊日	厚生労働省	A(主な受託者)	A以外の業者	厚生労働省	B(主な受託者)	B以外の業者	備考(作業時期・頻度・条件等)
印調刷査	①調査関係用 品の作成・印刷	調査関係用品の作成	0	0		0	0		調査票は厚生労働省が作成し、民間事業者に提供。 その他の調査関係用品は民間事業者者が作成。
・関射係		調査関係用品の印刷	Δ	0	0	Δ	0	0	従来の印刷は再委託により実施。
入用	②調査関係用 品の封入・発送	調査協力事前依頼葉書の発送		0			0		
発の		調査対象名簿の修正		0			0		
		調査関係用品の封入・発送		0			0		
促Ⅱ	①調査票の回 収	郵送での回収		0			0		
疑調 義査		オンライン調査システムの設定	Δ	0			0		
照票		回収した調査票の不備確認		0			0		
会の回	②調査票の検 査	調査票の検査	Δ	0			0		
収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		記入不備等の処理		0			0		
<b>検</b> 査	③調査票の督 促・疑義照会	督促	Δ	0	0		0	0	従来の電話督促は再委託により実施。
督		問い合わせ等の回答マニュアル作成	Δ	0		Δ	0		
		疑義照会		0			0		
	①調査票の データ入力等	調査票情報の電子的記録の作成		0	0		0	0	従来のデータ入力は再委託により実施。
告集調 書計査		調査票等の整理及び提出		0			0		
では の・票 作分の	②調査結果の 集計・分析	調査結果の集計	Δ	0		Δ	0		
│成析デ		調査結果の分析	Δ	0		Δ	0		
・ 、   印調タ	③調査結果報 告書の作成・印	調査結果報告書の作成	Δ	0		Δ	0		
刷査入 結力		調査結果報告書の印刷		0			0		従来の印刷は再委託により実施。

<sup>※</sup>O=主体、△=支援·承認·指示

(別紙 27)

令和 年 月 日

#### 通報窓口の周知完了報告書

#### 受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「能力開発基本調査業務」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託者が契約に違反した場合、受託業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

#### 【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

#### 【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)